

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】県民のくらしと福祉を守る「県民が主人公」の県政へ 「2019年岩手県知事選挙に関する政策協定書」の計画的で確実な実現を</p>				
<p>【第一部】 1 被災者の命と暮らしを守る東日本大震災津波からの復興の課題について 1、6月県議会での請願採択を踏まえ、被災者の医療費・介護保険利用料の免除措置を2020年も継続実施すること。</p>	<p>これまで財政支援の継続に当たっては、災害公営住宅の整備状況など被災地の生活環境や被災者の受療状況等を総合的に勘案しつつ、市町村の意向を踏まえて、毎年度判断してきたところです。 いまだ多くの被災者の方々が、応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされ、健康面で不安を抱えている状況を考慮し、被災者の健康面、経済面での不安を軽減し、医療や介護サービス等受ける機会を確保するため、令和2年においても、これまでと同様の財政支援を継続します。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 1 被災者の命と暮らしを守る東日本大震災津波からの復興の課題について 2、被災者・子どもの心のケアの取組を継続強化すること。</p>	<p>被災地においては、ハード面の整備が進む中、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化、多様化しており、復興の進捗に対応した心のケア対策は、中長期的な取組が必要と認識しています。 県としては、引き続き見守り活動等と連携した相談・診療体制を堅持し、被災者の状況に応じた心に寄り添った支援を継続するとともに、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高め、子どもや被災者の心のケアに取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 1 被災者の命と暮らしを守る東日本大震災津波からの復興の課題について 3、災害公営住宅でのコミュニティの確立支援など、孤独死防止の取組を強化すること。</p>	<p>本県では、市町村社会福祉協議会に配置した生活支援相談員が、民生委員や市町村が配置する支援員と連携し、応急仮設住宅や災害公営住宅に居住している被災者の見守り等の個別支援や、住民相互に支え合うコミュニティ形成の地域支援の両面に取り組んでいます。 また、令和元年度からは、災害公営住宅等での見守りやコミュニティ形成支援を重点的に行うため、生活支援相談員がより身近なところを拠点として活動できるよう、県及び市町村社協と連携し、3市町において生活支援相談員を災害公営住宅の集会所や地域の空き家に配置しており、他の市町村においてもこうした取組の実施を働きかけてきたところです。 令和2年度においては、5市町でこうした取組が実施される見込みであり、県としては、相談員の配置や拠点の設置に係る経費を支援するとともに、引き続き、取組の拡大を市町村に働きかけ、被災者が地域で孤立を深めることのないよう、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 1 被災者の命と暮らしを守る東日本大震災津波からの復興の課題について 4. 正念場を迎えている生業の再生では、仮設店舗等からの本設移行を支援し、売上げ減少の中で借金返済を強いられている再建事業者に対し、特別の支援を強化すること。</p>	<p>本設店舗への移行を計画する事業者に対しては、専門家等を派遣しながらグループ補助金等の利用に必要な事業計画づくりを支援しており、今後も引き続き支援していきます。 また、高度化スキーム貸付の返済については、災害、経済事情の著しい変動その他特別な事情により、償還が著しく困難となった貸付先については、償還猶予等の条件変更の相談をお受けしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 2 県民のくらしと福祉を守る県政について 1. 子どもの医療費助成については、中学校までの窓口無料化(現物給付化)を早期に実現すること。</p>	<p>現物給付の対象拡大に当たっては、新たに国民健康保険の国庫負担金等に減額調整措置が発生することなどの課題がありますが、令和2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 2 県民のくらしと福祉を守る県政について 2. 高すぎる国保税については、全国知事会の提言を踏まえ、国に対し協会けんぽ並みの引下げの実現を求めること。宮古市が実施した子どもの均等割りの免除・軽減の取組を県内市町村に広げること。</p>	<p>今後の医療費の増嵩が見込まれることから、県としては、国の財政責任のもと、将来にわたる持続可能な制度の確立に向けて、更なる財政措置が必要と考えており、国庫負担率の引き上げなど様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、国に要望してきたところであり、引き続き国に働きかけていきます。(B) 子どもの均等割の免除・軽減については、個別の市町村が財源負担を行いながら導入するものではなく、また、各自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で子育て世代の負担解消が行われるべきであり、まずは全国知事会等を通じて、国において必要な措置が講じられるよう求めていきたいと考えています。(C)</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの
<p>【第一部】 2 県民のくらしと福祉を守る県政について 3. 県が実施した「子どもの生活実態調査」を踏まえて、子どもの居場所確保など抜本的な子どもの貧困対策を策定し実施すること。</p>	<p>現在、岩手県子どもの生活実態調査結果の詳細分析を行っているところであり、調査により明らかとなった課題に対応するための施策を、次期子どもの貧困対策推進計画に盛り込んでいきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第一部】 2 県民のくらしと福祉を守る県政について 4、県立病院の医師、看護師の増員に取り組み、安心できる地域医療の拡充に取り組むこと。</p>	<p>県立病院医師の増員については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、特に中堅医師の確保等は非常に厳しい状況です。 県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請する以外にも、令和元年度に医師招聘体制の充実を図り、毎年度6名の招聘医師増員を目標としたほか、奨学金養成医師の計画的な配置等に積極的に取り組んでいるところであり、引き続き、医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B) 看護師の増員については、人口減等に伴う患者数の減少に見合った看護師数の適正化を考慮する一方で、医療の質の向上として39人の増員、産前産後休暇及び育児休業等の取得者を代替する正規職員の充実のため90人の増員を計画しており、これらを併せて66人の増員としているところです。 今後とも、患者の動向や地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な職員の確保に努めていきます。(A)</p>	医療局	医師支援推進室 職員課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 3 雇用確保と産業振興について 1、高卒・大卒等の県内就職率を抜本的に引き上げる総合的な取組を強化し、県内中小企業の雇用確保に取り組むこと。中小企業への支援を強化し長時間労働の是正と待遇改善に取り組むこと。</p>	<p>県内就職率の向上には、企業が生産性の向上や働き方改革の推進等により自社の魅力や価値を高めるとともに、その魅力や価値を高校生や大学生等、その保護者にしっかりとアピールし理解していただくことが重要であると考えております。このため、県では、関係機関と連携し、生産性の向上に資する設備投資等を支援する国のいわゆる「ものづくり補助金」や業務改善助成金、働き方改革の取組に対する県単の補助などの活用を促進するとともに、効果的な採用活動方法を学ぶセミナーの開催等により、県内企業の雇用・労働環境の整備や採用力の強化を支援しています。</p> <p>また、高校生や大学生等に対しては、大学等における企業紹介キャラバンの実施や、高校生と若手社員等との交流会、高校生及び保護者向け企業ガイダンスの実施など、県内企業を知ってもらい、岩手で働くことの魅力を感じてもらう取組を強化しているところです。</p> <p>さらに、市町村等と連携し、学校内での地場企業のパネル展示や動画を活用した授業なども行っています。</p> <p>今後とも、いわてで働こう推進協議会を核として、企業に対する支援や、高校生や大学生等に対する県内企業の理解促進に向けた取組を一体的に推進し、県内就職を促進していきます。</p> <p>これらの取組に加え、県内企業の長時間労働の是正や待遇改善については、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しており、違法な労働時間等に関する相談については岩手労働局に伝えるなど、改善につなげています。</p> <p>「いわて働き方改革推進運動」の展開や、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、引き続き、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第一部】 3 雇用確保と産業振興について 2、地元産業と結びついた産業振興策の取組を強化すること。</p>	<p>県では、令和2年度より「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」に基づき、様々な関係機関と連携した産業振興の取組を進めることとしています。</p> <p>本戦略の「岩手で働く(商工業振興戦略)」においては、自動車・半導体関連産業の一層の集積推進や、県内企業の開発力・技術力強化などに取り組むこととしています。また、若者や女性等の起業・創業を支援するとともに、積極的な情報発信等による県内就業の促進や、働き方改革の推進により、あらゆる人がライフスタイルに応じた働き方ができる環境を整備に取り組むこととしています。さらに、食産業・伝統工芸・漆・アパレル等の地場産業が持続的に成長していくため、新商品開発や販路開拓、人材育成など経営力・生産性の向上に向けて取り組んでいきます。</p> <p>こうした取組を着実に積み重ねることにより、地元産業と結びついた産業振興策を進めていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>商工企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 3 雇用確保と産業振興について 3、農林水産業を地域経済の基幹産業に位置づけ、農林水産業の再生に取り組むこと。種子条例の早期制定を目指すこと。</p>	<p>本県の農林水産業は、食品産業や観光業など他産業への波及が大きい裾野の広い産業であり、地域を支える基幹産業の一つとして、将来にわたり持続的に発展していくことが重要であると考えています。このため、県では、地域の核となる経営体の確保・育成や、生産性・市場性の高い産地づくり、高付加価値化と販路の拡大などを柱に取組を進めてきたところであり、今後もこうした取組により、農林水産業の振興を図っていきます。 また、種子条例については、令和元年12月11日、岩手県議会に、主要農作物等の種子の安定供給を目的とする条例案を検討する「(仮称)岩手県主要農作物種子条例案策定検討会議」が設置されました。県では、この検討会議の要請を受けて、資料の提供等、議会側の検討作業に協力していきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室 農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 4 全ての子どもの権利、個人の尊厳を大切にすること 1、国、県、市町村によるテストづけの競争主義的教育の在り方を見直し、一人一人の子どもにゆきとどいた教育を進めること。</p>	<p>本県における諸調査の活用については、正答率による比較をねらうものではないことなど、諸調査の適切な活用の在り方について、引き続き様々な機会を通じて市町村教育委員会や学校等と十分な共通理解を図り、児童生徒一人一人のつまずきに応じた授業改善等の取組を推進しています。 また、全県的な取組状況については、県学習定着度状況調査や全国学力・学習状況調査等における教科調査と質問紙調査の結果を分析し、県立学校や市町村教委にフィードバックしており、各学校等においては、これらを活用しつつ、児童生徒のつまずきに対応した授業改善に取り組んでおります。 県教育委員会では、児童生徒一人一人の学力を育てていくため、引き続き学校が組織的に学力向上に取り組む体制の強化や、授業づくりの共通指針に基づいた、児童生徒が学習の成果を実感できる授業づくり、授業と連動した家庭学習の充実などに取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 4 全ての子どもの権利、個人の尊厳を大切にすること 2、いじめから子どもの命を守るため、教職員・保護者と情報共有し、早期発見・早期対応を徹底すること。教職員によるパワハラ、体罰、暴言等による人権侵害を許さない取組を徹底すること。</p>	<p>いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合には、学級担任等が一人で抱え込むことなく、速やかに組織で情報を共有するとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行います。(A) 教職員によるパワハラ、体罰、暴言等については、絶対に許されないものであることをあらゆる機会を捉えて周知徹底するとともに、体罰等の未然防止に向け、感情の適切なコントロールを理解するための「アンガーマネジメント研修」を継続的に実施しているところであり、引き続き、研修や職員面談等を通じ、教職員に対する指導を徹底していきます。(B)</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 4 全ての子どもの権利、個人の尊厳を大切にする教育について 3、教職員の異常な長時間労働の是正を図ること。教職員的大幅な増員を国に求めるとともに、業務の抜本的な削減・改善と部活動の改善に取り組むこと。</p>	<p>教職員の増員については、学校課題の複雑化、多様化する中であって、学校支援体制の強化が求められており、学校組織の活性化や教育水準の向上などのためには、国による抜本的な定数改善も必要不可欠であることから、関係団体とも十分に連携しながら、引き続き国に対し強く要望していきます。 また、県教育委員会では、平成30年6月に岩手県教職員働き方改革プランを策定し、時間外勤務の削減等に係る具体的目標を掲げた上で、業務のスクラップ・改善や部活動の適正な運営を含む教職員の勤務負担軽減、健康確保等の具体的取組を総合的に進めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】東日本大震災津波からの復興、台風第19号災害からの復旧・復興、2016年台風第10号からの復興について 全ての被災者の生活再建と生業の再生</p>				
<p>【第二部】 1 東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題 1、建設費が高騰している被災者の住宅再建に、国の被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げること。2020年4月10日に再延長（加算支援金、12市町村）となった申請期日を必要な時期まで速やかに延長するよう求めること。</p>	<p>被災者生活再建支援制度の拡充の要望については、これまでも国に対し、繰り返し要望を行ってきたところであり、再度、令和元年6月11日に知事から関係省庁に対して行ったところですが、国では、更なる措置については、慎重な姿勢を取っているところです。 県では、復興基金を財源に、市町村と共同で、最大100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」を実施しているほか、バリアフリー対応、県産材の活用を行う場合及び利子補給等に補助する「生活再建住宅支援事業」を実施しており、その事業実施期間について、平成30年2月に、令和2年度まで2年間延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしました。 また、被災者生活再建支援金の申請期間については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、やむを得ない事情があると認められる場合には、国の通知により1年を超えない範囲で繰り返し再延長できるとされており、本支援金の事務を行う公益財団法人都道府県センターと協議し、令和2年1月に、被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期間の再延長が必要な市町村について、令和3年4月10日までの延長が決定されました。更なる延長については、住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、同センターと協議していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 1 東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国の制度として制度化し、社会保険被保険者も対象とし、今後の災害対策に活かすこと。</p>	<p>国の財政措置に関しては、県としても、震災直後に行われていたような全額財政措置を行うよう、国に対し継続して求めてきたところではありますが、国民健康保険等に関連する他の財政措置の状況などを踏まえると、その実現は難しいと考えています。 被用者保険加入者に係る一部負担金免除については、平成24年2月までは国の財政支援により実施していましたが、それ以降は、保険者の判断により実施することとされたところであり(全国健康保険協会(協会けんぽ)は、平成24年9月まで延長)、一部負担金免除の実施は保険者が判断するものであると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>【第二部】 1 東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題 3、被災者の心のケア・子どもの心のケアの取組を中長期的な事業として継続実施すること。生活支援相談員の配置を継続し継続し、「孤独死」を出さない対策、見守りとコミュニティ確立の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>【こころのケア】 被災地においては、ハード面の整備が進む中、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化、多様化しており、復興の進捗に対応した心のケア対策は、中長期的な取組が必要と認識しています。 県としては、引き続き見守り活動等と連携した相談・診療体制を堅持し、被災者の状況に応じた心に寄り添った支援を継続するとともに、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高め、子どもや被災者の心のケアに取り組んでいきます。 【生活支援相談員】 本県では、市町村社会福祉協議会に配置した生活支援相談員が、民生委員や市町村が配置する支援員と連携し、応急仮設住宅や災害公営住宅に居住している被災者の見守り等の個別支援や、住民相互に支え合うコミュニティ形成の地域支援の両面に取り組んでいます。 また、令和元年度からは、災害公営住宅等での見守りやコミュニティ形成支援を重点的に行うため、生活支援相談員がより身近なところを拠点として活動できるよう、県及び市町村社協と連携し、3市町において生活支援相談員を災害公営住宅の集会所や地域の空き家に配置しており、他の市町村においてもこうした取組の実施を働きかけてきたところです。 令和2年度においては、5市町でこうした取組が実施される見込みであり、県としては、相談員の配置や拠点の設置に係る経費を支援するとともに、引き続き、取組の拡大を市町村に働きかけ、被災者が地域で孤立を深めることのないよう、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 子ども子育て支援課 地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 1 東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題 4、災害援護資金の申請期日(2020年3月31日)の延長を強く求めること。生活福祉資金(生活復興支援資金)の継続拡充を図ること。</p>	<p>生活福祉資金(生活復興支援資金)については、岩手県社会福祉協議会が実施主体となり、現在も新規の貸付申込があるところ。県では、今後も生活福祉資金(生活復興支援資金)について被災者へ周知を図るなど、その活用を努めていきます。</p> <p>東日本大震災に係る災害援護資金貸付については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)」が平成31年4月1日付けで改正されたことにより、貸付期間の延長等の特例措置の適用期間が令和2年3月31日まで1年間延長されたところ。一方で、本県被災地においては、令和2年3月31日時点では住宅の再建が完了しないことが見込まれ、当該特例措置が同日で終了する場合、住宅再建などの生活再建に係る資金の調達が困難となる被災者が生じるおそれがあるところ。そうしたことから、東日本大震災に係る災害援護資金制度については、申請期間の延長を含め、令和2年4月1日以降の特例措置の延長について、令和元年6月、知事から関係省庁に対して要望を行ったところであり、今後も機会を捉え、国への要望活動を実施していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 1 東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題 5、グループ補助の継続・拡充を図り、事業者の再建が進むまで継続すること。二重ローン対策を継続すること。仮設店舗等の本設移行と営業継続への支援を強化し、「仮施設設有効活用等助成事業」は2020年度まで継続実施すること。</p>	<p>グループ補助金については、平成26年度から資材高騰等による補助金額の増額を、平成27年度から新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の支援を行ってきており、令和元年度においても国に制度の継続を要望し、令和2年度政府予算に盛り込まれたことから、県としても必要な予算を確保し、事業を継続する予定です。</p> <p>二重ローン対策については、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間が令和3年3月まで延長されたほか、岩手産業復興機構の投資決定期間についても令和3年3月まで延長される予定です。</p> <p>仮設店舗で営業を行っている事業者に対しては、専門家による経営相談、会計指導及び販売促進指導等を通じて売上向上やにぎわいの創出を支援するとともに、本設店舗への移行を計画する事業者に対しては、専門家等を派遣しながらグループ補助金等の利用に必要な事業計画づくりを支援しており、今後も引き続き支援していきます。</p> <p>また、「仮施設設有効活用等事業」については、土地区画整理事業等の進捗状況による本設移行時期を踏まえながら国に要望し、令和2年度末まで延長されたところ。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
		商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>1 東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題</p> <p>6、台風第19号災害で大きな被害を受けた三陸鉄道の復旧復興に当たっては、再び被害を受けないように現状復旧にとどまらず改良復旧を行うこと。復旧に当たっては復興の途上の中での災害であることから特別の財政支援を行うこと。JR大船渡線の復旧については、地元の要求に基づくBRTの運行を改善するとともに、全線開通から80年の歴史を踏まえ、鉄道での復旧を再検討すること。特定被災地公共交通調査事業を災害公営住宅や防災集団移転地を経由できるよう改善し、新たな被災地交通確保事業を実施すること。</p>	<p>三陸鉄道では、早期復旧に加え、将来にわたる安全運行の確保と災害の再発防止を図る観点から、被災規模の大きい箇所について、国の独立行政法人「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」等の助言を得ながら復旧工事を進めています。また、そうした箇所については、鉄道施設の復旧と合わせて、治山、砂防事業等の実施が必要となる可能性があることから、三陸鉄道、県、市町村等が合同の現場調査を行い、被災箇所周辺における治山事業等の実施の要否など、将来にわたる安全性の確保のための対応方針等について、協議していく予定としています。</p> <p>令和元年台風第19号災害からの三陸鉄道の復旧費用については、熊本地震における対応と同様、補助率を国1/2、地元自治体1/2とし、鉄道事業者の負担のないスキームとした上で、自治体負担に対しては、95%の普通交付税が措置される見込みとなっています。</p> <p>JR大船渡線の復旧については、県では、JR東日本に対し、運行本数の確保や鉄道並み運賃の継続、専用道の拡張などに取り組むとともに、将来にわたり利便性向上に向けた沿線自治体との協議に応じるよう求めています。なお、鉄道での復旧については、既に沿線自治体が、BRTによる本格復旧についてJR東日本と合意した上で、被災地でBRTを前提としたまちづくりが進められている状況を勘案すると、難しいものと考えています。</p> <p>特定被災地域公共交通調査事業については、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線についても対象とするよう国に要望してきたところであり、引き続き期限の延長を含め要望していきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>交通政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>1 東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題</p> <p>7、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で汚染されたほだ場・ほだ木の処理、側溝汚泥の除去、山林の除染など徹底した除染と早期の全面賠償を行うよう求めること。</p>	<p>8,000Bq/kg以下のほだ木については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自のガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。</p> <p>その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要望しているところです。</p> <p>側溝汚泥については、国に対して処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する費用や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、財政措置を拡大するよう要望しているところです。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費については、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援し、東京電力に賠償を求めています。</p> <p>除染により生じた土壌等については、早急に処理基準を示すよう国に対して要望しています。</p> <p>ほだ木、側溝汚泥等の処理、除去等を含めた原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきと考え、県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めています。</p> <p>国に対しても、東京電力が完全かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講ずるよう要望しています。</p> <p>今後も引き続き、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>資源循環推進課</p> <p>環境生活企画室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>放射能に汚染されたほだ場の環境整備や指標値を超過したほだ木の一時保管については、県が生産者に代わって費用を全額負担するきのこ原木等処理事業を実施しています。なお、この事業に要した費用は、東京電力に賠償請求を行い、全額が賠償されています。</p> <p>また、山林については、国の広葉樹林再生実証事業等を活用し、県南地域を中心とした広葉樹林の再生に取り組んでいます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>林業振興課</p> <p>森林整備課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 1 東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の8つの緊急課題 8、2020年度以降の必要な復興事業費の確保へ、機械的な期限を設けることなく、国が責任を持って復興財源を確保すること。地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。</p>	<p>復興・創生期間の終了後も、被災地においては、中長期的に取り組むべき課題もあることから、施策の進捗状況や被災地の実態等を十分に踏まえ、当該期間終了後も必要な事業及び制度を継続するとともに、復興に必要な予算が確実に確保されるよう、令和元年6月及び11月に実施した令和2年度政府予算提言・要望において、平成30年度に引き続き要望したところです。</p> <p>また、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の案を審議した令和元年12月9日開催の復興推進委員会においても、本県からは、復興の取組として一律に期限を適用することなく、引き続き被災地の状況や地元自治体の意見等を十分に踏まえながら、必要な事業及び制度を実施することや、被災地のニーズに応じた自由度の高い支援制度の継続について、知事から要請したところです。</p> <p>この結果、令和元年12月20日に閣議決定した当該基本方針では、復興・創生期間後においても、必要な復興事業を確実に実施するための東日本大震災復興特別会計の継続などの財源確保などについて盛り込まれたほか、各分野における取組として、復興・創生期間内に未完了となる災害復旧事業について事業が完了するまで支援を継続することや、当該期間後5年以降も心のケアなどの被災者支援や被災した子どもに対する支援等に適切に対応することについて記載されるなど、本県が国に働きかけてきたものが概ね盛り込まれたものと考えています。</p> <p>今後とも、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 1) 被災者の国保・後期高齢者医療費の免除や介護保険利用料等の免除措置を、県独自に2020年度以降も継続実施すること。被災者の切実な実態とこの間の成果と教訓を踏まえ、11年目以降もどう継続し、活かしていくかを検討すること。</p>	<p>これまで財政支援の継続に当たっては、災害公営住宅の整備状況など被災地の生活環境や被災者の受療状況等を総合的に勘案しつつ、市町村の意向を踏まえて、毎年度判断してきたところです。</p> <p>いまだ多くの被災者の方々が、応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされ、健康面で不安を抱えている状況を考慮し、被災者の健康面、経済面での不安を軽減し、医療や介護サービス等を受ける機会を確保するため、令和2年においても、これまでと同様の財政支援を継続します。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 2) 被災者の心のケア対策・子どもの心のケア対策を継続・強化すること。</p>	<p>被災地においては、ハード面の整備が進む中、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化、多様化しており、復興の進捗に対応した心のケア対策は、中長期的な取組が必要と認識しています。 県としては、引き続き見守り活動等と連携した相談・診療体制を堅持し、被災者の状況に応じた心に寄り添った支援を継続するとともに、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高め、子どもや被災者の心のケアに取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 3) 保健師と生活支援相談員の増員を図り、支援と見守りが必要な高齢者等への訪問・相談・対応を強化すること。震災関連の自殺、孤独死の防止のために、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。規模の大きい50戸以上の災害公営住宅の集会所に支援員を配置し、コミュニティの形成確立に特別の対策を講じること。</p>	<p>被災地における必要な保健師等の人材確保については、国に対し財政支援を継続するよう要望するとともに、今後も職能関係団体や教育機関等と連携し、被災市町村等に対して、人材確保に係る情報提供や人材育成等の取組を行っていきます。 生活支援相談員の配置については、被災者の生活や環境の変化に適切に対応した見守りや相談体制となるよう、県としても市町村や社会福祉協議会等の関係団体と連携し、引き続き適正な配置に努めていきます。 また、令和元年度からは、災害公営住宅等での見守りやコミュニティ形成支援を重点的に行うため、生活支援相談員がより身近なところを拠点として活動できるよう、県及び市町村社協と連携し、生活支援相談員を災害公営住宅の集会所や地域の空き家に配置しており、引き続き、取組の拡大を市町村に働きかけ、被災者が地域で孤立を深めることのないよう、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課 地域福祉課	B 実現に努力しているもの
	<p>応急仮設住宅や災害公営住宅の見守りは、社会福祉協議会が配置する生活支援相談員のほか、市町村が雇用する支援員等が、巡回により行っています。 県では、市町村に対し、地域で必要とされる見守り等の支援体制が総合的に確保されるよう、平成28年度に拡充された被災者支援総合交付金の活用を含め要請してきており、陸前高田市においては災害公営住宅に市民交流プラザを設置したほか、釜石市においても生活応援センターの一部を災害公営住宅に併設するなど工夫されているところです。 また、被災地コミュニティ支援コーディネート事業により、市町村と支援団体等を調整するコーディネーターを配置し、体制づくりや人材育成に関するノウハウ等について助言するなど、市町村のコミュニティ形成の取組を支援しているところであり、引き続き見守り及びコミュニティ形成の支援体制の構築に、市町村とともに取り組んでいきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 4) 震災関連死の申請の周知徹底を図り、長期にわたる避難生活という被災者の実態を踏まえた審査を行うこと。再審査請求についても周知すること。被災市町村で審査できる体制を確立すること。震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない今後の対策に活かすこと。</p>	<p>災害弔慰金の申請については、県のホームページ、暮らしの安心ガイドブックのほか、各市町村の広報を通じて繰り返し周知を図っています。 審査については、県が市町村から受託している審査会では、被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされたこと等を踏まえた「認定基準」を策定、公表するなど客観性を保つとともに、個別具体案件について丁寧に審査しているところです。 再審査については、新たな事案が明らかになった場合は、市町村で再審査を受け付け、審査会に諮問するなど柔軟に対応しており、市町村に対し、結果通知の際にその旨周知するよう依頼しています。 審査会事務については、市町村からの依頼を受け、県が受託してきましたが、委託終了の意向を示した市町村については、独自の審査体制の整備に向け、マニュアルを配布するなどの支援や助言を行っています。 東日本大震災津波の震災関連死の検証については、高齢者の避難所等での生活における肉体的・精神的疲労が震災関連死の要因の多くを占めていることから、これを防止するためには、避難所における高齢者に対するケアが特に重要と考えられます。「東日本大震災津波における避難者支援活動記録集」においても、高齢者のニーズにあった避難所の環境整備の必要性等をまとめており、避難所運営マニュアル作成モデルを作成して市町村に配布する等、避難所の環境の改善を図る等の対応をしているところです。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 5) 被災地福祉灯油等特別助成事業は、2020年度も継続実施すること。</p>	<p>県では、沿岸被災市町村については、重点的な財政支援を行う必要があることから、高齢者等の低所得世帯を対象として福祉灯油事業を実施する市町村を対象とし、その経費の一部を援助する「被災地福祉灯油等特別助成事業」を、令和元年度においても、平成23年度から平成30年度までと同様に実施しています。 令和2年度(2020年度)においては、灯油小売価格の推移や国の経済対策の動向等を踏まえ、事業実施の可否を検討していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 6) 災害援護資金の申請期限の延長を求め、保証人を義務付けることなく、使いやすく改善し活用を進めること。生活福祉資金の活用を進めること。</p>	<p>生活福祉資金(生活復興支援資金)については、岩手県社会福祉協議会が実施主体となり、現在も新規の貸付申込があるところです。県では、今後も生活福祉資金(生活復興支援資金)について被災者へ周知を図るなど、その活用に努めていきます。</p> <p>東日本大震災に係る災害援護資金貸付については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)」が平成31年4月1日付けで改正されたことにより、貸付期間の延長等の特例措置の適用期間が令和2年3月31日まで1年間延長されたところです。</p> <p>一方で、本県被災地においては、令和2年3月31日時点では住宅の再建が完了しないことが見込まれ、当該特例措置が同日で終了する場合、住宅再建などの生活再建に係る資金の調達が困難となる被災者が生じるおそれがあるところです。</p> <p>そうしたことから、東日本大震災に係る災害援護資金制度については、申請期間の延長を含め、令和2年4月1日以降の特例措置の延長について、令和元年6月、知事から関係省庁に対して要望を行ったところであり、今後も機会を捉え、国への要望活動を実施していきます。</p> <p>また、東日本大震災特例により、連帯保証人を立てなくともよいとされ、被災者にとって使いやすいように改善を行っています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 7) 特定被災地交通確保調査事業の改善・拡充を求め、防集団地や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通を確保する新たな被災地交通確保事業の創設を求め、ワンコインバスやデマンドタクシー、有償ボランティアへの支援など、きめ細かい対策を講じること。</p>	<p>特定被災地域公共交通調査事業については、被災地のコミュニティバスやデマンドタクシーなどの公共交通確保に利用されてきたところであり、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線についても対象とするよう国に要望してきたところです。当該事業については、引き続き期限の延長を含め、国に要望していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 1、被災者のいのちと健康、暮らしを守る総合的な支援を強化すること 7) 特定被災地交通確保調査事業の改善・拡充を求め、防集団地や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通を確保する新たな被災地交通確保事業の創設を求め、ワンコインバスやデマンドタクシー、有償ボランティアへの支援など、きめ細かい対策を講じること。</p>	<p>特定被災地域公共交通調査事業については、被災地のコミュニティバスやデマンドタクシーなどの公共交通確保に利用されてきたところであり、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線についても対象とするよう国に要望してきたところです。当該事業については、引き続き期限の延長を含め、国に要望していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 1) 県独自の被災者住宅再建支援事業(現行100万円、市町村と共同、10月末現在9,675件、前年比651件増)の実施期間が、2020年度となっていますが、それ以後の住宅再建も予想されることから延長すること。</p>	<p>県では、被災者住宅再建支援事業費補助金に係る事業実施期間について、平成30年2月に、令和2年度まで2年間の延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしております。今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、事業実施期間の延長について検討します。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 2) 県の生活再建住宅支援事業費補助(バリアフリー・県産材活用への補助)の実施期間(2020年度)を延長し、被災者の要望がある限り事業を継続すること。</p>	<p>県では、復興基金を財源に、市町村と共同で補助する「被災者住宅再建支援事業」を実施しているほか、バリアフリー対応、県産材の活用を行う場合及び利子補給等を市町村に対して間接補助する「生活再建住宅支援事業」を実施しており、その事業実施期間について、平成30年2月に、令和2年度まで2年間延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしました。今後とも住宅再建の状況等を勘案しつつ、市町村の意向も伺いながら、事業を進めていきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 3) 地元業者と県産材活用による岩手県地域型復興住宅や山田町など市町村独自の取組の普及を図ること。</p>	<p>県では、民間団体や県を含む行政機関等からなる岩手県地域型復興住宅推進協議会を通じて、地元業者が作成したモデルプランの周知及び住宅をつくる住宅生産者グループを登録し公表を行うことにより、安全安心で地域にふさわしい住宅の再建のため地域型復興住宅の普及を図っています。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 4) 災害公営住宅家賃の低所得者に対する国の軽減策が6年目から逡減することに伴い、県・市町村の独自の軽減策の周知と活用を徹底すること。復興の担い手でもある収入超過者に対する独自の家賃軽減策を講じること。空き室の一般入居を進めるとともに、働き世代の入居も可能な方策を検討すること。</p>	<p>県では、毎年12月に次年度の家賃を入居者に通知する際に、低所得者に対しては、旧来から実施している月収69,000円未満の方が対象となる県の独自減免制度、収入超過者に対しては、平成30年度に設けた収入超過者の割増家賃の減免制度を併せてお知らせしています。 空き室については、市町村の動向を注視しながら、一般化に向けて検討を行っているところです。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2. 住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 5) 災害公営住宅の自治会の確立と活動を支援し、コミュニティ確立のために入居者名簿を提供すること。規模の大きい50戸以上の災害公営住宅の集会室・事務室に、見守りとコミュニティ確立支援のために支援員・生活支援相談員を配置すること。集会室にはテレビ、椅子・机、ストーブ、カラオケセット等を設置し、入居者が交流し、自主的な活動ができるよう支援すること。応急仮設住宅の空き室は正月やお盆などでの家族等の帰省にも活用できるようにすること。</p>	<p>県営災害公営住宅の入居者名簿の提供については、氏名、世帯主との続柄、性別、生年月日、災害等の緊急時における支援のうち、入居者から同意が得られた内容については、個人情報保護のルールが定められている自治会から県に対し、情報提供の要請があった場合は、提供できるよう準備しております。</p> <p>県営災害公営住宅のコミュニティについては、災害公営住宅コミュニティ形成支援事業により、コミュニティ形成支援員2名を配置し、市町村担当部局などと協力しながら確立のための支援を行っております。</p> <p>県営災害公営住宅の集会所については、長机、座布団、ホワイトボード、石油ストーブ等の備品を整備し、入居開始後速やかに集会や趣味の会等に使用できるようにしております。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>災害公営住宅については、令和元年12月末現在で入居済みの団地数182か所のうち、161か所、88.5%で自治会が組織されており、残りの21か所についても、自治会の設立に向けた準備が行われています。また、自治会が組織されていない団地においても社会福祉協議会や民間団体等が住民同士の交流を図るための支援を行っているとしています。</p> <p>また、県が把握している県営災害公営住宅の入居に関する情報のうち世帯構成などの情報については、個人情報保護の観点も踏まえ、入居者の同意が得られたものについて、自治会からの要請に応じて提供する支援も行うこととしています。</p> <p>災害公営住宅の見守りは、社会福祉協議会が配置する生活支援相談員のほか、市町村が雇用する支援員等が、巡回により行っていますが、県では、市町村に対し、地域で必要とされる見守り等の支援体制が総合的に確保されるよう、平成28年度に拡充された被災者支援総合交付金の活用を含め要請してきており、陸前高田市においては災害公営住宅に市民交流プラザを設置したほか、釜石市においても生活応援センターの一部を災害公営住宅に併設するなど工夫しているところであり、引き続き、見守り及びコミュニティ形成の支援体制の構築に、市町村とともに取り組んでいきます。</p> <p>また、応急仮設住宅の帰省客の利用については、集会所や談話室を利用することについては、市町村や自治会の判断により可能である旨助言しているところです。</p>	<p>復興局</p>	<p>生活再建課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 6) 金融庁・東北財務局の通知(2013年12月10日)に基づき、「個人版私的整理ガイドライン」の周知徹底を図ること。住宅の二重ローンの解消は11月末現在、相談件数1,142件(前年と同じ)、債務整理成立件数365件にとどまっています。相談・申請の3分の2が排除されている現状と制度の改善を求めること。</p>	<p>「個人版私的整理ガイドライン」については、県においても、「暮らしの安心ガイドブック」により周知を図るとともに、沿岸4地区に設置している被災者相談支援センターにおいて弁護士が相談に応じているほか、相談員が情報提供を行っています。 なお、被災者のいわゆる二重ローン問題を解決するためには、制度の運用の見直しはもとより、法整備を含む新たな仕組みの構築が必要であることから、これまでも国に対し要望してきたところであり、引き続き、国が積極的に対応するよう要望していきます。</p>	復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 2 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を 2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を 7) 仮設住宅の空き室については、Uターン・Iターンしてきた人や家族等も活用できるように、県としても積極的に取り組むこと(10月末実績、5市町53戸)。</p>	<p>応急仮設住宅の空き室利用については、国と協議し、応急仮設住宅の集約化・撤去の妨げになったり入居者のコミュニティ維持に支障が生じないことを条件に、平成26年度から目的外使用として、地元に戻りたいが実家が被災し住む家がない方や、被災地で就職し定住を希望しているものの住む家がない方などについて、被災者が入居している団地の空き部屋については、使用の許可を行うとともに、利用者に使用料を支払っていただくことで居住可能としてきました。 しかしながら、被災者の退去が進み、令和2年度にほぼすべての仮設住宅の解体を行うこととしており、短期の入居に限って運用しております。</p>	復興局	生活再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を 1) グループ補助事業については、申請を希望する全ての事業者が対象となるよう継続・拡充すること。事業者グループや小規模事業者グループも申請し、採択されるよう具体的な支援を強化すること。前払いなどの措置を徹底すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。2020年度以降も継続実施するよう国に強く求めること。グループ補助に準じた小規模事業者に対する支援策を講じること。</p>	<p>グループ補助事業については、事業再建・本設移行を希望する事業者が補助金を活用できるよう、商工指導団体と連携して、復興事業計画の作成や計画の熟度を高めるための支援を行っています。 交付決定事業者には、資金調達の負担を軽減し、補助事業を迅速に進められるよう、前金払いにもきめ細かく対応しています。 また、事業者が抱える経営課題の解決を図るため、商工指導団体と連携して、専門家による指導助言など支援策を講じているところです。 国に対しては、事業の継続のため予算措置を講じるよう要望し、令和2年度政府予算に計上されたところです。 グループ組成が困難な小規模事業者にも、認定済みグループに追加することによりグループ補助金を活用することが可能です。 事業者単独での申請でも補助金の活用が可能な制度として、沿岸区域の市町村と連携して、事業者の復旧経費に対する補助事業を実施しています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を 2) 二重債務解消の取組は、岩手県産業復興相談センターの債権買取110件、東日本大震災事業者再生支援機構167件となっています。取組の継続を求めること。5年後の債権買い戻しについては経営状況を見て柔軟に対応すること。高度化スキーム貸付の返済についても経営状況を見て柔軟に対応すること(条件変更実績22社44件)。</p>	<p>二重債務解消の取組については、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間が令和3年3月まで延長されたほか、岩手産業復興機構の投資決定期間についても令和3年3月まで延長される予定です。 また、岩手県産業復興相談センターでは、債権買取等を実施した事業者に対し訪問によるフォローアップを行い、関係機関と連携して事業計画の再策定や債務返済の条件変更を行うなど事業者の経営状況に沿った支援をしているところです。 また、高度化スキーム貸付の返済については、災害、経済事情の著しい変動その他特別な事情により、償還が著しく困難となった貸付先については、償還猶予等の条件変更の相談をお受けしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を 3) 仮設店舗(商業者)入居者は6月末現在111事業者となっており、引き続き本設移行への支援を強化するとともに、無償譲渡など営業継続への支援を強化すること。</p>	<p>仮施設有効活用等事業が継続されることで、市町村が引き続き被災事業者を支援したり、施設の譲渡等を検討することが可能となるため、市町村と連携して仮施設有効活用等事業の継続を国に要望し、令和2年度末まで延長されたところです。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を 4) 三陸チャレンジ推進事業等で140事業者の起業を支援してきたフォローアップを行い、さんりくなりわい創出支援事業の取組を検証し、活用できる事業に改善を図り、若者の起業や第二創業の取組を推進すること。</p>	<p>県では、さんりくなりわい創出支援事業により、復興まちづくりに合わせたなりわいの再生を図るため、被災地において起業や新事業活動を行おうとする方を対象に、事業計画の策定から起業等に要する初期費用、クラウドファンディングによる資金調達や販路開拓、経営指導までを総合的に支援しており、平成30年度まで実施していたさんりくチャレンジ推進事業等を活用し起業や新事業を行った方についても、フォローアップを行っているところです。 なお、被災地においては、土地区画整理事業の進捗等によりいまだ事業再開に至らない事業者や、起業等を行ったものの経営が軌道に乗っておらず引き続き支援が必要な事業者等が見込まれることから、支援が必要な方が活用できるように市町村や商工団体などと連携を図りながら、令和2年度も引き続き、さんりくなりわい創出支援事業を実施し、被災地における起業や新事業活動の取組を支援していきます。</p>	復興局	まちづくり・産業再生課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を 5) 県の中小企業被災資産復旧費補助については継続実施し、テナントで被災した事業者の再建への支援策を講じること。</p>	<p>復旧事業費補助金については、復旧需要が見込まれる当面の間、事業の継続を検討しており、県では令和2年度当初予算で65,100千円を措置しました。 なお、テナントで被災した事業者については、共同店舗に入居する場合等にグループ補助金の利用が可能のほか、所有していた設備等の復旧費用は中小企業被災資産復旧費補助金の対象となります。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 1、再建の意思のある全ての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を 6) 県は復興事業を推進するためにも、正規職員の大幅な増員を図ること。復興に必要な職員の確保に取り組み、任期付き職員、全国からの応援職員の確保に努めること。応援職員の健康と心のケア対策を一層強化すること。任期付職員の待遇改善と正職員への登用を進めること。</p>	<p>震災以降、増大する業務に対応するため、新採用職員の採用数を拡大しているほか、任期付職員や再任用職員の採用、応援職員派遣元自治体の訪問等を通じた応援職員の継続的な派遣要請を行っており、引き続き、多様な方策による人員確保に取り組んでいきます。 任期付職員のうち、勤務成績が優秀で、一定の要件を満たしている職員については、任期更新時に主任への任用を行うとともに、平成28年度から任期の定めのない職員として採用する選考試験を実施しているところです。 また、他自治体からの応援職員の健康管理については、健康診断結果に問題があった職員や長時間労働による健康障害が懸念される職員に対し、産業医による指導や個別相談を実施していきます。 あわせて、心のケア対策として、全員を対象としてメンタルヘルスチェックを行い、その結果に応じて、精神科嘱託医や臨床心理士による巡回メンタル健康相談や健康管理サポート研修等を行うなど、関係課が連携して応援職員のフォローアップ等に取り組んでいきます。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 1) サケ・サンマ・スルメイカの資源の減少の科学的調査を進め、放流事業の改善等を含め、資源の確保を進めること。</p>	<p>近年のサケ漁の不漁は、稚魚放流時期や沿岸からオホーツク海に至る間の稚魚の減耗が要因の一つと考えられており、資源量の回復に向けて、県水産技術センターでは、国等の研究機関と連携し、減耗要因に関する調査を実施しているほか、水温の高い時期に回帰してくる北上川水系のサケに着目した新たな種苗生産技術の開発などを行っています。また、サンマやスルメイカなどの資源については、適切な管理に向け、国の調査研究機関と連携し、資源状況調査を実施しています。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 2) サケ、サンマ、スルメイカの大不漁と原材料費の高騰に対する緊急対策を講じ、原材料確保、魚種転換や新商品の開発、販路の確保・拡大への支援を行うこと。</p>	<p>主要魚種の不漁と原材料確保については、サケの資源回復に努めるとともに、近年、資源が増えているマイワシについて小型漁船漁業による試験操業を実施するほか、市町村や漁協と連携して県外廻来船の誘致による地元魚市場への水揚げ増加を図ります。また、新たにサケ・マス類の海面養殖の事業化を推進するとともに、国産原料の確保について国の支援制度の活用促進などにより、加工原料の確保に努めていきます。 さらに、水産加工品コンクール等の開催により商品開発の誘導を行い、これまで取り扱わなかった原料の利用の推進を図るとともに、各種商談会を開催することで販路の拡大を図ります。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 3) アワビ・ウニの不漁対策とホタテ等の貝毒の科学的調査と対策を強化すること。</p>	<p>アワビについては、東日本大震災津波によりアワビ種苗生産施設が被災し、平成23年から26年まで稚貝放流数が少なかったことに加え、餌となる海藻が不足してやせた貝が多く、今後も漁獲量の減少が懸念されており、資源回復に向けた対策の実施が必要となっています。このことから、県では、積極的な種苗放流を推進するため、国の事業を活用し、種苗購入費及び放流作業経費の一部を支援しているところであり、令和2年度も国の事業が継続されるよう要望したところです。また、より放流効果の高い容器放流の普及、餌料対策等の指導を行い、アワビ資源の早期回復が図られるよう取り組んでいきます。</p> <p>ウニについては、身入りの良いウニを育成するため、餌料海藻の多い漁場や漁港内への移殖放流や蓄養の有効活用を漁協へ指導していきます。</p> <p>貝毒については、水産技術センターを中心に、貝毒の発生予測や、毒化したホタテガイなどの毒量を低減する技術の開発についての試験・研究を進めていくとともに、県漁連による貝柱の加工向け出荷にかかる毒量基準の緩和を受けて、県漁連と連携の上、水産加工業者に対し、加工処理基準の遵守及び適切な加工処理を指導していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 4) ワカメ等の風評被害対策を強化し、再生産可能な価格対策を講じること。養殖施設の整備(17,428台、目標の99.7%、震災前の65.6%)を踏まえ、養殖生産回復のため、漁業者の確保と漁場利用の見直しと活用を進めること。</p>	<p>ワカメの市場価格については、生産者や水産関係団体等と連携して県産ワカメの安全・安心や品質の高さをPRしてきた結果、震災前の水準に回復しているところです。県では、引き続き、実需者等に対するPRを強化するなど、県産ワカメ等の評価向上と販路拡大につながるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、ワカメ生産量の減少については、震災後の生産者の廃業等に伴い養殖施設数が減少したことが主な要因であり、現時点においても震災前の生産量まで回復していない状況が続いています。生産量を回復するためには、経営体の生産力を高めることが重要であり、このため、県では意欲ある生産者の規模拡大や、漁協における自営養殖の推進、省力化機器の導入などに取り組んでいます。さらに、平成31年4月に開講した「いわて水産アカデミー」においては、地域漁業をリードする人材育成に取り組み、漁業者の確保につなげていきます。</p>	農林水産部	流通課 水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 5) 大不漁に直面している小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること</p>	<p>小型漁船漁業は、主要魚種の資源減少から漁業経営が厳しい状況になっていることから、県では、近年資源量が増加しているマイワシの漁船漁業による操業を検討するため、令和元年度から試験操業を開始したところです。また、国の経営安定対策事業によって減収補填を受けられる漁業共済の加入を促していくほか、国の資源管理と連動して地先資源の調査及び解析体制を充実し、ケガニやミズダコなどの資源管理の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 6) 国の漁業法改悪に対し、漁場に混乱をもたらす企業の進出は認めないこと。漁民の多様な声を反映する海区漁業調整委員会の制度を守ること。漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の再建整備と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進めること。</p>	<p>国は、現行漁業法で規定されていた区画漁業権と定置漁業権の免許の優先順位を廃止し、改正漁業法では、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許することとしており、具体的な運用については、政省令で通達される予定です。 海区漁業調整委員会については、改正法において、定員の過半数を漁業者等委員とすることが定められているほか、漁業者等委員の選定にあたり、従事する漁業種類、操業区域に著しい偏りが生じないようにすることが規定されています。 また、平成31年4月にスタートしたいわて県民計画(2019～2028)復興推進プランにおいては、引き続き、漁協を核とした漁業、養殖業の構築、産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築に取り組むこととしています。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>海区漁業調整委員会制度については、漁業調整委員会の全国団体である全国海区漁業調整委員会連合会から国(水産庁)に対して、「漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織であることを堅持すること」及び「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保」等について要望書を提出(令和元年7月4日)しています。 引き続き、制度の運用により水面の総合的な利用調整に努めていきます。</p>	岩手海区漁業調整委員会事務局	岩手海区漁業調整委員会事務局	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 7) 水産アカデミーの取組をはじめ、漁業担い手対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県は、平成28年3月に、岩手県漁業担い手育成ビジョンを策定し、市町村などの関係機関と漁業担い手の確保・育成に係る目指す姿などを共有し、役割分担を明確化した上で、担い手対策を推進しています。また、漁業就業希望者の地域への定着を促進し、将来の漁業者リーダーを養成するため、平成31年4月に、いわて水産アカデミーを開講し、就業に必要な知識・技術の習得を支援しているところであり、第1期生が研修を行っています。さらに、沿岸各市町村では、漁業担い手協議会を設置し、県の担い手対策と連携しながら漁業就業支援や住居等の生活支援を行っているところです。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 8) 固定資産税の減免の継続など漁協・漁民に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。</p>	<p>震災後、漁協が取得した漁船、漁具、漁網、加工施設等は、地方税法及び復興特区法に基づいて固定資産税が一定期間減免されており、漁協を含む被災事業者の支援と再建を図る目的から、地方税法における固定資産税の減免については、令和2年度までの期限において特例措置が講じられているところです。</p> <p>また、地方税の課税免除について、県としても、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補填措置について、令和3年度以降も現在の措置を継続するよう、令和2年度政府予算提言・要望において要望を行ったところであり、その結果、令和元年12月20日に閣議決定された、「復興・創生期間」後における東日本大震災津波からの復興の基本方針において、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うこと、また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討することとされています。</p> <p>さらに、水産業復興特区については、現在、本県における同特区の適用はありませんが、本県の水産業は、沿岸各地域において集落が形成されており、今後も地域を束ねる漁協が中核となって本県の水産業の発展に寄与してきた経緯を踏まえ、地域の漁業、養殖業の復興、振興施策に取り組んでいきます。</p>	農林水産部 政策地域部 復興局	団体指導課 市町村課 まちづくり・産業再生課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 9) 被災した108漁港の早期再建整備に取り組むこと(県管理漁港は31漁港完了)。</p>	<p>被災した108漁港全ての復旧が令和元年8月までに完了しています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>漁港漁村課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第二部】 3 なりわいの再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 10) 被災農地は復旧対象農地面積542haが100%完了したことを踏まえて、地域の特性を生かした多面的な農業の振興を図ること。</p>	<p>県では、沿岸地域の特性を生かした農畜産物の産地力向上のため、施設野菜については、周年出荷体制の確立による生産拡大に向けた大規模ハウスなどによる栽培や環境制御などの先端技術の導入を進めます。 露地野菜については、規模拡大や収量向上による生産拡大に向け、作期拡大や作業の機械化、労力確保対策などの取組を支援します。 銀河のしずくや地場企業などの需要に応じた酒米、そば等については、品質確保と安定生産に向けた栽培技術指導を行います。 復興りんご「大夢」の販売拡大に向けては、栽培研究会の活動を支援します。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第二部】 4 被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること 1) 大槌病院、山田病院の再建に続き、県立高田病院の2018年3月の開院を踏まえ、医師・看護師確保に全力で取り組み、地域医療の充実と連携に取り組むこと。県立釜石病院の改築に取り組むこと。</p>	<p>県立高田、大槌、山田病院の医師の確保については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いています。 県においては、引き続き関係大学等に対する医師の派遣要請を進めていくほか、即戦力となる医師の招聘にあたっては、過去に復興支援などで本県に勤務していただいた方の人脈を生かした招聘に重点的に取り組んでいきます。 看護師確保については、看護師養成校の訪問や就職セミナー、保護者向け就職説明会、県立病院見学バスツアーを開催したほか、職員確保を目的とした動画を更新しユーチューブに投稿するなど、多様なメディアを活用した広報活動を推進しており、今後も様々な取組を行い看護師確保に努めていきます。 また、地域医療連携については、患者の動向や圏域内の医療機関の役割分担を踏まえながら、必要な体制の整備に努め、連携に取り組んでいきます。 医療局では、県立病院等において良質な医療を持続的に提供していくため、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」において施設毎の劣化状況を踏まえ計画的に改修を進めることとしています。 県立釜石病院については、令和元年度、劣化調査を行っているところであり、当該調査の結果を踏まえ対応していきます。</p>	<p>医療局</p>	<p>医師支援推進室 職員課 経営管理課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 4 被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること 2) 被災した民間医療機関の再建(これまで35施設)への支援を最後まで強化し、薬局を含め地域医療体制を確立すること。</p>	<p>被災した医療提供施設の再建支援について、県では、被災地における医療提供機能の早期回復を図るため、国の補助事業による災害復旧や仮設診療所の整備に取り組むとともに、国の補助事業の対象とならない被災医療提供施設については、地域医療再生基金を活用して、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開等に要した経費に対する補助のほか、医療機関の早期の移転新築に対する支援も行ってきたところ。民間の医療機関への支援については、補助事業の活用要望のあった医療機関すべてに対応してきたところであり、令和元年度で終了する予定です。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 4 被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること 3) 被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備を図るとともに、介護職員など人材の確保に努めること。</p>	<p>被災地における介護施設については、全半壊し使用不能となった14施設のうち廃止した1施設を除き、平成26年度までに13施設が再建され、新たに整備された施設も加えると、震災前の状況を上回っていますが、被災地においても介護職員の確保が厳しい状況にあることから、新規人材や潜在的有資格者の掘り起こし、マッチング支援などを行っているほか、労働環境の整備改善を促すセミナーの開催など、市町村や事業者、関係団体と連携しながら、介護人材の確保定着に努めています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 4 被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること 4) 被災した障がい者と就労支援事業所等の職員確保、事業活動等への支援を強化すること。</p>	<p>本県では、被災により受注先や製品の販路を失うなど、影響を受けた障がい者就労支援事業所に対し、専門アドバイザーの派遣や研修会の開催等、運営の安定化、商品力向上、販路拡大等に向けた支援を実施しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 5 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を 1) 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりは、これからが正念場を迎えます。前例のない取組となることから、国・県・市町村が総力を挙げて取り組むとともに、事業者・住民を主体に、専門家の支援も強化すること。</p>	<p>中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりについては、グループ補助金や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用により、商店街の再構築や共同店舗を新たに設置しようとする場合は、事業計画の作成、計画の着実な実施及び適切な運営管理ができるように、また、本設置後も持続的に発展していくことができるように、専門家などを派遣して支援しています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第二部】 5 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を 2) 都市再生区画整理事業などのまちづくりに当たっては、区画整理された土地の有効活用に向けて、空き地バンクなどの取組を支援し、新たな中心市街地の形成とコミュニティの確立に取り組むこと。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。</p>	<p>被災市町村では、住民との合意形成を図って住宅再建のため防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業を進めてきたところです。区画整理された土地の有効活用に向けては、空き地バンク制度など、市町村の先進的な取組事例について担当者会議などを通じて情報共有を図るなど、引き続き、土地利用の促進に向けて市町村を支援していきます。また、県では、まちづくり協議会等の住民団体からの要請に基づき、まちづくりの専門家をアドバイザーとして派遣する「復興まちづくり活動等支援制度」を平成24年度に創設し、住民主体のまちづくり活動を支援しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>都市計画課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第二部】 5 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を 3) 防災集団移転事業による瑕疵担保責任はほぼ2年となっているが、民法上の10年に見直すこと。区画整理事業は前例のないかさ上げ・盛土を行っており、防集事業と同様に、土地の陥没や崩壊等への補償など対応を行うようにすること。</p>	<p>防災集団移転促進事業における土地の売買契約の瑕疵担保責任については、平成27年度末に関係市町村に適切に対処するように文書で依頼をするとともに、復興まちづくり事業に係る各市町村の担当課長会議を開催するなどして、期間や課題等に係る必要な対応を要請しています。 土地区画整理事業は行政処分で行うために契約書はありませんが、民法を類推適用することで瑕疵担保責任を問えることとなっており、仮に土地に不具合が生じた場合には、適切に対応する旨、市町村から聞いています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>都市計画課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 5 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を 4) 復興にかかる埋蔵文化財調査がほぼ終了したことから、各市町村教育委員会による整理作業等への支援を行うこと。被災地における文化財の保存・保護の取組を進めること。</p>	<p>埋蔵文化財の整理作業については、随時、市町村の状況や意向の把握に努めながら、適切な指導・支援に当たっています。令和元年度及び2年度においては、陸前高田市の案件について検討し、県埋蔵文化財センターへの委託事業の形で整理に取り組んでいきます。 また、被災地における復興に係る調査は、終了に近づいているものの、未だ完了していないことから、今後も引き続き調査に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 5 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を 5) 防潮堤、水門の整備については、適切な管理と安全対策を消防団や地域住民に徹底すること。</p>	<p>防潮堤、水門等による津波防災対策を確実なものとするため、施設整備後も適切な管理を継続していきます。 また、水門・陸閘の安全対策について、県では、津波注意報等が発表された際に水門や陸閘を自動で閉鎖するシステムの整備を進めているところです。 それぞれの水門・陸閘の運用に当たっては、消防団をはじめとする地域の方々への説明会を開催し、閉鎖状況や陸閘閉鎖後の避難経路などについて説明しているほか、テレビ広報や市町村の広報誌等においてもお知らせしています。 今後も、様々な機会を捉えて住民の皆様への周知に努めていきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 5 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を 6) 「用地取得についての特例措置」について、積極的に活用するとともに、更なる改善を国に求めること。</p>	<p>用地取得の特例制度の活用については、平成26年5月に部局横断組織の用地取得特例制度活用会議を設置し、積極的な県事業の推進と市町村事業の実務支援により、用地取得の迅速化が図られてきたところであり、一日も早い復興のため、引き続き取り組んでいきます。また、更なる改善については、国に対して、将来見込まれる大災害に備えるため、復興に要する土地等の私有財産の制限のあり方について検討を進めるよう提言しているところです。</p>	復興局	まちづくり・産業再生課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 6 三陸鉄道の改良復旧を早期に実施し、新たな活用策を講じること。被災地公共交通の確保を進めること 1) 復興の途上での台風第19号災害からの復旧は、災害に強い改良復旧を実施すること。三陸鉄道リアス線の一貫経営を積極的に活用し、新駅設置を含め被災地公共交通の基軸として活用する新たな取組と運動を進めること。</p>	<p>三陸鉄道では、早期復旧に加え、将来にわたる安全運行の確保と災害の再発防止を図る観点から、被災規模の大きい箇所について、国の独立行政法人「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」等の助言を得ながら復旧工事を進めています。また、そうした箇所については、鉄道施設の復旧と合わせて、治山、砂防事業等の実施が必要となる可能性があることから、三陸鉄道、県、市町村等が合同の現場調査を行い、被災箇所周辺における治山事業等の実施の要否など、将来にわたる安全性の確保のための対応方針等について、協議していく予定としています。 三陸鉄道の利活用については、県と関係市町村で構成する「三陸鉄道強化促進協議会」などにおいて、三陸鉄道が度重なる災害からも復旧を果たす力強い姿を県内外に情報発信し、利用促進に向けた機運醸成を図るとともに、魅力的な企画列車の造成に向けた支援などを通じ、利用拡大に取り組んでいきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 6 三陸鉄道の改良復旧を早期に実施し、新たな活用策を講じること。被災地公共交通の確保を進めること 2) JR大船渡線については、地元の要望を踏まえたBRTの運行の改善を図ること。全線開通80年の歴史を踏まえ、鉄路での復旧について再検討を求めるとともに、気仙沼駅・陸前矢作駅間の鉄路での運行再開を求めるとともに、新幹線への合理的な接続など住民の要望に応えたBRTの運行を確保すること。</p>	<p>JR大船渡線の復旧については、県では、JR東日本に対し、運行本数の確保や鉄道並み運賃の継続、専用道の拡張などに取り組むとともに、将来にわたり利便性向上に向けた沿線自治体との協議に応じるよう求めています。また、新幹線への接続などダイヤ改正等に係る市町村の要望を取りまとめ、JR東日本に対して要望活動を行っています。 なお、鉄路での復旧については、既に沿線自治体が、BRTによる本格復旧についてJR東日本と合意した上で、被災地でBRTを前提としたまちづくりが進められている状況を勘案すると、難しいものと考えています。</p>	政策地域部	交通政策室	C 当面は実現できないもの
<p>【第二部】 6 三陸鉄道の改良復旧を早期に実施し、新たな活用策を講じること。被災地公共交通の確保を進めること 3) JR山田線の土砂崩落・脱線事故の復旧を踏まえ、利用しやすいダイヤの改正をJR東日本に強く求めるとともに、宮古市・盛岡市と協力して利用促進を図ること。</p>	<p>県では、JR線の利便性の維持向上に向け、ダイヤ改正等に係る市町村の要望を取りまとめ、JR東日本に対して要望活動を行っており、その中で、JR山田線の運行本数や停車駅の増、利用促進に向けた取組への協力などについて要望しています。 また、JR山田線は、首都圏等からの観光客が三陸沿岸地域を訪れる際の移動手段として重要な役割を果たしており、リアス線一貫運行が開始された三陸鉄道の利用拡大の取組等を通じても、その利用促進を図っていきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 6 三陸鉄道の改良復旧を早期に実施し、新たな活用策を講じること。被災地公共交通の確保を進めること 4) 特定被災地公共交通調査事業は、仮設住宅を経由することが条件となっており、高台団地や災害公営住宅と病院や市街地を結ぶ交通確保にも取り組めるように改善と拡充を強く政府に求めること。被災地の実情を踏まえた被災地公共交通確保事業の創設を求めること。</p>	<p>特定被災地域公共交通調査事業については、被災地のコミュニティバスやデマンドタクシーなどの公共交通確保に利用されてきたところであり、災害公営住宅や高台団地等の生活拠点を運行する路線についても対象とするように国に要望してきたところです。当該事業については、引き続き期限の延長を含め、国に要望していきます。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 7 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 1) 県として、子どもの医療費助成を2020年度から小学校通院まで拡充するとともに、中学校までの現物給付化を目指すこと。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、助成対象を小学生の入院まで拡大してきたほか、令和2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。(A) 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきており、県が助成対象を小学校通院まで拡大したとしてもサービス向上に直接つながるものではなく、また、対象者の範囲を更に拡大した場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
<p>【第二部】 7 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 2) 県立高田高校のグラウンド整備を含めできるだけ早期に行うこと。通学やクラブ活動などの交通の確保を行うこと。</p>	<p>県立高田高校の第一グラウンド等の災害復旧工事については令和2年3月までに全て完了する予定です。 なお、通学バスにつきましては平成27年4月の新校舎の供用開始をもって運行を終了し、グラウンド等の工事が完了することから、クラブ活動のためのスクールバスの運行についても、令和2年3月をもって終了とします。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 7 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 3) 被災地での放課後の学習支援を継続すること。</p>	<p>被災地での放課後の学習支援については、被災者支援総合交付金を活用し、仮設住宅等に居住し落ち着いて学習に取り組むことが困難な児童生徒への自学自習の場の提供や、学習支援相談員(教員OBや塾講師等)による寄り添い・支援などの取組を進めているところです。 令和2年度も、同交付金を活用した学習支援を継続するため予算計上したところです。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 7 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 4) 被災地への教員の加配措置(今年度、小中で106人、高校で40人)を継続し、スクールカウンセラー(2019年度巡回型カウンセラー12人)、スクールソーシャルワーカーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取組を強化すること。教員等の宿舎の確保に努めること。</p>	<p>被災地への教員の加配措置について、本県においては、国から措置される復興加配(令和元年度小中学校108人、高等学校31人、特別支援学校9人、合計148人)を被災地等の小中学校並びに県立学校に配置し、児童生徒の心のケアに努めているところです。復興加配の今後の措置については、国に対し被災地の状況を説明しつつ、その継続を求めています。 また、被災地の学校へは、これまでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や派遣を行ってきたところであり、令和元年度は、全県でスクールカウンセラー65人、スクールソーシャルワーカー18人、加えて、沿岸部には巡回型カウンセラー12人を配置し、教育相談体制の充実を図っているところではありますが、人材の確保に大きな課題があることから、引き続き、関係団体と連携しながら、幅広く人材の確保に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等を進めています。(B) 教員等の宿舎の確保については、沿岸部の教職員公舎の入居率が、内陸部に比べ高い状況が続いていることなどを踏まえ、必要な住宅の確保に向け東日本大震災津波で被災した高田高校及び大槌高校の教職員公舎の復旧整備を進めてきたところであり、令和元年5月に全て完了しています。(A)</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 7 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 5) 被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(2019年度336人)の拡充を図ること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、今年度76人)、大学等進学支援一時金給付(128人)の活用を図ること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。</p>	<p>いわての学び希望基金奨学金給付事業については、平成30年度から給付額を増額するとともに、給付対象を大学院生まで拡大し、実施しています。平成30年度新設した大学等進学支援一時金給付事業と併せて対象者への周知を図り、必要な支援を継続していきます。 また、東日本大震災津波で被災した高校生等を対象とした奨学金事業については、対象者への周知を図るとともに、奨学金を必要とする高校生等が解消されるまで継続するよう国に要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 7 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 6) 震災孤児(94人)・遺児(490人)に対する支援を強化すること。児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、養育里親への支援も強化すること。</p>	<p>被災孤児・遺児に対する支援については、児童相談所の職員等による相談支援や、里親会への事業委託による親族里親のサロン等の実施を行うとともに、必要に応じて子どもの心のケアに努めています。 また、児童相談所の体制強化については、改正児童福祉法に対応した人事配置を行っています。 養育里親支援については、新たに策定する岩手県社会的養育推進計画に基づき、多様な担い手による里親養育支援体制の構築に取り組みます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 8 高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を</p> <p>1) 陸前高田市に整備された高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を、津波の教訓と復興の姿を国内外に発信・伝承する施設として積極的な活用を図ること。県内の震災遺構の保存と活用に取り組み、ネットワーク化を図ること。</p>	<p>県が整備する復興祈念公園については、令和元年9月22日に公園の主要施設である国営追悼・祈念施設の一部、道の駅「高田松原」及び東日本大震災津波伝承館が利用開始されたところですが、引き続き公園工事の進捗を図り、震災の事実と教訓を後世に伝承する施設として活用していきます。</p> <p>東日本大震災津波伝承館を活用し、震災津波の教訓と復興の姿を国内外に発信・伝承するため、伝承館の展示内容の一層の充実に努めているほか、セミナールームにおいて震災語り部ガイドによる講話などのイベントを継続的に企画・実施しています。</p> <p>県内の震災遺構の保存と活用については、沿岸の各市町村において取り組んでいるところですが、令和元年8月に設立された一般財団法人3.11伝承ロード推進機構の取組とも連携しながら、青森、岩手、宮城及び福島各県における震災伝承施設のネットワーク化を推進しています。</p>	県土整備部	都市計画課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 8 高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を</p> <p>2) 震災遺構等を生かした教育旅行、研修旅行、復興応援バスツアー・三鉄ツアーの取組を強化し、交流人口の拡大に努めること。</p>	<p>県では、教育旅行誘致説明会への参加や企業研修誘致説明会の開催、教育旅行関係者や企業研修担当者の招請、教育旅行の事前学習への震災語り部の派遣など、沿岸地域への誘客拡大に向けた取組を進めているところです。</p> <p>また、三陸地域へのバスツアーに対する運行支援や、三陸鉄道を組み込んだ旅行商品の造成促進に取り組んでいるところであり、今後も、三陸DMOセンターをはじめとする幅広い関係者との連携を強化し、三陸沿岸地域をはじめ、本県の交流拡大に向けた誘客の促進に取り組めます。</p>	復興局 商工労働観光部	震災津波伝承課 観光課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 8 高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を 3) 三陸防災復興プロジェクトの取組と成果を踏まえて、2020年度も継続的な取組を進めること。三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取組を強化すること。2020東京オリンピック・パラリンピックに関連した取組を進めること。</p>	<p>県では、「いわて県民計画(2019～2028)」において、三陸防災復興プロジェクト2019等を契機として生み出された効果を持続し、三陸地域の多様な魅力を発信して国内外との交流を活発化するため、「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」を重要な柱と位置づけ取り組むことにより、三陸復興国立公園や三陸ジオパークを活用したツアーの実施、多言語化による案内板の整備などにより、三陸地域における滞在型観光の取組の強化を図っていきます。</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、高田松原津波復興祈念公園は聖火リレーのコースになっているほか、同公園を会場に令和2年5月には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と共同で「東北復興」をテーマとした文化プログラムを実施することとしています。 県としては、組織委員会、関係団体等と連携し、聖火イベントをはじめとする様々な取組を通じて、津波の教訓を国内外に発信するとともに、交流人口の拡大に向けて取り組んでいきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 9 応援職員の確保と2020年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めること 1) 2019年度も県内外から406人(必要数427人)の応援職員が被災市町村に派遣されました。県には62人が派遣されました。2020年度の応援職員の必要数は陸前高田市の98人、釜石市の91人など334人となっています。必要数を確保するよう取り組むこと。</p>	<p>人材確保に対する支援については、各種派遣スキームの活用や県外自治体への直接要請、県による職員の派遣及び任期付職員の採用・派遣などに取り組んできました。 また、平成25年度から被災3県合同で県外自治体への直接要請を行い、継続した派遣を依頼しているほか、平成28年度からは県外自治体等を対象とした被災自治体視察事業を実施するなど、取組を強化してきたところです。 県としては、令和2年度も職員及び任期付職員を被災市町村に派遣することとしているほか、引き続き被災市町村とも連携し、必要な職種等の状況を確認しながら、国等に対し人的支援の総合的な調整について取組を強化するよう要望するなど、復興に向けて必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 9 応援職員の確保と2020年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めること 2) 2020年度以降も被災者の心のケアや「孤独死」を出さない要支援者の見守りとコミュニティ確立、生業の再生と新たなまちづくりの取組など、5年間の機械的な期限に限ることなく、必要な復興事業の継続と復興財源の確保を求めること。</p>	<p>被災地においては、復興・創生期間の終了後も、被災者のこころのケアやコミュニティの形成支援、まちづくり後における住宅再建や事業者への支援など、中長期的に取り組むべき課題もあることから、施策の進捗状況や被災地の実態等を十分に踏まえ、当該期間終了後も必要な事業及び制度を継続するとともに、復興に必要な予算が確実に確保されるよう、令和元年6月及び11月に実施した令和2年度政府予算提言・要望において、平成30年度に引き続き要望したところです。</p> <p>また、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の案を審議した令和元年12月9日開催の復興推進委員会においても、本県からは、復興の取組として一律に期限を適用することなく、引き続き被災地の状況や地元自治体の意見等を十分に踏まえながら、必要な事業及び制度を実施することや、被災地のニーズに応じた自由度の高い支援制度の継続について、知事から要請したところです。</p> <p>この結果、令和元年12月20日に閣議決定した当該基本方針では、復興・創生期間後においても、必要な復興事業を確実に実施するための東日本大震災復興特別会計の継続などの財源確保などについて盛り込まれたほか、各分野における取組として、復興・創生期間内に未完了となる災害復旧事業について事業が完了するまで支援を継続することや、当該期間後5年以降もこころのケアなどの被災者支援や被災した子どもに対する支援等に適切に対応することについて記載されるなど、本県が国に働きかけてきたものが概ね盛り込まれたものと考えています。</p> <p>今後とも、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会をとらえ、国に働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 9 応援職員の確保と2020年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めること 3) 県・市町村が自由に使える復興基金の大幅な増額を国に求めるとともに、5省庁40事業に限られている復興交付金の改善を求め、使い勝手の良いものにする。</p>	<p>財源措置の充実については、被災地方公共団体において、今後具体化が進むまちづくりの進捗に応じ、住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を継続的・安定的に実施できるように、用途の自由度の高い交付金等、従来の枠組みを超えた財源措置の充実を図るよう、令和元年6月及び11月に実施した令和2年度政府予算提言・要望において要望しているところです。</p> <p>また、復興交付金の交付対象事業の拡大及び柔軟な制度運用についても、当該要望に併せて国に対して要望するとともに、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の案を審議した令和元年12月9日開催の復興推進委員会においても、本県からは、被災地のニーズに応じた自由度の高い支援制度の継続について、知事から要請しているところです。</p> <p>今後においても、他県や県内市町村と連携を取りながら、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p>	復興局	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 10 原発災害—徹底した測定と除染と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 1) 汚染された稲わらや堆肥、牧草、ほだ木の汚染発生量は、58,443tで、処理量は37,752t、65%、保管量は20,691tとなっています。道路側溝汚泥の一時保管と処理を含め、国の責任で早急に処理・対応するよう強く国に求めること。</p>	<p>放射性物質に汚染された堆肥、牧草、ほだ木の一時保管については、県単独事業により、一時保管施設の維持管理や牧草、ほだ木等の移動・運搬に要する経費を支援してきたところです。また、支援に要した経費については、東京電力からの損害賠償で措置しています。引き続き、焼却処理が終わるまでの間、適切な一時保管がなされるよう支援していきます。</p> <p>放射性物質に汚染された側溝土砂の処理促進に向けて、国に対し除去土壌の処理基準を早急に示すこと、汚染濃度や除去実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金(道路側溝堆積物撤去・処理支援)と同様の財政措置を講じることについて要望しています。なお、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥の一時仮置場の設置に要する経費については、平成25年度以降「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により県南3市町に対し支援しています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農林水産企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第二部】 10 原発災害—徹底した測定と除染と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 2) 汚染された原木とシイタケの処理を早急に行い、ほだ場の除染に取り組むとともに、早期の全面賠償を行うこと。地元産原木を利用できないことにより生じた原木購入の掛かり増し経費について、新規参入者と規模拡大希望者への保証を実現すること。シイタケ栽培の再生にあらゆる対策を講じること。</p>	<p>県では、原木しいたけの産地再生のため、県が全額費用を負担し、原木・ほだ木・しいたけの放射性物質調査や、指標値を超過したほだ木の処理、落葉層の除去等のほだ場の環境整備を実施しています。</p> <p>原木価格の高騰分の掛かり増し経費については、賠償対象外となっている新規参入者や既存生産者の規模拡大部分についても賠償されるよう、東京電力に対し申し入れを行うとともに、国に対しても支援を要望しています。</p> <p>また、しいたけ生産者の経営を支援するため、東京電力から損害賠償金が支払われるまでのつなぎ融資や、原木購入に対する経費助成のほか、本年度から新たに、生産拡大を目的とした国庫補助事業の対象とならない施設等の整備に対する支援を行っています。</p> <p>今後も、市町村や関係団体と連携しながら、しいたけ生産者の生産再開に必要な支援を継続していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>林業振興課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 10 原発災害—徹底した測定と除染と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 3) 農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。</p>	<p>農用地については、文部科学省の「航空機モニタリング結果」のデータ等を利用した汚染マップを作成し、平成24年3月に公開済みです。森林についても同様に、「航空機モニタリング結果」を利用し、森林基本図と重ねて確認できるデータを平成24年3月に各市町村に提供しています。また、放射性物質の除染については、牧草地で既に完了したほか、しいたけほだ場の落葉層の除去等を進めているところです。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 10 原発災害—徹底した測定と除染と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 4) 原発災害による農林漁業者や業者、県・市町村の損害について、早期に全面賠償を行うよう強く東京電力と国に求めること。県の損害賠償請求122.35億円に対し支払総額は114.64億円で、支払い率は93.7%。農林水産物の賠償請求額483.07億円に対し支払額は474.42億円、98.2%、商工観光では82.49億円の支払い請求に対して45.14億円、54.7%となっており、早期の全面賠償を求めること。賠償金については非課税扱いとするよう国に求めること。賠償請求の手続きを簡素化させること。</p>	<p>県では、原発事故による被害の賠償責任は、一義的に東京電力が負うべきものと考え、県内で発生している全ての損害について、被害の実態に即した十分な賠償を速やかに行うよう東京電力に求めてきました。 また、国に対しても、東京電力が確実かつ速やかに賠償を行うために必要な措置を講ずるよう要望してきたところです。 なお、賠償金への課税については、個人が不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害について受け取る損害賠償金は原則として非課税となりますが、個人事業者が受け取る収益補償や必要経費補償のため、の損害賠償金などは課税の対象となる旨、国税庁から示されています。 県としては、東京電力が広く責任を認め、被害の実態に即した十分な賠償が行われることを第一とし、東京電力及び国に対して強く働きかけていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>原発事故による商工観光事業者の損害や、県・市町村の損害については、国に対し、十分な賠償が速やかに行われるよう、東京電力を指導するなどの必要な措置について要望しているところです。 さらに、県としても、直接、東京電力に対して十分かつ迅速な賠償を強く求めています。 また、賠償金の課税については、国税庁から営業損害等に対するものについて課税対象とする旨示されていますが、東京電力に対して被害の実態に即した十分な賠償を行うよう引き続き求めるとともに、賠償請求手続の簡素化についてもその都度申入れを行っていきます。</p>	<p>原発事故による商工観光事業者の損害や、県・市町村の損害については、国に対し、十分な賠償が速やかに行われるよう、東京電力を指導するなどの必要な措置について要望しているところです。 さらに、県としても、直接、東京電力に対して十分かつ迅速な賠償を強く求めています。 また、賠償金の課税については、国税庁から営業損害等に対するものについて課税対象とする旨示されていますが、東京電力に対して被害の実態に即した十分な賠償を行うよう引き続き求めるとともに、賠償請求手続の簡素化についてもその都度申入れを行っていきます。</p>	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの
<p>原発事故に伴う農林漁業者の損害については、風評被害を含む全ての損害に係る賠償金を早期に支払うよう、機会あるごとに、東京電力に対して強く求めるとともに、国に対しても、東京電力を指導するなど必要な措置を講じるよう要望してきたところです。 今後も、国や東京電力に対して、被害の実態に即した十分な賠償が速やかに行われるよう求めていきます。</p>	<p>原発事故に伴う農林漁業者の損害については、風評被害を含む全ての損害に係る賠償金を早期に支払うよう、機会あるごとに、東京電力に対して強く求めるとともに、国に対しても、東京電力を指導するなど必要な措置を講じるよう要望してきたところです。 今後も、国や東京電力に対して、被害の実態に即した十分な賠償が速やかに行われるよう求めていきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 10 原発災害—徹底した測定と除染と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 5) 「即時原発ゼロ」の実現を目指し、原発の再稼働に反対すること。</p>	<p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まっていることから、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。 県としては、再生可能エネルギーの導入は、地産地消によるエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものであることから、再生可能エネルギーによる電力自給率を倍増する目標の達成に向けた取組を進めているところです。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他
<p>【第二部】 10 原発災害—徹底した測定と除染と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を 6) 再生可能エネルギーの最大限の普及に取り組むこと。発送電の分離など電力体制の改革を求め、地域密着型の新産業の構築を目指すこと。住宅の断熱リフォームなど低エネルギー社会への取組を強化すること。</p>	<p>県では、岩手県地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けた施策の柱の1つとして、再生可能エネルギーの導入促進を掲げ、防災拠点や被災家屋等への太陽光発電設備等の導入促進や、自立・分散型エネルギー供給体制の構築に向けた支援のほか、低利融資制度による県内中小事業者の設備導入支援を行っています。 また、現在、国においては、令和2年度の発送電分離に向け、電力システム改革を実施しているところであり、その状況を注視しながら、今後も再生可能エネルギーの最大限の導入が図られるよう、具体的課題に応じて必要な働きかけを行うとともに、市町村と連携した事業化の支援や、メンテナンス等関連産業への参入を目的としたセミナーの開催などにより、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進を図っていきます。 さらに、低エネルギー社会への取組については、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入や効率的なエネルギー管理の支援等のほか、住宅についても、住宅の省エネルギー性能の情報提供や、県の「住みたい岩手の家づくり促進事業」の実施などにより、一定の省エネ基準を満たす住宅の普及を図りながら、将来にわたって持続可能な低炭素社会の形成を進めていきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 1) 台風第19号災害からの復旧復興について ① 被災者の住宅再建と住宅確保に全力を挙げる。そのために活用できる支援制度を分かりやすく提供し、親身になって相談・支援を強化すること。</p>	<p>台風第19号災害においては、国による被災者生活再建支援制度のほか、国の制度が適用されない市町村の全壊世帯、大規模半壊世帯及び、国の制度の支援対象となっていない半壊世帯、床上浸水世帯に対しても支援金を支給する県単独事業を実施しています。 また、被災市町村においては、住宅再建の独自支援策を実施するなど、被災者それぞれの状況に応じた支援が行われているところであり、県としては、市町村と連携し、被災者の住宅再建を支援していきます。</p> <p>県では、住宅再建を要する被災者に対し、低利な融資制度や工務店探し等の情報をまとめホームページで情報提供しています。 また、住宅に関する相談に応じ、相談員を派遣する窓口を設置しています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 1) 台風第19号災害からの復旧復興について ② 一時避難場所として活用している応急仮設住宅や公営住宅の利用期限を必要に応じて延長すること。</p>	<p>現在、釜石市及び山田町において、既存の応急仮設住宅の空き住戸の一時使用により、被災者の当面の住居を確保しており、今後も被災者の生活再建の進捗等を踏まえながら、必要に応じて利用期限の延長を行い、被災者の住居の確保に努めていきます。</p> <p>県では、台風第19号で被災された方の避難の受け入れ先として、県営住宅等を無償で提供することとし、県ホームページで公表しています。 また、被災者の状況に応じて利用期間を延長できることとしております。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 1) 台風第19号災害からの復旧復興について ③ 住家被害の罹災証明書の発行に当たっては、住家被害の認定について再調査ができることを示し、被害実態、生活実態に合った被害認定となるよう徹底すること。</p>	<p>被災した住家の調査方法及び判定方法については、内閣府で運用方針を示しており、令和元年台風第19号により全国各地で甚大な被害が発生していることから、被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項が示されたところです。</p> <p>この留意事項では、被災住家の外見等から被害状況が明らかな場合には、家屋ごとに具体的な調査を行うまでもなく判定することもできることや、被災者から申し出があった場合には、市町村において2次調査を行い、住家の外観からの調査に加え、その内部を調査したうえで判定をおこなうこと等が示されており、県では、令和元年10月21日に、市町村の担当者を対象として住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付に関する説明会を開催し、こうした調査等の迅速化及び効率化に係る留意事項についても周知しているところです。</p>	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 1) 台風第19号災害からの復旧復興について ④ 被災者の医療費免除については、2020年1月末までとなっていますが、東日本大震災津波の被災者と同様に免除継続を行うこと。国に被災者の医療費免除の継続を強く求めること。</p>	<p>台風第19号災害の被災市町村に対する国民健康保険一部負担金の免除に要する費用の全額を補てんする国の特別な財政措置については、令和2年9月まで実施期間が延長されたところです。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 1) 台風第19号災害からの復旧復興について ⑤ 災害廃棄物の処理については、生活の場所からのごみは早急に撤去し、広域連携による取組を強化し1年以内に完了するように取り組むこと。</p>	<p>災害廃棄物処理については、各市町村において令和元年12月までに生活の場所やその近くの身近な仮置場からの撤去を完了しています。 引き続き、災害廃棄物の処理が早期に完了するように、市町村の取組を支援していきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 1) 台風第19号災害からの復旧復興について ⑥ なりわいの再生にあたっては、県のなりわい再生緊急交付金とともに、国の地域企業再建支援事業費補助を活用した4分の3補助の制度、被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)の周知徹底を図り、活用を進めること。いわてふっこう割事業の速やかな徹底を図り活用すること。</p>	<p>県では、被災した中小企業の施設・設備の復旧に向けて、既存の「中小企業経営安定資金(災害対策)」に加え、県が保証料を全額補給することにより、利用者に保証料を負担させない融資制度である「中小企業災害復旧資金」を平成元年度9月補正予算で措置したところです。 また、国による「被災者の生活と生業(なりわい)の再建に向けた対策パッケージ」の「地域企業再建支援事業(自治体連携型補助金)」を活用し、被災した事業者の復旧に要する経費の4分の3を市町村に補助する「地域企業再建支援事業費補助」を平成元年度12月補正予算で措置しました。 さらに、市町村と共同で被災事業者向けに支援制度説明会を開催し、地域企業再建支援事業費補助及び国の持続化補助金の支援内容を周知するとともに、その活用を呼び掛けたところです。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 1) 台風第19号災害からの復旧復興について ⑦ 三陸鉄道の復旧に当たっては、災害を繰り返さない改良復旧を実施し2020年3月までに復旧し全面開通を目指すこと。</p>	<p>三陸鉄道では、早期復旧に加え、将来にわたる安全運行の確保と災害の再発防止を図る観点から、被災規模の大きい箇所について、国の独立行政法人「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」等の助言を得ながら復旧工事を進めています。また、そうした箇所については、鉄道施設の復旧と合わせて、治山、砂防事業等の実施が必要となる可能性があることから、三陸鉄道、県、市町村等が合同の現場調査を行い、被災箇所周辺における治山事業等の実施の要否など、将来にわたる安全性の確保のための対応方針等について、協議していく予定としています。 なお、三陸鉄道では、復旧箇所から順次運行再開を進め、令和2年3月20日に仮復旧での全線運行再開を予定しています。また、運行再開後も、将来にわたる安全確保のため、本格復旧工事を確実に実施していく予定としています。</p>	政策地域部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 1) 台風第19号災害からの復旧復興について ⑧ 内水氾濫や溢水によって浸水被害が発生した河川については、再び水害が起こらないような河川改修を早急に実施すること。土砂の堆積や流木の撤去などの対策を講じること。公共土木施設の復旧に取り組むこと。</p>	<p>県では、洪水被害実績が大きい区間や資産が集中している箇所を優先して河川改修を進めていきます。 また、河道掘削、立ち木伐採については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による国費を活用しながら進めていきます。 公共土木施設の災害復旧事業については、市町村への関係実務に関する助言や技術的支援を行いながら、国等の関係機関とも連携し、早期復旧に向けて取り組んでいきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 1) 台風第19号災害からの復旧復興について ⑨ 繰り返し被害が発生している漁港施設(日の出漁港等)等は改良復旧を行うこと。人家に影響を与える土砂災害については早急に復旧するとともに、農林漁業の施設等の復旧を急ぐこと。</p>	<p>令和元年台風第19号の高波被害において、被災した施設のうち、東日本大震災津波で被災した漁業用施設である日出島地区養殖場の消波堤について、再度の被害が生じたことから、被災した既設ケーソンを活用し、堤体の幅を広げて復旧することとしています。 また、農地・農業用施設や林道、漁港施設等の復旧については、令和2年1月10日までに災害査定を終えたところであり、引き続き、市町村が実施する補助金申請の事務手続きや、工事設計書の作成に係る助言など、復旧工事の早期発注に向けた支援を行っていきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課 農林水産企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 1) 台風第19号災害からの復旧復興について ⑩ 膨大な復旧工事件数となることから、必要な技術者等の応援職員(2020年度8市町で34人)の確保に全力を挙げること。</p>	<p>技術者等の応援職員の確保については、県が、被災市町村から応援職員の派遣要請をとりまとめ、県市長会・町村会を通じて県内市町村に対し派遣要請を行うほか、県職員を派遣するなど、県内での確保に努め、充足できない要請数分について、全国の市区町村に対し派遣要請を行い、必要な人材が確保できるよう取り組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 2) 2016年台風第10号災害からの復興について ① 被災した住宅で避難生活をしている被災者、仮設住宅の被災者の訪問・見守りの取組を強化し、生活支援の取組と生活再建の相談を行うこと。</p>	<p>市町村では、被災者の状況把握を行い、その状況に応じた支援を実施してきたところであり、特に岩泉町では、生活支援相談員を町及び町内関係団体に配置し、被災世帯の巡回・見守りや相談支援などの取組を行っているほか、NPO法人等関係団体と協働し、多様な課題を抱える方への生活・相談支援を行っています。 県としては、応急仮設住宅から災害公営住宅等への移行を踏まえ、東日本大震災津波における取組や経験を参考にしながら、町や社会福祉協議会等の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 2) 2016年台風第10号災害からの復興について ② 被災者の医療費免除の取組を継続するよう支援すること。</p>	<p>台風第10号の被災者に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険において、災害等により一部負担金等の減免を行った場合、一定の基準を満たした保険者に対して、減免に要した費用の8割が国特別調整交付金で交付される制度があります。 国特別調整交付金の基準を下回った場合、国民健康保険については県の特別交付金により、減免した額の8割を交付することとしています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 2) 2016年台風第10号災害からの復興について ③ 被災した住宅の補修を希望する被災者が多いことから、補修に対する支援を拡充すること。</p>	<p>全壊及び大規模半壊の住家被害を受けた被災者に対しては、被災者生活再建支援法に基づき基礎支援金が支給され、被災した自宅を補修することとした場合には、加算支援金として自宅を新築した場合の半額の100万円が支給されます。 県としては、被災者の方が安心して自力再建できるよう、国に対し、被災者生活再建支援金の増額及び制度の要件緩和と充実を求めているほか、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援制度の創設等を要望しているところであり、今後も機会を捉え、必要な財源措置や制度改正等について要望していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	C 当面は実現できないもの
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 2) 2016年台風第10号災害からの復興について ④ 被災者生活再建支援金(加算支援金)の活用を徹底すること。住宅再建・補修の相談活動を強化すること。</p>	<p>被災者生活再建支援金の加算支援金については、令和2年2月1日現在の申請件数が758件であり、基礎支援金の申請件数1,063件に対し、約7割の申請状況となっています。 加算支援金の申請期間は、市町村からの要望等を踏まえ、岩泉町で令和2年9月まで延長しているところであり、県としては、町や関係機関と連携し、支援金の早期支給に努めていきます。 また、被災市町村においては、住宅再建の独自支援策や、生活再建全般に係る相談窓口の設置など、被災者それぞれの状況に応じた支援が行われているところであり、県としては、市町村等と連携し、被災者の方が望む生活再建が実現されるよう努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 2) 2016年台風第10号災害からの復興について ⑤ 被災した生活橋(73か所)の復旧整備を寄付だけに頼らず早期に進めること。</p>	<p>平成28年台風第10号災害により、岩泉町内の生活橋については、190か所のうち73か所が被災していますが、町においては、所有者が本復旧する場合に必要となる経費の一部を補助する形で復旧を進めると伺っているところです。 個人の資産に当たる生活橋の復旧に対し、県による独自の財政支援は困難であるものの、町が開設した支援募金や大手ポータルサイトにおける復旧支援募金についての企業・団体への働きかけなどを行ってきたところであり、今後も町の取組への支援を継続していきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 2) 2016年台風第10号災害からの復興について ⑥ 地域なりわい再生緊急対策交付金(2018年度までに545事業者が活用)の積極的活用を進めること。</p>	<p>平成28年台風第10号災害に係る地域なりわい再生緊急対策交付金は、激甚災害法に基づく局地激甚災害指定を受けた宮古市、久慈市、岩泉町の3市町が被災事業者の施設設備の復旧に対して補助する場合などに、県がその財源を支援する交付金制度として創設したものであり、この交付金を活用した被災事業者の復旧については、宮古市及び久慈市では平成29年度までに、岩泉町では平成30年度までにそれぞれ完了しています。 引き続き、県として市町村や商工指導団体などと連携し、これまでに交付金を活用した事業者などに対する、きめ細かな伴走型支援を進めていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 2) 2016年台風第10号災害からの復興について ⑦ 国の小規模事業者持続化補助金、革新的ものづくり補助金等の活用も県の交付金と併用できることから活用を進めること。</p>	<p>平成28年台風第10号災害においては、国が措置した災害対策型の小規模事業者持続化補助金については、局地激甚災害指定を受けた宮古市、久慈市、岩泉町の3市町の小規模事業者等を対象に、補助上限額の引上げ等の特例措置が講じられたところ、3市町合わせて133事業者が活用し、早期の事業再建に向けた被災設備の復旧や販路開拓等に取り組みました。 引き続き、県として市町村や商工指導団体などと連携し、これまでに補助金等を活用した事業者の販路開拓など、きめ細かく支援していきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 2) 2016年台風第10号災害からの復興について ⑧ 商工会議所・商工団体への人的支援を含め支援を強化すること。</p>	<p>平成28年台風第10号災害において、激甚災害法に基づく局地激甚災害指定を受けた宮古市、久慈市、岩泉町の3市町の商工指導団体等が、被害事業者の把握や経営指導等を円滑に実施できるよう、平成28年度に「商工指導団体機能強化緊急支援事業」を創設して職員の増員配置を支援し、宮古市及び久慈市においては平成29年度まで、特に甚大な被害を受けた岩泉町では被災事業者の復旧工事が完了した平成30年度まで、それぞれ継続して支援しました。 商工指導団体が被災事業者の支援に重要な役割を担っており、引き続き、事業者に寄り添ったきめ細かい活動を継続的に展開できるよう、県として支援していきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 2) 2016年台風第10号災害からの復興について ⑨ 林道・山腹崩壊等の復旧を進めること。</p>	<p>林道の復旧については、林道災害復旧事業により、被災施設の復旧が可能な予算を措置し、市町村が実施する復旧工事を支援しています。 また、山腹崩壊等の復旧については、治山事業により、地域の実情を踏まえながら、「人家」や「重要な公共施設」などの保全対象を考慮し、緊急性、重要性の高い箇所から実施しています。 今後も、山地に起因する災害から地域住民の生命・財産を守るため、治山施設の設置等を推進し、順次危険箇所の解消に努めていきます。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 2) 2016年台風第10号災害からの復興について ⑩ 小本川・安家川の水位周知河川の指定を含め水位周知河川の指定を進め、水位計の設置など河川情報システムの改善強化を図ること。</p>	<p>水位計の設置や水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定等のソフト対策については、平成29年12月に洪水減災対策協議会において策定した取組方針に基づき、関係市町村と連携を図りながら、計画的に実施することとしており、ハード整備と併せた総合的な治水対策に取り組んでいきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 2) 2016年台風第10号災害からの復興について ⑪ 地域住民の声を踏まえ抜本的な河川改修を進めること。堆積土の撤去、河道掘削、流木の撤去を行うこと。</p>	<p>平成28年の台風第10号災害等の近年の洪水被害のあった河川においては、河川改修事業を導入し、再度災害の防止を図っているところです。また、事業の実施においては、地域住民や有識者、関係市町村の意見を踏まえた計画としているところです。 県管理河川における堆積土の撤去、河道掘削、流木の撤去については、河川巡視等により河川の状況把握をし、緊急を要する箇所から計画的に実施しているところであり、引き続き適切な維持管理に努めていきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 11 台風第19号災害からの復旧復興、2016年台風第10号災害からの復旧復興の課題について 2) 2016年台風第10号災害からの復興について ⑫ 引き続き、必要な応援職員(2020年度3市町で12人)の確保に取り組むこと。</p>	<p>被災市町村への人的支援については、県任期付職員を派遣したほか、県内市町村、東北各県、関東近郊の都県及び市長会・町村会等を訪問し、応援職員の派遣要請を行うなど、人材の確保に取り組んできたところです。 県としては、復旧・復興を着実に進めていくため、引き続き、県内市町村等に対し職員派遣の協力を依頼したほか、令和2年度も任期付職員を派遣することとしており、被災市町とも連携しながら、復旧・復興に必要な人材の確保に向けて、継続して取り組んでいきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 1) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ① 津波対策では、地震発生後すぐに避難ができるように、安全な高台の避難場所への実践的な避難訓練を行うこと。避難誘導は地震発生後15分までとするなど安全確保策を徹底すること。</p>	<p>県では、県民自らが身を守る「自助」を基本として、岩手県地域防災サポーターを沿岸地域の小学校へ派遣し避難訓練の指導等を行ったほか、沿岸地域も含めた地域の自主防災組織が行う防災対策・避難訓練などの取組を支援しています。 また、避難誘導については、沿岸12市町村全てにおいて津波災害時における消防団の避難ルールを定め、津波到達予想時刻の最低15分前までに活動を終了又は最低10分前までに高台退避を完了するとしており、避難誘導を行う消防団員の安全確保を図っています。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 1) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ② 大雨豪雨時の避難対策は、明るいうちの早期の避難を進めるために、気象庁等の台風・大雨情報を踏まえ、早めの避難勧告・避難指示の徹底を重視すること。</p>	<p>県では、平成28年の台風第10号災害の教訓を踏まえ、大雨豪雨による災害が予想される場合、市町村における災害対応を支援するため、関係機関及び有識者等で構成する「岩手県風水害対策支援チーム」を平成29年5月に設置し、市町村における避難勧告等の発令状況を確認し市町村に助言する体制を整備しています。 令和元年台風第19号接近時には、当該チームを2回招集し、明るい時間帯に避難を完了するなど、適切な災害対応について県から市町村に助言したところです。 引き続き大雨豪雨時における市町村の避難勧告等の発令に対する支援に努めていきます。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 1) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ③ 想定最大規模の洪水ハザードマップの作成を急ぎ、地区ごとに周知徹底を図ること。土砂災害警戒区域等の指定を促進し、地域住民への周知徹底と避難計画等の取組を進めること。</p>	<p>災害時において住民が早期に避難できるよう、県では洪水ハザードマップ等をホームページで公表しています。 また、地域住民に対するハザードマップ等の周知を図るため、岩手県地域防災サポーターを派遣し、自主防災組織等に対する研修会等を実施しています。 なお、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒内にある要配慮者利用施設には避難確保計画の作成が義務付けられていることから、講習会への講師派遣等により市町村と連携して計画策定を促進しています。</p> <p>想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成は、平成27年の水防法の改正により定められたところであり、市町村が、この洪水ハザードマップを作成するためには、まず、河川管理者が、想定最大規模の浸水想定区域を指定し、それを市町村に提供する必要があります。 県では、市町村が早期に洪水ハザードマップの作成が可能となるよう、引き続き浸水想定区域の指定に取り組んでまいります。 土砂災害危険箇所における基礎調査については令和元年度末までに調査を完了する予定であり、調査結果については県のホームページ等で公表し、周知を図っているところです。今後も、土砂災害防止区域等の指定を進め、市町村が行う警戒避難体制の整備等を支援するなど土砂災害防止対策を推進していきます。</p>	<p>総務部</p> <p>県土整備部</p>	<p>総合防災室</p> <p>河川課 砂防災課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 1) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ④ 高齢者や障がい者など要支援者名簿に基づく個別支援計画の作成(5月末現在、20.0%)を徹底し、自主防災組織等による実践的な避難訓練を実施すること。</p>	<p>市町村では、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、高齢者や障がい者など避難支援を要する方の「避難行動要支援者名簿」の作成のほか、同名簿に基づく避難支援の個別計画の策定や防災訓練の実施などの取組を進めているところです。 県では市町村に対し、個別計画の策定や自主防災組織等の避難支援関係者との連携、防災訓練の実施等の取組について研修会や会議等を通じて働きかけているところであり、災害発生時において実効性のある避難支援が行われるよう、引き続き市町村の取組を支援していきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 1) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ⑤ 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある高齢者施設や障がい者施設の非常災害対策計画の策定を徹底するとともに、実践的訓練を定期的に実施すること。</p>	<p>県では、社会福祉施設等の防災体制の充実には、非常災害対策計画の策定と平時からの訓練実施、定期的な点検による計画等の改善などについて、施設が主体的に取り組むことが重要と考えています。 このことを踏まえ、社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施状況について、毎年、市町村等を通じて調査を行うとともに、調査結果を市町村や関係機関と共有しながら、計画未策定・訓練未実施施設に対しては、指導監査などの機会を通じて、直接施設に対して指導・助言を行っているところです。 全ての社会福祉施設等で計画の策定及び訓練の実施が行われるよう、引き続き市町村等と連携して取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 1) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ⑥ 従業員の安全確保と事業の継続を目指す事業者の災害対応マニュアル・事業継続計画の作成に取り組むこと。</p>	<p>国において、中小企業者の自然災害に対する事前対策の促進を図るため、令和元年7月に、中小企業の防災・減災の取組に対する新たな支援制度を創設したところです。この制度は、中小企業者が、自然災害リスクの確認方法や発災時の初動対応の手順等、人員確保や資金繰り対策等の具体的な事前対策などを記載した「事業継続力強化支援計画」を策定し、国の認定を受けると、日本政策金融公庫による低利融資や信用保証枠の追加、防災・減災設備への税制優遇などの支援策を受けられるものとなっています。 また、特に小規模事業者の取組を促進するための新たな制度として、商工会・商工会議所が市町村と共同で、地域の小規模事業者の事業継続力強化の取組を支援する計画を作成し、県が認定する事業継続力強化支援制度も創設されました。 県では、商工会・商工会議所や市町村を対象に、これら新たな制度についての説明会を国と共同で令和元年7月に開催し、その中で損害保険会社の取組も紹介するなどしたところであり、引き続き、県内の中小・小規模事業者の減災・防災対策が促進されるよう、関係者と連携して取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ① 発展途上国以下といわれる体育館等の雑魚寝の避難場所を、国際赤十字が提唱するスフィア基準(一人当たりの居住空間3.5㎡、最低トイレ数・初期は50人に1基、その後は20人に1基、女性対男性は3:1)をもとに避難場所の改善を図ること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の経験を踏まえ、避難所を運営する市町村の参考としていただくため、平成25年度に「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を作成し、県内市町村に配付しています。 この作成モデルは、「スフィア基準」も参考に、避難所の空間配置や、プライバシーや安全に配慮した専用スペースの確保、男女別トイレの設置などを記載しています。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ② 高齢者や障がい者など要支援者、乳幼児を抱える家族や妊婦等については安心して避難できる場所の確保を行うこと。液体ミルクの備蓄に取り組むこと。福祉避難所の指定と活用を図る具体的取組を進めること。ペット同伴の避難場所を確保すること。</p>	<p>県では、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を作り、市町村にマニュアルの策定を促しています。そのモデルの中で、高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦等に十分配慮した避難所運営となるよう求めており、福祉避難所の設置・活用や、必要に応じて福祉避難所や医療機関等への移動していただくなど、要配慮者への対応について周知しています。 また、物資の確保体制の整備として、紙おむつ、粉ミルク・哺乳ビンなどの乳幼児用品をはじめとする、乳幼児、妊産婦のための物資を速やかに届けられる仕組みの構築の他、妊産婦のための休養スペースや授乳スペースを設置し、プライバシーを確保することなど、妊産婦や乳幼児に配慮した避難所運営を求めています。 ペット連れの避難者への対応についても、飼育用スペースの確保や他の避難者への配慮すべき点などを記載の上、周知しています。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ③ 避難所でのプライバシーの確保のため、段ボールベットは48時間以内に確保すること。冷暖房付きのテントの設置を行うこと。仮設トイレは洋式仮設トイレを確保すること。</p>	<p>避難所で使用する物資の確保については主に市町村が行いますが、県においても市町村の被災状況及び対応状況の把握に努め、物資の調達及びあっせんに努めるとしています。 なお、県では災害時における段ボール製品の調達に関する協定を東日本段ボール工業組合と締結しているほか、組立式洋式トイレの備蓄を令和元年度から行っております。</p>	総務部	総合防災室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県が市町村に配付している「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」には、仮設トイレの設置に当たり、女性、高齢者、障がい者等のニーズを把握するなど、要配慮者への対応について記載の上、周知しています。 冷暖房設備については、国の指針やガイドラインにおいて、各自治体が各避難所に災害時用の空調機器等を常時保有するのではなく、発災時に必要な場所に必要な機材を投入することが現実的な対応として推進されていると伺います。県としては、災害救助法適用により、冷暖房機器借上費の支援が可能と考えていますが、災害救助法適用に至らない災害も含め、大規模災害発災時において、空調設備の応急対策が必要な市町村が適切に支援を受けられるよう、設備団体との協定締結などの支援策も検討していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ④ 暖かいバランスの取れた食事を提供すること。</p>	<p>食料の調達にあたっては、可能な限り適正な栄養に配慮するとともに、食物アレルギー等による食事制限者のニーズについて把握し、さらに、栄養士の活用等により、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等に配慮するよう、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」に記載し、県内市町村に周知しています。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	S その他
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ⑤ 在宅避難者の実態を把握し、避難所と同様の支援を行うこと。</p>	<p>災害対策基本法では、東日本大震災津波での教訓から、避難所以外の場所に滞在する被災者に対する配慮が規定されており、県地域防災計画において、市町村による在宅避難者の把握や支援について定めているところです。 また、台風災害時においては、市町村において在宅被災者の状況把握や支援物資の提供など、被災者それぞれの状況に応じた支援が行われたところです。 県としては、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、被災者の状況に応じた支援が行われるよう、市町村の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ⑥ 東日本大震災津波等の震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない具体的な対策を講じること。</p>	<p>台風災害では、災害関連死の多くが高齢者であり、避難生活等の環境変化による肉体的・精神的な負担がその主な要因と考えられることから、高齢者等の要配慮者に対し、避難所等において良好な生活環境が確保されることが必要と考えています。 県では、避難所を運営する市町村の参考となるよう、福祉避難室の設置や福祉避難所への移送など要配慮者への対応等について記載した「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を作成し、その普及を市町村に働きかけているところであり、引き続き市町村等と連携し、避難所における生活の質の向上に取り組んでいきます。</p> <p>震災関連死の検証については、高齢者の避難所等での生活における肉体的・精神的疲労が震災関連死の要因の多くを占めていることから、これを防止するためには、避難所における高齢者に対するケアが特に重要と考えられます。「東日本大震災津波における避難者支援活動記録集」においても、高齢者のニーズにあった避難所の環境整備の必要性等をまとめており、避難所運営マニュアル作成モデルを作成して市町村に配布する等、避難所の環境の改善を図る等の対応をしているところです。</p>	保健福祉部	地域福祉課 保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
		復興局	生活再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 災害ケースマネジメントに基づき、継続的な支援を行うこと。 ① 東日本大震災津波からの取組の教訓を生かし、災害ケースマネジメントを導入し、被災者一人一人の状況と復旧・復興の段階に応じた必要な支援が継続的に行われるようにすること。</p>	<p>被災者一人ひとりの被災状況に応じた個別の生活再建支援計画を立て、総合的に支援する「災害ケースマネジメント」については、被災者の多様な課題に対応した支援を行うための有効な取組の一つと認識しています。 本県では、東日本大震災津波に際して、市町村が被災者の相談支援を行っているのに加え、県が被災者相談支援センター等を設置し、相談員や弁護士など専門家等による相談対応を行っているほか、平成28年台風第10号災害で、岩泉町が弁護士会や民間団体等と設置した「岩泉よりそい・みらいネット」による相談支援について、日本弁護士会連合会において「災害ケースマネジメント」の実施例とされています。 県としては、こうした関係団体等と連携した被災者への総合支援の仕組みを平常時から構築する必要があると考えており、今後、弁護士会など相談支援に係る関係団体と連携のあり方について協議していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 12 東日本大震災津波、台風第19号災害・2016年台風第10号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 災害ケースマネジメントに基づき、継続的な支援を行うこと。 ② 一人暮らし高齢者等要支援者の見守りを強化し、被災者が助け合い共同して自発的な活動ができるコミュニティの形成・確立に取り組むこと。</p>	<p>本県では、市町村社会福祉協議会に配置した生活支援相談員が、民生委員や市町村が配置する支援員と連携し、応急仮設住宅や災害公営住宅に居住している被災者の見守り等の個別支援や、住民相互に支え合うコミュニティ形成の地域支援の両面に取り組んでいます。 また、令和元年度からは、災害公営住宅等での見守りやコミュニティ形成支援を重点的に行うため、生活支援相談員がより身近なところを拠点として活動できるよう、県及び市町村社協と連携し、生活支援相談員を災害公営住宅の集会所や地域の空き家に配置しており、引き続き、取組の拡大を市町村に働きかけ、被災者が地域で孤立を深めることのないよう、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
【第三部】県民の命とくらしを守る新たな県政目指して				
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 1、子どもの医療費助成は、中学校卒業までの現物給付化を早期に実施すること。 1) 子どもの医療費助成は、2019年8月からの小学校卒業(通院)までの現物給付化に続いて、中学校までの現物給付化を早急に実施すること。</p>	<p>現物給付の対象拡大に当たっては、新たに国民健康保険の国庫負担金等に減額調整措置が発生することなどの課題がありますが、令和2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。</p>	保健福祉部	健康保険課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 1、子どもの医療費助成は、中学校卒業までの現物給付化を早期に実施すること。 2) 県単独医療費助成については小学校通院まで拡充すること。一部負担(通院、医療機関ごと月1,500円、入院月5,000円)を計画的に見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。</p>	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきており、県が助成対象を小学校通院まで拡大したとしてもサービス向上に直接つながるものではなく、また、対象者の範囲の更なる拡充や、受給者負担及び所得制限の撤廃を行う場合、多額の財源を確保する必要があることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 1、子どもの医療費助成は、中学校卒業までの現物給付化を早期に実施すること。 3) 国に現物給付化に対するペナルティーの廃止を強く求めること。</p>	<p>子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであり、政府予算提言・要望において、子ども医療費助成の全国一律化と、地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止について継続して要望してきたところです。また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減し、滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 1) 国保税加入者は低所得者・無業者・高齢者が多く、協会けんぽと比べても2倍も高い国保税が課せられています。国庫負担の大幅な増額(全国知事会は1兆円の公費投入を要望)で国保の構造的問題の打開を図り、協会けんぽ並みの水準まで国保税の引下げを実現すること。</p>	<p>今後の医療費の増嵩が見込まれることから、県としては、国の財政責任の下、将来にわたる持続可能な制度の確立に向けて、更なる財政措置が必要と考えており、国庫負担率の引き上げなど様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、国に要望してきたところであり、引き続き国に働きかけていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減し、滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 2) 全国知事会が要望し、宮古市が実施している「子どもの均等割りの免除」を国の責任で実施するよう求めるとともに、県内市町村でも「子どもの均等割りの免除・軽減」に取り組むこと。「均等割り」「平等割り」など人頭税型の「応益割」の軽減・撤廃をもとめ不合理な仕組みを是正すること。</p>	<p>子どもの均等割りの免除・軽減については、個別の市町村が財源負担を行いながら導入するものではなく、また、各自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で子育て世代の負担解消が行われるべきであり、まずは全国知事会等を通じて、国において必要な措置が講じられるよう求めています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減し、滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 3) 県の独自補助を実現し、市町村の繰入れも行うようにすること。国保法44条に基づく生活困窮者の窓口負担(一部負担金)の減免を積極的に進めること。</p>	<p>一般会計からの法定外繰入については、市町村の判断により行うことができるものと考えますが、市町村と協議を行いながら策定した岩手県国保運営方針において、財政健全化のためには、「決算補填を目的とした法定外繰入は解消に努める必要がある」としているところです。(D) 国民健康保険法第44条の規定による一部負担金減免については、農作物の不作、不漁等により収入が減少した場合、業務の休廃止や失業等により収入が著しく減少した場合などに減免できるとされており、その具体的な基準については、各市町村の判断により決定しています。(B)</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減し、滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 4) 「決算補てんを目的とした法定外繰入れは解消に努める必要がある」としている岩手県国保運営方針は見直し、高すぎる国保税の引上げを抑える市町村独自の一般会計からの繰入れを認めること。市町村独自の減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取組を進めること。</p>	<p>一般会計からの法定外繰入については、市町村の判断により行うことができるものと考えますが、市町村と協議を行いながら策定した岩手県国保運営方針において、財政健全化のためには、「決算補填を目的とした法定外繰入は解消に努める必要がある」としているところです。(D) 国民健康保険税については、県内の全市町村において減免条例を定め、個々の生活実態等を踏まえて減免しています。(B) 国民健康保険法第44条の規定による一部負担金減免については、農作物の不作、不漁等により収入が減少した場合、業務の休廃止や失業等により収入が著しく減少した場合などに減免できるとされており、その具体的な基準については、各市町村の判断により決定しています。(B)</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減し、滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 5) 盛岡市の取組を踏まえ、窓口全額負担となる資格証明書の発行はやめること。短期保険証の発行はやめ、未交付は直ちに是正すること。滞納者への資産の差押さえを見直すこと。</p>	<p>短期被保険者証や資格証明書については、催告に応じていただけない国保税滞納者の納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、市町村に対して、必要な医療を受ける機会を制限することのないよう、滞納者個々の事情に十分配慮した、きめ細やかな対応をするよう要請しているところ 滞納処分は、税負担に関する公平性や安定した国保財政を確保するため、担税能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において、地方税法、国税徴収法等の法令に基づき、十分な調査を行ったうえで実施されているものと認識しています。 都市部や周辺部などによって、加入者の層の違いがあるなど、市町村ごとに様々な実情があるものと考えられることから、盛岡市の事例も県内市町村に情報提供しながら、適切な運用が図られるよう助言していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減し、滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 6) 滋賀県野洲市、盛岡市の取組に学び、「滞納は生活困難のシグナル」の立場で、滞納者への生活支援を抜本的に強化し、部局横断的支援体制を確立すること。</p>	<p>被保険者が保険税を滞納する背景には、様々な状況が考えられ、税負担に関する公平性等を確保する観点から、滞納処分や短期被保険者証等の交付は、担税能力がありながら納付していただけない方に対する手段として、一定の効果があるものと考えており、現状においても、市町村において十分な調査を行ったうえで実施されているものと認識しています。 一方で、滞納の要因が、失業や疾病などによる経済的困窮である場合など、真に納付が困難な場合にあっては、分割納付や徴収猶予等の対応のほか、生活困窮者の自立支援を担当する部署と連携した支援などにより、滞納者に寄り添ったきめ細やかな対応を行うよう、市町村に対して要請を行っているところです。 滋賀県野洲市のように滞納者の生活再建の視点も踏まえた対応については、県内でも実施している市町村があることから、今後県内市町村に共有を図りながら、滞納者個々の実情に応じた適切な対応を促していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課 地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減し、滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>7) 後期高齢者医療保険料の「軽減特例の廃止」の撤回を求め、医療費窓口2割負担の導入に反対すること。低所得者に対する軽減措置の継続と差別医療の撤廃を求めること。滞納者に対する短期保険証の発行、資産の差押さえはやめること。</p>	<p>令和元年10月から均等割の特例軽減措置(9割軽減、8.5割軽減)が廃止され、本則の7割軽減に戻ることとなりましたが、これまでの9割軽減対象者に対しては、国において介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金が支給されており、実質的な負担増は生じないものとなっています。</p> <p>また、これまでの8.5割軽減対象者は年金生活者支援給付金の対象となりませんが、令和元年10月から1年間に限り本則との差額を補填する特例措置が講じられています。</p> <p>後期高齢者の窓口負担の在り方については、現在、国において議論を行っているところであり、県としては、全国知事会を通じて、国の責任において、必要な医療の受診抑制につながるような、特に低所得者に配慮した制度の在り方を検討するよう要望しているところです。</p> <p>短期被保険者証については、催告に応じていただけない保険料滞納者の納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、岩手県後期高齢者医療広域連合及び各市町村に対して、滞納者個々の事情に十分配慮した、きめ細やかな対応をするよう要請しています。</p> <p>後期高齢者医療制度は、加入者が納める保険料と国からの交付金等を財源としていることから、制度運営の安定化のため、確実な収納が必要であると考えており、滞納処分は、保険料負担に関する公平性等を確保するため、負担能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において十分な調査を行ったうえで実施されているものと認識しています。</p> <p>県としては、保険料を納付できない方は、失業や疾病などに起因する経済的理由による場合など様々なケースがあることから、分割納付や徴収猶予等にきめ細かく対応するよう、岩手県後期高齢者医療広域連合及び各市町村に対して助言しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減し、滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 8) 在宅酸素療法患者の負担軽減を図るため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。</p>	<p>重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。 県の基準においては、障害基礎年金1級を受給している方を対象としていますが、市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。 県の補助対象を拡大する場合は、多額の財源を確保する必要があると見込まれることから、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に判断する必要があると考えています。 なお、県では、市町村が保険給付の対象外となっている在宅酸素療法患者が使用する酸素濃縮器の使用電気料金を助成する場合に、その経費の一部を補助しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 1) 財務省の財政制度審議会が建議している介護保険の利用者負担を原則2割とする大幅な負担増と改悪に反対すること。ケアプランの有料化、要介護度1、2の介護給付外しの改悪に反対すること。特養ホーム入所は要介護3以上とする介護保険制度の改悪の撤回と介護報酬引上げを国に求めること。</p>	<p>県では介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを利用できるよう、制度改正による課題把握と必要に応じた見直しを国に対して要望してきたところです。 また、介護報酬改定についても、影響を調査の上、安定的なサービス提供が図られる適切な水準の介護報酬の設定を国に要望してきたところです。 県では、今後とも関係団体との意見交換等を通じて報酬改定の影響を把握し、国に対して引き続き必要な働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 2) 国庫負担の引上げで保険料・利用料の値上げを抑え、安心して必要な介護保険サービスが利用できる制度に改善を求めること。</p>	<p>高齢化の進展に伴う介護サービス受給者の増加や介護基盤整備の促進等に伴い、介護給付費全体が増大し、地方公共団体の介護保険財政を圧迫することが懸念されることから、県では国に対して、公費負担割合の見直しの検討や被保険者の負担が過大にならないよう、保険料の上昇抑制のための支援策を講じるよう要望しているところです。</p>	保健福祉部	長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 3) 特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者解消の計画を立て、待機者(4,601人、在宅1,381人、早期入所が必要890人、4月1日現在)の解消を図ること。小規模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。そのために施設整備への補助を増額すること。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態を調査し、特別の対策を講じること。</p>	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向や特別養護老人ホーム入所待機者の状況等を勘案しながら策定した第7期介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームのほか、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには在宅介護サービスの充実などに取り組むこととしています。県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援を行っていきます。なお、市町村の判断により多床室の特別養護老人ホームを整備することも可能であり、補助の対象としています。また、平成31年度から、地域密着型の特別養護老人ホームに係る補助単価を増額したところ です。 居住費、食費については、低所得者を対象に、負担限度額を超える分を助成する「補足給付」という制度が設けられています。国に対しては、低所得の方であっても必要な介護サービスを利用することができるよう、利用者負担の軽減など低所得者対策を一層拡充するよう要望しています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 4) 介護老人保健施設、グループホームの整備、小規模多機能型施設、宅老所などの増設に積極的に取り組むこと。介護療養病床の廃止(2023年度末)に対応し必要な介護医療院への転換・確保を図ること。</p>	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向等を勘案しながら策定した第7期介護保険事業計画に基づき、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには宅老所がモデルとなって創設されたともいわれる小規模多機能型居宅介護事業所を始めとする在宅介護サービスの充実などに取り組むこととしています。県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援を行っていきます。 また、介護療養病床については、その転換の受け皿として新たな介護保険施設である介護医療院が創設されたことから、県では転換に要する経費に係る補助制度を設けたところであり、県としては、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、介護療養病床を持つ医療機関の転換意向も踏まえつつ、必要な対応を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 5) 訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。</p>	<p>県では、介護保険制度改正に際して運用上の課題等を十分に把握し必要な見直しを行うことや、適切な水準の介護報酬の設定について、国に対して要望を行っています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 6) 高齢者の状況が変わらないのに介護度が軽くなる介護認定制度の改悪を見直すこと。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。</p>	<p>要介護(要支援)認定については、適切な運用がなされるよう、認定関係の研修実施等により、保険者(市町村)の取組を支援しています。なお、社会保険方式となっている介護保険制度においては、必要な方に適切にサービスを利用していただくことができるよう、要介護認定制度や利用限度額の取扱は必要であると考えられます。 また、社会保障審議会介護保険部会がとりまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、「軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付の地域支援事業(総合事業)への移行に関しては、まずは介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行や、「多様な主体」による「多様なサービス」の展開を着実に進め、事業の把握・検証を行ったうえで、その状況を踏まえて検討を行うことが適当である」とされたところであり、引き続き国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 7) 全国最低の居宅サービス利用料となっている実態と課題を検証し、対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、花巻市で実施している在宅介護者訪問相談員の取組を広げること。</p>	<p>居宅サービスの利用が本県で低調な原因としては、山間地が多く、サービス事業者、サービス利用者ともに訪問や通所の移動コストがかかることなどの地理的要因や、他人を家に入れたくないという意識的な問題があると考えられています。このことから、地域包括支援センターの機能を強化し、地域包括ケアを推進することにより居宅サービスの利用を促進するほか、訪問・通い泊りのサービスを一体的に提供できる介護サービス基盤の充実を図ることとしています。 また、介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者への支援については、市町村において地域包括支援センターが高齢者世帯への戸別訪問等により介護サービスの利用など適切な支援につなげているところですが、県としては地域包括支援センター職員を対象とした研修等を通じた同センター職員の資質向上や個々の福祉課題をサービスに結び付ける地域福祉活動コーディネーター等の育成を行い、市町村が地域の実情に応じて行う相談支援の充実を支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 8) 愛知県大府市の取組を参考に、認知症患者が安心して地域で暮らせる取組と体制の整備を進めること。認知症への正しい理解を広げ、認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。</p>	<p>市町村における認知症SOSネットワークの整備など、認知症の方が安心して地域で暮らせるようにするための取組を支援していきます。 認知症のケアは、気づきから地域包括支援センター等への相談、早期対応につなげることが重要です。県では、認知症になっても本人の意思が尊重されることができる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、早期発見から診断、治療につなげる市町村の初期集中支援チームの運営を支援しています。また、平成30年度に、認知症疾患医療センターを1か所追加指定し、県内5カ所とした上で、センターを中核とした専門的な認知症医療体制の構築に取り組んでいるほか、市町村の地域ケア会議に、医療・介護の専門職が参画し、多職種連携による関係機関のネットワーク構築が図られるよう、アドバイザーを派遣するなどの支援を行っています。さらに、必要な介護サービス基盤の整備を促進するなど、医療と介護等の連携による認知症施策に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 9) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。</p>	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防など、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を担う中核機関であり、市町村はその設置主体としての責務があります。 県では、市町村に対し、センターの適正な職員配置やセンターへの実施方針(運営方針)の策定・提示を促すとともに、医療や介護などの多職種が参加し個別事案や地域課題等を話し合う「地域ケア会議」の運営を支援するなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた、市町村による地域包括支援センターの機能の充実・強化に向けた取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 3、介護保険の連続大改悪を許さず、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を 10) 介護労働者の劣悪な実態を踏まえ、労働条件の抜本的改善に取り組むこと。国費の投入で賃金の引上げを行うこと。介護職の常勤化、地位向上を図り、人員配置基準を2対1に改善すること。</p>	<p>県では、介護保険制度改正に際して運用上の課題等を十分に把握し必要な見直しを行うことや、適切な水準の介護報酬の設定について、国に対して要望を行っています。 また、介護従事者の処遇改善・労働環境の整備を図るため、介護事業所の管理者や職員を対象としたセミナーを開催し事業所での取組を支援しており、今後とも岩手労働局や介護労働安定センター等関係機関と連携し、労働条件の改善や処遇の改善に向けた取組を進めていきます。 なお、介護職員処遇改善加算については、令和元年10月から、「新しい経済政策パッケージ」に基づく、介護職員の更なる処遇改善(特定処遇改善加算)が実施されているところであり、今後も説明会を開催するなど、県内介護事業所に積極的な加算取得を促すとともに、状況に応じて国に対し必要な要望を行っています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的で強引な再編統廃合を許さず、医師の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 1) 厚労省が唐突に公表した全国424の公立・公的病院の再編統合リストは、医療費削減と病床削減を目指すことを目的に機械的な基準で地域医療と地域病院の役割を無視したもので、撤回を求めること。絶対的な医師不足の中で、医師の大幅な増員と確保を図り地域医療と地域の公立・公的病院の充実を実現すること。</p>	<p>本県では、再検証の対象とされた医療機関の大半において、既に一定程度病床機能の転換や病床数の見直しが進められており、直ちに病院機能の大幅な見直しが求められるものではないと考えています。 地域医療構想調整会議では、個々の医療機関の機能や診療実績の実態も確認しながら地域の実情に即した協議を行い、各地域で効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組んでいく考えです。 また、地域において効率的で質の高い医療提供体制を構築するためには、医師の確保が大前提であり、全国的な医師の不足と地域偏在を根本的に解消するためには、国を挙げて実効性のある施策に取り組む必要があることから、本県から、青森、福島、新潟、長野、静岡の各県に提案を行い、6県の知事が発起人となって「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」を設立したところあり、知事の会では、関係者への理解促進や国民の機運醸成を図りながら、実効性のある医師確保・偏在対策の実現に向け、国に働きかけを行うこととしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的で強引な再編統廃合を許さず、医師の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 2) 「医療費適正化計画」「地域医療構想」「国保運営方針」による病床削減、給付費削減に反対し、だれもが安心して医療が受けられる地域医療を確立すること。</p>	<p>国の財政制度審議会や経済財政諮問会議においては、人口当たりの病床数と入院医療費との間に強い相関関係があることを理由に、医療費の適正化には病床数の適正化が必要であるという考えが示されていると承知しています。 県としては、医療費に与える影響については、様々な要因が指摘されているため一概には言えず、むしろ医師不足の本県にあっては、医師をしっかり確保し、県民が必要な医療を適切に受けられることが重要であると考えています。 このため県では、高齢化の進展などに伴う医療需要の変化に対応し、将来に渡って質の高い医療を効率的に提供していく観点から、医師の確保に取り組むとともに、病床機能の分化と連携を推進していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的で強引な再編統廃合を許さず、医師の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 3) 医師不足解消へ、国の責任で医学部定員を1.5倍加し、OECDなみ(11万人増)に医師を増員すること。引き続き「地域枠」の確保や医師奨学生の拡充と地域病院への配置を進めること。</p>	<p>県では、医師の絶対数の確保を図るため、岩手医科大学における定員増について、大学と一体となって取組を進めてきた結果、当初の80名から現在の130名まで順次拡大が図られてきたところですが、国の方針では、現状の定員増は令和3年度までの臨時的措置とされていることから、県では、これを恒久的な措置とするよう、国に対して継続的に要望を行っているところです。 また、県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努め、令和元年度は、県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計53名の養成医師を配置し、そのうち県内の地域病院には4名を配置したところです。 今後も引き続き、奨学金養成医師の配置や派遣等を通じて、地域医療の確保に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的で強引な再編統廃合を許さず、医師の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 4) 産科・小児科・救急医療などの医師確保の取組を特別に重視して具体的な対策を講じること。</p>	<p>産科医や小児科医の更なる確保を図るうえで、奨学金による持続的な医師養成の取組が不可欠となっていますが、産科等を志す養成医師の意欲の向上に繋げるためにも、産科医等としてのキャリアや専門性と義務履行の両立を図りながら、効果的に配置を進める必要があると考えています。 このため、県では、平成30年度から、産科等を専攻した養成医師については、義務履行の際に、他の診療科を専攻した養成医師が中小の医療機関で総合診療等に従事しなければならない期間においても、医師不足が深刻な県立病院等の地域周産期母子医療センター等で産科医等として優先して診療を行うことができるよう、特例的な取扱いを設けています。 また、令和2年度からは、産科等を選択した地域枠養成医師を対象に、1年間を限度に岩手医科大学の総合周産期母子医療センターでの勤務を義務履行として認めるほか、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠を設けることとしており、引き続き、産科医等の養成・確保の取組を推進していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的で強引な再編統廃合を許さず、医師の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 5) 県内どこにいても安心してお産ができるように周産期医療体制の確立に取り組むこと。産前産後ケアの取組を強化し、開業助産院への支援を行うこと。</p>	<p>県内にはハイリスク分娩にも対応できる周産期母子医療センターが整備されている一方、精力的に病院並みの分娩件数を取り扱っている産科診療所もあり、医療機関の機能分担や連携のもと、分娩リスクに応じた適切な医療提供体制を整備してきたところです。 また、使命感をもって周産期医療の分野での活躍を志す若い医師や、長年にわたって、周産期医療に従事し、後進の指導にあたっている医師など多くの人材により、本県の周産期医療が支えられているところであり、これらの人材を大切にしながら、新たな人材を育成していくことが重要と認識しています。 県では、これまでの「医師確保対策アクションプラン」に基づく様々な取組に加え、平成30年度から、産婦人科・小児科を専攻した奨学金養成医師に対して、義務履行とキャリア形成の両立を支援し、義務履行の全期間を地域周産期母子医療センターでの勤務に専念できる特例措置を設けたところであり、また、分娩取扱医療機関の少ない地域での新規開設や再開を支援するための補助制度を設けるなど、産科医師の増加のための取組を推進しているところです。 さらに、現在策定中の「医師確保計画」において、産科及び小児科については、周産期医療圏、小児医療圏ごとの医師偏在指標をもとに、具体的な対策を盛り込むこととしており、これらのことに取り組みながら、住み慣れた地域の中で、安心して出産できる体制の充実に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室 子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的で強引な再編統廃合を許さず、医師の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 6) 不妊治療費助成を拡充するとともに、不妊専門相談の実施と不妊症看護認定看護師を養成すること。</p>	<p>(看護師養成) 看護の質の向上と医療安全を推進するため、高度な看護技術と知識を持つ認定看護師の育成は重要であることから、不妊症看護を含む全ての分野について医療機関による認定看護師教育課程への派遣に対する支援に取り組んでいます。 (医療費助成、相談支援) 県では、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、国の補助事業を活用し、特定不妊治療費等への助成を行っているところであり、更なる負担の軽減を図るため、国に対して、助成の拡充を要望しているほか、全国知事会を通じて、保険適用化について提言を行っています。 また、岩手医科大学に不妊専門相談センターを設置し、それぞれの事情に応じた相談支援に努めています。</p>	保健福祉部	医療政策室 子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 4、公立・公的病院の機械的で強引な再編統廃合を許さず、医師の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を 7) 看護師の大幅増員で安全でゆきとどいた医療を実現すること。「夜勤は複数、月8日」という人事院判定を厳格に実施すること。看護師に負担を強いる夜勤二交代制や夜勤専従を強要しないこと。看護師確保の奨学金制度の活用と拡充を図ること。</p>	<p>県では、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、中学生・高校生看護進学セミナー養成確保対策、Uターン促進や勤務環境改善取組支援等による確保定着対策、ナースセンターによる復職を希望する看護職員への再就業支援などに取り組んでいます。 また、岩手県看護職員修学資金制度では、貸付枠の拡充や助産師への優先的な貸付を行うなど制度の充実に努め、看護師等養成施設と連携し、制度の活用を促進するよう努めています。 今後も引き続き、本プランに基づき、総合的な看護職員確保対策を推進していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。</p>	<p>医療機関における新型インフルエンザに対する体制の強化を図るため、これまで医療機関が行う人工呼吸器や簡易ベッド、院内感染防止設備、個人防護具などの設備整備を支援してきたところであり、引き続き支援を行っていくこととしています。 また、水際検疫体制やワクチン製造システムの確立など、国が担う業務については、今後も十分な対策を行うように要望していきます。 さらに、新型インフルエンザワクチンの優先接種者の登録については、医療分野及び国民生活・国民経済安定分野について進められており、県としても必要な協力をしていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。</p>	<p>はしか(麻しん)及び風しんについては、予防接種法の対象疾病に位置付けられ、積極的に接種勧奨等を行うとともに、国においては、それぞれに特定感染症予防指針を策定し、予防接種の対象者を時限的に拡大するなどの施策を推進してきたところです。 麻しん及び風しん排除のための最も有効な対策は、発生の予防であることから、国では、引き続き生後12月から24月及び小学校入学前1年の者に対し定期の予防接種を行い、それぞれの接種率が95%以上になることを目標として積極的な接種を勧奨しています。 県では、市町村が実施する予防接種に対する経費について、十分な財政措置が講じられるよう国に要望してきたところであり、平成25年度からは経費の9割が交付税措置されています。 風しんについては、平成26年度から風しんの予防接種が必要な方を抽出する検査の公費助成事業を実施しています。 また、平成30年7月以降の風しん患者の増加を受けて、抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を定期接種の対象とし、令和4年3月31日までの時限措置として、公的な予防接種を1回受ける機会を設けることとしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 3) ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、保護者の負担軽減・無料化など、制度の更なる充実を目指すこと。子宮頸がんワクチンは、副作用の深刻さを重く受け止め、接種勧奨は再開せず、疫学調査など徹底した検証を求めること。</p>	<p>ワクチンの接種については、予防接種の効果とその副反応のリスクに関する正しい知識を持つことが重要であり、専門家による科学的な評価や知見など、国から提供される情報について、引き続き市町村や医療機関等と連携しながら、適切な情報提供に努めていきます。 ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、安全性の確保・向上を確認のうえ、平成25年4月1日より、予防接種法の定期接種に追加されています。 子宮頸がんワクチンについては、国の課題研究事業「HPV ワクチンの有効性及び安全性に関する疫学研究」において調査を進めており、その動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 4) ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。</p>	<p>ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、冬季を中心に流行し、社会福祉施設等での集団感染のおそれがあることから、県内の流行状況をホームページ等で情報提供するとともに、社会福祉施設等の職員を対象に研修会を開催し感染予防対策の啓発を行っているほか、社会福祉施設等で集団感染が発生した場合は、調査を行い感染拡大の防止のため、指導を行っています。 B型肝炎ワクチンについては、安全性の確保・向上を確認のうえ平成28年10月1日より、予防接種法の定期接種に追加されており、また、ロタウイルスワクチンについても、令和2年10月1日から、予防接種法の定期接種に追加される予定です。 性感染症対策については、近年の全国的な梅毒患者の増加をふまえ、平成29年度より保健所での梅毒無料匿名検査を開始しています。 引き続き、性感染症の発生動向を注視し、保健所で行っているHIV、梅毒、クラミジア無料匿名検査の周知を図るとともに、予防のための普及啓発を行っています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 5) エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。</p>	<p>県では、エボラ出血熱患者の発生に備え、第一種感染症指定医療機関や保健所の対応について訓練・研修を実施し、万一来臨に備えています。 また、デング熱及びジカウイルス感染症等の蚊媒感染症については、岩手県蚊媒感染症対策行動計画に基づき、発生時には保健所に相談窓口を設置するほか、医療機関との連携を強化し、情報提供の徹底するとともに、平時においても県民に対し蚊の発生防止策について周知し、対策を進めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること 6) 保健所の体制を強化すること。</p>	<p>新型インフルエンザへの対策については、平成25年に取りまとめた行動計画・ガイドラインに基づき、各保健所が主体となって、地域の関係機関と連携を図りながら、各圏域において体制を整備し、訓練や研修を実施しているところです。 なお、各種予防接種については、市町村において実施しているものですが、県としても予防接種対策について市町村を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ① 応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。</p>	<p>利用料については、現在、国において所得に応じた負担上限額が設定されており、また、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。 これは、安定した障がい福祉サービスの運営を図るため、利用者にとって一定の負担を求める仕組みとしており、利用者にとって一定の負担を求めているものと考えています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ② 障害者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとする。</p>	<p>障がい福祉サービスの支給決定は、障害者総合支援法に基づき、市町村の認定調査員による訪問調査や主治医の意見書等により障がいの状態や特性を把握するとともに、サービスの利用に関する本人の希望を確認の上、実施することとしています。 県では、障がい福祉サービスの支給決定等の事務が適切に行われるよう、認定調査員を対象とした研修を実施し資質の向上に努めています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ③ 内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病・慢性疾患などあらゆる障がい者を対象にすること。</p>	<p>障害者総合支援法における「障害者」は同法第4条に規定されているものであり、対象範囲については国において定めるものです。 なお、障害者総合支援法に規定する「障害者」には、内部障害、発達障害、高次脳機能障害は含まれており、難病については、厚生労働省が指定する疾病が同法の対象とされています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ④ 地域生活支援事業の予算を義務経費化し、必要なサービスの量と質を保障すること。</p>	<p>地域生活支援事業費については、障害者総合支援法により、予算の範囲内での補助事業とされており、国から交付される補助金額が、県や市町村の所要額を下回っていることから、県負担分も含め、やむなく市町村に対する補助を割り落して執行している状況です。 県としては、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、十分な財政措置について、県の令和2年度政府予算提言・要望において要望を行ったところです。 また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も機会を捉えて国へ要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。 ⑤ 相談支援をはじめ全ての障害福祉サービスの抜本的な報酬の引き上げを図ること。</p>	<p>国に対しては、相談支援専門員の業務内容を適切に評価し事業所が安定的な経営を行えるよう計画相談に関する報酬単価の引上げを要望しているほか、他のサービス報酬に関しても報酬設定の見直し等を要望しているところです。 なお、2019年度障害福祉サービス等報酬改定においては、福祉・介護職員等の一層の処遇改善を図るため「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されているところであり、事業者が良質なサービスを提供できるよう、今後も国の動向等を注視しながら必要に応じ報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 2) 障がい者が65歳になると障害福祉サービスから介護保険サービスに半ば強制的に移行させられ利用料が発生する制度の撤回・見直しを求めること。介護保険サービスの利用者負担軽減を要支援の障がい者も対象とするよう改善を求めること。</p>	<p>障害者総合支援法の改正により、平成30年度から、65歳到達前に一定期間に渡り障がい福祉サービスを利用していた低所得の障がい者が介護保険に移行した際の利用者負担を軽減する「新高額障害福祉サービス等給付費」の支給が開始されています。 令和元年5月に新高額障害福祉サービス等給付費に係る市町村の運用状況を調査したところ、支給対象者の人数は少ない状況にあり、高齢障がい者の介護保険への移行状況については実態を十分に把握できていないところです。今後、高齢障がい者の介護保険への移行状況や当該給付費の支給事務の状況について把握した上で、介護保険サービスを利用する一般高齢者との公平性等に留意しつつ、市町村や関係団体等の意見も参考にしながら、必要に応じて、制度改善について国への働きかけを検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3) 地域で豊かな生活を保障すること。 家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、 ① バリアフリー対応の公営住宅の整備、入所施設、グループホームを計画に基づいて整備すること。</p>	<p>障がい福祉サービス等の提供体制の確保等については、県、市町村が定める障がい福祉計画において見込量等を設定しています。 県では、グループホームについては、必要なサービス見込量の達成に向け、事業者に対し利用者ニーズの情報提供等による参入促進を図るほか、施設整備への支援等を行っています。 また、入所施設については、地域生活への移行支援を進めながら、真に入所サービスを必要とする障がい児や障がい者の受入可能な定員総数を維持していきます。</p> <p>県営住宅のバリアフリー対応については、平成24年に改正した県営住宅等条例及び条例施行規則に規定された仕様(床の段差解消、手すりの設置)に基づき、滑りにくい床材の使用や水栓のレバーハンドル化なども合わせて住宅改善等の整備を進めているほか、災害公営住宅の新規整備や既存団地の建替事業において2階以上の共同住宅にはエレベーターを設置しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3) 地域で豊かな生活を保障すること。 家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、 ② 在宅支援のために、家族の休息を保障するショートステイの増設や、「医療的ケア」を必要とする人たちへの支援策を拡充すること。</p>	<p>県では、介助する家族の負担軽減を図るため、平成29年度に在宅超重症児(者)等短期入所者受入体制支援事業を創設し、医療的ケアを必要とする障がい児を含む超重症児者等の短期入所受入体制の整備に取り組んでおり、引き続き、全ての市町村において、同事業が実施されるよう働きかけを行います。 また、平成28年度の児童福祉法等の改正により、医療的ケア児支援に携わる関連分野が連携する協議の場の設置が義務付けられたことを受け、県では、医療、保健、保育、教育等の関係者を委員とした「重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議」を設置しており、この会議での御意見を踏まえながら、医療的ケア児やその御家族への切れ目ない支援のための具体的な方策を検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 3) 地域で豊かな生活を保障すること。 家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、 ③ ホームヘルプサービスや移動支援など在宅支援を拡充すること。緊急時の支援システムを確立すること。</p>	<p>居宅介護等障がい福祉サービス等の提供体制の確保等については、県、市町村が定める障がい福祉計画において見込量等を設定しており、その達成に向け、事業者に対し利用者ニーズの情報提供等による参入促進を図るほか、施設等の整備支援等を行っています。 移動支援は市町村の地域生活支援事業において実施されているものであり、県では、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、国に対し当該事業への十分な財政措置を要望しています。 緊急時の支援システムについては、各市町村において、障がい者の地域生活への移行を支援するため、短期入所等の緊急時の受入体制を含め、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備に向けた検討が進められており、県としても、施設の整備支援などにより、市町村の取組を支援します。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 4) 障がい者の高齢化が進行する中で、市町村に地域生活拠点施設の整備を進めること。</p>	<p>県では岩手県障がい者プランにおいて、障がい者一人ひとりが、地域の人たちと支え合う仲間として、いきいきと暮らすことができるよう障がい者が安心して生活できる環境の整備を進めることとしており、地域生活支援の機能をさらに強化する地域生活拠点の整備は重要と考えています。 緊急一時的な宿泊等に係る居室確保や、相談体制の整備に係る経費については、国の地域生活支援事業のうち「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能とされていることから、県では、地域生活支援事業を活用した支援の充実が図られるよう、その十分な財政措置について令和元年6月に厚生労働省に要望したところであり、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。 また、地域生活支援拠点のための施設を整備する必要がある場合は、施設等の整備に係る支援を行っています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5) 労働・雇用の保障 ① 就労継続支援A型、B型の整備を早急に進めること。</p>	<p>就労継続支援A型、B型事業所を含め、障がい福祉サービスについては、県、市町村が定める障がい福祉計画においてサービス利用の見込量等を設定しています。 このため、県では、見込量の確保に向けて、地域の自立支援協議会等の場でサービスの主体となる市町村への情報提供や助言を行うとともに、事業者に対して施設等の整備に係る支援を行っています。 また、国に対しては、障害福祉サービス事業所等の施設等の整備補助の予算の充実を要望しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5) 労働・雇用の保障 ② 法定雇用率の引き上げ厳守させること。2018年度から始まった精神障がい者の雇用義務化を確実に実施すること。</p>	<p>改正障害者雇用促進法の施行により、平成30年度から法定雇用率が2.2%に引き上げられ、精神障がい者が法定雇用率の算定対象に加わったことから、障がい者雇用の促進に向け、障がいに対する企業や事業所等の一層の理解促進を図るとともに、労働、教育等の分野と連携し、障がい者の能力や特性に応じた就労支援に取り組んでいきます。</p> <p>岩手県の実雇用率は2.27%(令和元年6月1日現在)と前年比0.05ポイント上昇、過去最高となったところ。法定雇用率を達成している企業は56.6%と前年比1.6ポイント上昇していますが、法定雇用率を未達成の企業は442社となっています。</p> <p>そのため、県では、平成29年度から地域で障がい者の就業を支える体制を整備するとともに、障がい者の雇用の促進並びに障がい者への理解を深めるために、事業所向け障がい者雇用促進セミナーを開催しており、令和元年度は、特別支援学校技能認定会及び特別支援学校の見学も行い、より企業が障がい者について理解を深められる内容で実施しました。</p> <p>また、就労支援機関の職員を対象とした実務者研修を開催し、職員のスキルアップも図っており、特に、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が追加されたことに伴い、上記のセミナー、研修会においても精神・発達障がい者への対応をテーマをしぼり行ったところです。</p> <p>今後も、関係機関等と更に連携し、障がい者雇用への理解を一層促進するとともに、雇用の場を確保するよう努めていきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 5) 労働・雇用の保障 ③ 障がい者が職場に定着できるように相談体制とジョブコーチの増員を行うこと。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、各障がい保健福祉圏域に「障害者就業・生活支援センター」を設置して就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っており、必要に応じてジョブコーチ支援を行う岩手障害者職業センターと連携し、障がい者の就労を支援しています。</p> <p>また、平成30年度から創設された障がい福祉サービスである「就労定着支援事業」により、雇用に伴い生じる日常生活、社会生活を営む上での相談、指導、助言等を行い、一般就労移行後の職場定着を支援しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 6) 障がい者の療育や保護者支援 障害を自己責任とする契約制度や応益負担はやめて、無料で療育福祉を利用できるようにすること。通所施設の整備、児童発達支援センターの機能強化、保育所等訪問支援事業の保護者負担をなくすこと。放課後デイサービスの整備・拡充を図ること。</p>	<p>障がい福祉サービスの契約制度は、障がいのある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるよう導入され、国や地方の負担に加えて、安定した制度運用を図るため、利用量に応じて利用者に一定の負担を求める仕組みとしているものと考えており、所得に応じた軽減策等が講じられています。 通所施設の整備等の保護者負担については、義務的負担ではなく、事業者の裁量により行われているものと認識しています。県では、障がい福祉計画等に基づき、国庫補助制度を活用しながら必要な施設整備を支援していきます。 また、幼児教育の無償化に伴い、令和元年10月より未就学児は障害児支援を無償で受けられるようになりました。 なお、放課後等デイサービスについては、平成30年度に報酬改定がされたところであり、引き続き、国の動向を注視しながら、必要な支援等を検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7) 教育の保障 ① 特別支援学校の定数基準を引き下げること。特別支援学校の施設整備を進め教室不足を解消すること。</p>	<p>特別支援学校の教員定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(高校標準法)に基づいて定めており、学校の実情等を考慮して教職員を配置しているところです。今後も、義務標準法及び高校標準法に基づきながらも、児童生徒の状況等を勘案して教職員配置を検討していきます。 また、令和元年度から支援学校整備計画の策定に着手したところであり、令和2年度内に策定することとしています。本計画に基づき、狭あい化や教室不足の解消が図られるよう市町村や県の他部局等と連携しながら整備に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7) 教育の保障 ② 看護師の配置で普通学級に通学できる医療的ケア児に対する支援を強化すること。</p>	<p>小中学校等については、国において看護師の配置や体制整備を進める事業を展開していることから、これらの動向や関連する情報を市町村教育委員会に提供するとともに、個に応じた学習環境を整備することの必要性や取組について、理解と推進を図っているところです。 今後も、小中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の状況の把握に努め、市町村教育委員会と連携しながら、学びの場や支援体制の構築が図られるよう取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7) 教育の保障 ③ 通常学級における特別支援教育の充実を図るため、学級定数を引き下げること。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、令和元年度から小中学校全学年での35人以下学級が実現したところであり、今後においても、特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 7) 教育の保障 ④ 教職員の増員や施設設備のバリアフリー化など教育環境を整えること。</p>	<p>本県においては、これまでも教職員の基礎定数に加え、少人数指導加配など学校が個々に抱える課題解決のための加配や小中学校への非常勤講師の配置など、児童・生徒の基礎学力の定着や学校生活の安定のために対応しています。 今後も児童・生徒の学校生活がより充実していくよう、国に対し、新たな定数改善計画の策定を早期に行うよう引き続き要望するとともに、国の加配や県の事業を効果的に進めていきます。 また、県立学校のバリアフリー化については、「ひとにやさしいまちづくり条例」等を踏まえ、自動ドア、スロープ及び多目的トイレなどの整備を順次進めており、今後も着実に整備を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 8) 障がい者や難病の医療費は、優先して無料化を目指すこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立し窓口無料化を求めること。</p>	<p>自立支援医療制度は、国において所得に応じた負担上限額が設定されており、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。また、費用が高額な治療を長期に渡り実施しなければならない方等については、更に軽減措置を実施しています。 安定した制度運営を図るため、利用者に一定の負担を求める仕組みとしているものと考えています。 難病医療費については、他制度との公平性を勘案しつつ、世帯の所得に応じた区分により負担上限が定められているところですが、医療費助成も含めた難病対策の在り方については、難病法の附則において、施行後5年以内を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされ、現在、国において検討が行われているところであり、県としてはその動向を注視していきます。 重度心身障がい者医療費助成制度を国の制度とすることについては、今後の要望等について検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 9) 鉄道・バスなど障がい者の交通運賃の割引制度を拡充し、参政権、情報の保障に取り組むこと。</p>	<p>鉄道事業者のほか、バス事業者など一部の交通事業者には、障がい者に対する交通運賃の割引制度が実施されているところであり、交通事業者に対しては、引き続き、障がい者への割引に取り組むよう、働きかけていきます。</p> <p>障がい者の情報保障に関しては、地域生活支援事業により聴覚障がい者の意思疎通支援事業について取り組んでいます。 障がい者の交通に関しては、平成28年4月1日から、岩手県交通、岩手県北バス、JRバス東北において、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象としたバス運賃の割引が、また、平成30年10月からは航空運賃の割引が開始されています。 県では国に対し、精神障害者保健福祉手帳の所持者が、他の障がいの手帳所持者と同様の公共交通機関の運賃割引の優遇措置が受けられるよう、要望しています。</p>	<p>政策地域部</p> <p>保健福祉部</p>	<p>交通政策室</p> <p>障がい保健福祉課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 10) 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定を踏まえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。</p>	<p>県では、条例に基づく障がい者に対する不利益な取扱いに関する相談窓口を市町村又は市町村社会福祉協議会に設置するとともに、リーフレットの配布等により、県民への周知に努めています。 また、相談窓口において実際に相談を受け付ける職員の資質向上を図るため、毎年度不利益取扱い相談窓口職員研修を開催しているところです。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>障がい保健福祉課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 1) 難病医療費の新制度については、対象疾患が増加(56から333疾患)しましたが医療費助成受給者数は伸びていません。月額上限額の引き上げと「軽症」の場合対象外となっているからです。市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど、難病患者が新たな負担増とならないように、患者の実態を踏まえた対応を行うこと。低所得者と重症患者の負担はなくすこと。患者数による線引きは中止すること。</p>	<p>難病法の施行により、難病医療が公費負担医療として法律に位置付けられたことにより、安定的な財源が確保されることとなったほか、対象疾病数が56疾病からこれまでに333疾病に拡大された一方で、重症度基準の導入、低所得世帯(市町村民税非課税世帯)や重症患者にも一定の自己負担が導入されるなどの見直しが行われたところです。また、重症者への自己負担の軽減については、市町村民税が課税されている受給者で高額な医療が長期的に継続する場合は、「高額かつ長期」の要件により軽減する仕組みとされたところです。 難病医療費助成の対象については、「対象疾病に罹患している者のうち、症状の程度が重症度分類等で一定以上等であり、日常生活又は社会生活に支障がある者」とされており、受給者の自己負担を軽減しながらも、疾病間の公正性を図りつつ、制度を安定的に維持するため、国においてこうした運用を行っているものと考えています。 医療費助成も含めた難病対策のあり方については、難病法の附則において、施行後5年以内を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされ、現在、国において検討が行われているところであり、県としてはその動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 2) 申請手続きを簡素化し、経過措置の5年以内の見直しに向けて実態調査を行うとともに、継続して医療費助成を受けられるようにすること。医療費無料化を求めること。</p>	<p>難病医療費については、他制度との公平性を勘案しつつ、世帯の所得に応じた区分により負担上限が定められてるところですが、医療費助成も含めた難病対策のあり方については、難病法の附則において、施行後5年以内を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされ、現在、国において検討が行われているところであり、県としてはその動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 3) 小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開を図ること。</p>	<p>改正児童福祉法により、平成27年1月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が施行され、対象疾病が従来の504疾病から令和元年度においては762疾病まで拡大され、本県においても、疾病対象者への支給を行っているところです。 また、ふれあいランド岩手内に「小児慢性特定疾病児童等自立支援センター」を設置し、児童等の自立に向けた相談支援などを行っているほか、各保健所においても相談支援を行っているところです。 さらに、小慢児童等及びその家族の療養生活の改善を図るため、契約医療機関において一時預かり(レスパイト)を実施しており、児童等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう引き続き支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 4) 難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的対策を強化すること。</p>	<p>県では、これまで難病相談支援センターの充実を図るため、就労支援員の増員や、地域での交流会・研修会等開催予算の増額を行ってきたところで、 また、難病相談支援センターのあり方について、現在、難病法の附則に基づき国で検討が行われていますので、国の動向を注視しつつ、必要に応じて難病相談支援センターの充実について検討を進めていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の連続的引下げは撤回し、必要な人が全て受けられる生活保障制度に改善を 1) 2018年の10月から生活保護基準の引下げが強行されました。利用世帯の約7割が保護費の減額となりました。「貧困と格差」を更に拡大するものであり撤回を求めること。</p>	<p>今回の見直しに伴い、減額となった世帯もありますが、国の専門委員会における検証結果を踏まえ定めた基準であり、県としては、この国が定めた基準により、法定受託事務として適正に実施するとともに、生活保護世帯を含めた生活困窮者への支援について、世帯が抱えている就職や傷病などの様々な課題の解決に向けて、関係機関と連携して一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の連続的引下げは撤回し、必要な人が全て受けられる生活保障制度に改善を 2) 「貧困と格差」の広がりの中で、生活保護受給者が増加しています。しかし、全国的な捕捉率は約2割となっており、生活保護が必要な人が受けられるよう憲法25条に基づく制度の周知徹底と改善を図ること。</p>	<p>生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行っているところであり、県では、引き続き、各福祉事務所への指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の連続的引下げは撤回し、必要な人が全て受けられる生活保障制度に改善を 3) 「水際作戦」の合法化を許さず、国民の受給権を守ること―「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。</p>	<p>相談窓口において、生活保護の制度について理解されるよう相談者の方に十分説明するとともに、生活保護の申請意思が確認された方に対しては速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、各福祉事務所に指導を行っているところであり、今後も引き続き指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の連続的引下げは撤回し、必要な人が全て受けられる生活保障制度に改善を 4) 生活保護基準以下で働いている母子家庭の生活保護受給を進めること。「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。</p>	<p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。 なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。 また、生活保護受給者については、保護開始直後から自立に向けた集中的かつ切れ目のない就労支援を行っています。ハローワークとの連携の下、保護受給者の状況に応じた伴走型の就職支援を行うとともに、福祉事務所に配置した就労支援相談員等がきめ細やかな相談支援を行っていますが、保護受給者の意向に沿った就労支援が実施されるよう、引き続き福祉事務所の指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の連続的引下げは撤回し、必要な人が全て受けられる生活保障制度に改善を 5) 生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。生活保護家庭の子どもの学習支援の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の趣旨に沿って、県内の福祉事務所設置自治体において、生活困窮者への総合的な実施体制として自立相談支援事業の窓口を整備し、相談支援を行っているところですが、困窮状態にある方を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、就労、家計相談、子どもの学習等を支援する事業の一体的実施に努めていきます。 なお、「子どもの学習・生活支援事業」は、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の中学生等を対象として学習会の開催等により、令和元年度は県内で5市11町村で実施しているところですが、今後も、町村担当課や関係機関等と調整しながら、事業内容の充実に向けて取り組んでいきます。また、各市においても取組が進むよう働きかけていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 8、生活保護の連続的引下げは撤回し、必要な人が全て受けられる生活保障制度に改善を 6) 「生活保護のしおり」に、生活保護は憲法25条に基づく国民の権利であることを明記すること。生活保護を利用しやすくする「生活保障法」に改正するよう求めること。</p>	<p>県内全ての福祉事務所において、生活保護制度の内容を分かりやすく説明した「保護のしおり」を作成し、福祉事務所の窓口へ相談に来られた方や生活保護を受給されている方に対し、制度の周知や理解の促進に取り組んできたところであり、県では引き続き、相談者等へ懇切丁寧に説明し、生活保護受給に係る権利・義務を含めて、制度の十分な理解を促進するよう、指導監査等を通じ、福祉事務所へ助言・指導に努めていきます。 あわせて、真に保護を必要とする方に確実に保護を適用することが重要であることから、引き続き、現行法の適切な運用に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。 1) 「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。</p>	<p>県では、がん対策推進条例及び第3次県がん対策推進計画(平成30年3月策定)に基づき、がんの予防から早期診断・早期治療、がん医療、緩和ケアなど多岐にわたる分野の取組を、市町村、保健医療従事者、事業者、教育関係者、がん患者・その家族などの県民と一体となって、総合的かつ計画的に実施していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。 2) 岩手町の取組に学び、がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人20%未満)の具体的な取組を強化すること。</p>	<p>市町村が行うがん検診等の受診率向上に向けて、県では、市町村等を対象とした受診勧奨のスキルアップ等の研修会の開催、がんの正しい知識や健診の重要性などに係る普及啓発等の取組を行っています。 岩手町などががん検診受診率の高い市町村の取組については、こうした研修会でも情報提供を行いながら、市町村のがん検診体制の充実を支援しています。また、「健康いわて21プラン(第2次)」において、成人の喫煙率の減少を目標に掲げているところであり、新たな受動喫煙防止対策を盛り込んだ改正健康増進法の施行に伴う、喫煙環境の変化を契機として、禁煙希望者への禁煙支援などの禁煙促進の取組を推進していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。 3) どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。</p>	<p>県では、岩手県がん対策推進計画に基づき、限りある医療資源を有効活用しながら、がん医療の均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院の整備や、拠点病院と地域のがん診療を担う医療機関との役割分担及び連携体制の整備を進め、県内全ての二次医療圏にがん診療連携拠点病院が整備されています。 今後も引き続き、拠点病院等の一層の機能強化を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。 4) 緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。</p>	<p>緩和ケア病棟について、県内に7か所が設置されているほか、緩和ケア病床や緩和ケア外来が設置されており、また、県内全てのがん診療連携拠点病院等において緩和ケアチームが設置されるなど、緩和ケアの普及が着実に進んでいます。 県では、緩和ケアに従事する医師の研修や、がん診療連携拠点病院における相談体制の整備などへの支援のほか、精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、がん医療に携わる医療従事者への研修や緩和ケアチームの機能強化への支援などにより、緩和ケアの提供体制を充実させることとしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定を踏まえ、総合的ながん対策を推進すること。 5) 受動喫煙防止対策を徹底し、受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は敷地内全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。</p>	<p>県庁舎は敷地内禁煙としています。</p>	<p>総務部</p>	<p>管財課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>「健康いわて21プラン(第2次)」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。</p> <p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねたうえで、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進めることが必要であると考えています。</p> <p>このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や受動喫煙防止対策に取り組んでいるところです。</p> <p>また、平成30年に望まない受動喫煙の防止を図るための改正健康増進法が公布され、令和元年7月に、行政機関等は原則敷地内禁煙とすることとされたことから、「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」を全面的に見直し、原則県立施設の敷地内は完全禁煙としたところです。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>県立病院施設については、敷地内全面禁煙となっています。</p>	<p>医療局</p>	<p>経営管理課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>議会棟においては、平成26年11月に喫煙室を設置し、喫煙室以外は全面禁煙としたところです。</p> <p>なお、総務部管財課では、受動喫煙防止対策の効果を検証するため、当該喫煙室内及び周辺について、年3回、定期的に測定を実施しており、分煙のための必要な措置が適切に講じられているものと理解しています。</p>	<p>議会事務局</p>	<p>総務課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>県立学校においては、平成19年10月1日から敷地内全面禁煙としています。また、宿泊施設を有する施設(特定屋外喫煙場所を設置し、利用者は宿泊者に限る)の一部を除く県立施設においては、令和元年7月1日から敷地内全面禁煙としています。</p> <p>受動喫煙の防止を求める健康増進法の趣旨と児童生徒の健康及び喫煙防止教育の一層の推進を図るため、全ての教職員に受動喫煙防止対策を徹底していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 1) 究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業については、被災地における継続的な健康調査が行われることによる地域住民の健康不安の解消や、医師をはじめとする医療人材の派遣による地域医療への貢献が期待されることです。 調査の実施に当たっては、事業の実施主体である東北メディカル・メガバンク機構において、事業の趣旨等について地元自治体に事前に説明を行うとともに、事業に参加される住民の方々に対しては、事業の意義や目的、個人情報の保護、提供された試料の保管、健康診断結果の提供などの利益、あるいは採血の際に生じる体調不良などの不利益を詳細に説明した上で同意書をいただくなど、事業実施主体において、丁寧な説明が行われていると聞いています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 2) 遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンクの実施主体である岩手医科大学においては、遺伝子情報の保護は最優先事項であるとの認識のもと、平成25年7月以降、順次関係市町村と秘密情報の取扱い等に係る覚書を取り交わすとともに、住民に対しても、事業の目的や実施内容を丁寧に説明し、同意された方々のみ参加いただくなど、厳格な運用をしていると聞いています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 3) 遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。</p>	<p>個人情報の取扱いについては、生命倫理の専門家等による国の審査等を経て実施しており、厳格な運用を行っているという聞いています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 4) 沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取組は積極的に取り組むよう求めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業においては、沿岸被災地の県立病院に延べ18名の医師が派遣され、地域医療に従事しているほか、これまで3万人超の健康調査を実施するなど、地域医療の復興に寄与することが期待されています。また、同事業は、健康調査のほか、健康相談の対応、病気予防のアドバイスなどを行うこととしており、地域の健康意識の向上と住民の健康保全に寄与することが期待されています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 1) どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。</p>	<p>県では、これまでも市町村における消費生活相談体制整備への支援を行ってきており、平成25年度には、市町村の広域連携により県内11市の消費生活センターで全市町村をカバーする相談体制が整備されています。 また、県及び市町村の相談員のレベルアップに資する研修などに取り組んできました。 今後も、国の財政援助を活用しつつ、県と市町村の連携を一層強化し、消費生活相談対応が適切に行われるよう取り組みます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 2) 盛岡市消費生活センターの取組に学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。</p>	<p>相談者は、消費生活問題のほかにも様々な問題を抱えている場合があるため、関係機関や市町村と連携して、消費生活問題及び抱えている問題の解決に努めています。 特に多重債務問題の解決については、多重債務者の早期把握や潜在化している多重債務者の掘り起こしを行うことによって早期に相談機関につなげることが重要であり、このため庁内各部局や関係機関との情報共有を密にするための連絡会議を開催するなど、連携の強化を図っています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 1 子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を 11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。 3) 専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化を図ること。</p>	<p>消費生活相談員については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正を受けて、会計年度職員として任命することとしており、正規職員化については、制度上困難となっていますが、待遇については、報酬額や執務環境の改善に努めており、研修等による能力向上機会の拡充などに配慮しています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 1、厚労省の公立・公的病院の機械的な再編統廃合リストの撤回を求めること。大幅な医師の増員と確保による県立病院の充実と地域医療の確保に取り組むこと。</p>	<p>本県では、再検証の対象とされた医療機関の大半において、既に一定程度病床機能の転換や病床数の見直しが進められており、直ちに病院機能の大幅な見直しが求められるものではないと考えています。 地域医療構想調整会議では、個々の医療機関の機能や診療実績の実態も確認しながら地域の実情に即した協議を行い、各地域で効率的で質の高い医療提供体制の構築に取り組んでいく考えです。 また、地域において効率的で質の高い医療提供体制を構築するためには、医師の確保が大前提であり、全国的な医師の不足と地域偏在を根本的に解消するためには、国を挙げて実効性のある施策に取り組む必要があることから、本県から、青森、福島、新潟、長野、静岡の各県に提案を行い、6県の知事が発起人となって「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」を設立したところあり、知事の会では、関係者への理解促進や国民の機運醸成を図りながら、実効性のある医師確保・偏在対策の実現に向け、国に働きかけを行うこととしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 2、県立釜石病院の建替え・改築に取り組むこと。再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。</p>	<p>医療局では、県立病院等において良質な医療を持続的に提供していくため、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」において施設毎の劣化状況を踏まえ計画的に改修を進めることとしています。 県立釜石病院については、令和元年度、劣化調査を行っているところであり、当該調査の結果を踏まえ対応していきます。 県立高田、大槌、山田病院の医師の確保については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いています。 県においては、引き続き関係大学等に対する医師の派遣要請を進めていくほか、即戦力となる医師の招聘にあたっては、過去に復興支援などで本県に勤務していただいた方の人脈を生かした招聘に重点的に取り組んでいきます。</p>	医療局	経営管理課 医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 3、岩手県立病院の経営計画(2019-2024)に基づき、81人の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。 1) 奨学生の確保と奨学生養成医師の配置、臨床研修医・後期研修医の確保、新専門医制度への対応、即戦力医師の確保に今まで以上に系統的に取り組むこと。岩手医科大学、東北大学等に対する医師派遣を強く求めること。医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。</p>	<p>関係大学等に対する医師の派遣要請や即戦力医師の招聘活動に引き続き取り組むとともに、県立病院に勤務しながら専門医資格取得が可能なプログラムの積極的な活用により、奨学金養成医師の初期臨床研修後の早期義務履行推進を図っていくこととしています。 また、初期臨床研修医を確保するため、学生向けセミナーの開催による義務履行の意義等の周知や県外大学の医学生との面談による県内での臨床研修の勧誘のほか、県外の大学に進学した学生に対する県人会の開催により病院見学の学生を増やすための取組を実施していきます。 また、岩手JOYサポートプロジェクトによる女性医師が働きやすい勤務環境の整備によるマドクターの確保など、様々な取組を行い医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 3、岩手県立病院の経営計画(2019-2024)に基づき、81人の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。 2) 医師を支える医療クラークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。医師の労働条件の改善に取り組むこと。</p>	<p>令和元年度の医療クラークの職員配置については、更なる医師の業務負担軽減等に繋がられるよう、医療クラーク数の見直しを行い、県立病院全体で48人増員したところです。また、医師を含む看護師、臨床検査技師、薬剤師などの職員配置については、令和元年度は全体で55人を増員する計画でしたが、病棟薬剤業務やリハビリテーション体制の強化などによる医療の質の向上、育児休業及び産前産後休暇等の取得者を代替する正規職員の配置などを行い、計画を34人上回る89人を増員したところです。 今後とも、患者の動向や地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な職員の確保に努めていきます。(A) 医師の労働条件の改善に当たっては、経営計画期間中の6年間で医療クラークを91人増員する計画としており、今後、医療クラークへの医師の事務的業務のタスクシフトに向けて医療クラークへの教育研修を充実させることとしており、医療クラークの計画的な育成により医師の超過勤務の縮減に努めていきます。 また、若手医師のキャリア形成を応援できる勤務環境を整備するための医師の労働時間の管理の徹底や、医師の業務負担軽減に向けた医療クラークなど多職種への業務移管を推進するほか、岩手JOYサポートプロジェクトによる女性医師の短時間勤務などワークライフバランスとキャリア形成の両立に対する支援など、様々な取組を行いながら、魅力ある病院づくりに取り組んでいきます。(B)</p>	医療局	職員課 医師支援推進室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 3、岩手県立病院の経営計画(2019-2024)に基づき、81人の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。 3) 地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や広域基幹病院等への応援などにも取り組むようにすること。</p>	<p>地域の二次救急医療を担う病院を有する市町村に対し、地元医師会の協力の下、開業医等の派遣による診療応援体制の整備を行う中核診療応援事業の活用を働きかけていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 3、岩手県立病院の経営計画(2019-2024)に基づき、81人の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取組と体制を抜本的に強化すること。 4) 地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。</p>	<p>総合診療専門医については、平成30年度から開始した新専門医制度の19の基本診療領域の1つに位置づけられ、本県では、7つの総合診療専門研修プログラムが設置されていますが、令和2年度における本県プログラムの専攻医数は2名となっています。 このため、県では、総合診療を含む全ての基本診療領域の研修プログラムにおいて、より多くの専攻医を確保するため、各病院における専門研修の指導体制や受入態勢の充実を図るとともに、専門研修プログラムのガイドブック等を作成し、本県プログラムの周知・PR活動に取り組んでいくこととしています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 4、県立中部病院の産婦人科医師を確保し、地域周産期母子医療センターの機能を維持すること。産婦人科・小児科の医師確保等に特別の取組を更に強化すること。</p>	<p>産婦人科医及び小児科医の確保については、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところですが、産婦人科等を専攻する医師の絶対数が不足しているため、依然として厳しい状況が続いています。 このため、県では、平成30年度から産婦人科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設け、産婦人科医等を志望する養成医師の増加に取り組んできました。 また、令和2年度からは、産婦人科等を選択した地域枠養成医師を対象に、1年間を限度に岩手医科大学の総合周産期母子医療センターでの勤務を義務履行として認めるほか、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠を設けることとしており、引き続き、産婦人科医等の養成・確保の取組を推進していきます。</p> <p>県立中部病院の産婦人科及び小児科については令和2年1月1日現在で、常勤医師を産婦人科6名(育児休業中1名含む)、小児科4名をそれぞれ配置し、地域周産期母子医療センターとしての役割を担っているところです。 産婦人科については、派遣元である大学から医師の派遣を縮小するとの方針が示されたところですが、県立中部病院における分娩取扱いの継続について現在関係大学との調整を行っているところです。 産婦人科及び小児科の医師については、派遣元である大学において医師の絶対数が不足しており、大変厳しい状況となっておりますが、関係大学への派遣要請、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置に努めるほか、産科医の確保に向け、令和2年度から、将来産婦人科を志す私立大学の医学生に対し、産婦人科特別枠として2名分の奨学金枠を設けることとしたところであり、今後とも、常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 5、看護師の大幅増員を実現すること。 1)「経営計画」(2019-2024)の看護師増員計画(66人)を見直し、看護師の大幅増員で、月8日以内の夜勤を厳守し月9日以上夜勤を解消すること。夜勤専任看護師、夜勤2交代制の導入は労働組合との合意を前提に一方的に強行せず見直すこと。</p>	<p>看護師の増員については、人口減等に伴う患者数の減少に見合った看護師数の適正化を考慮する一方で、医療の質の向上として39人の増員、産前産後休暇及び育児休業等の取得者を代替する正規職員の充実のため90人の増員を計画しており、これらを併せて66人の増員としているところです。 また、引き続き、夜勤専従制度など多様な勤務形態の導入による勤務環境の改善の取組のほか、業務の見直しや改善等について、現場の職員や労働組合とも十分に協議しながら進めていきます。</p>	医療局	職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 5、看護師の大幅増員を実現すること。 2) 全ての看護師が年5日以上 of 年次休暇を取得することはもとより、いわて県民計画で示した2022年までに75%に引き上げる計画の達成目指し、年次有給休暇が自由に取得できる労働条件の抜本的な改善を図ること。出産・育児休業等による正規看護師による補充、子育て中の短時間勤務の徹底を図ること。</p>	<p>休暇の取得については、夏季休暇と組み合わせた連続休暇や、記念日における休暇の取得を促進するなど、職員が主体的に休めるよう環境の整備に努めているところです。 また、事前に把握している産前産後休暇や育児休業等の取得者に係る代替職員を正規職員で補充するなど、育児を行う職員を支援するための勤務環境の整備に努めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 5、看護師の大幅増員を実現すること。 3) 看護師は三交代勤務でも過酷な中で、更に過酷な夜勤二交代制や夜勤専従などの一方的な導入、強要は行わないこと。</p>	<p>職員のワークライフバランスを推進するため、夜勤二交代制や夜勤専従制度等の多様な勤務形態の導入による勤務環境の改善、業務の見直しや改善等について、現場の職員や労働組合とも十分に協議しながら進めていきます。</p>	医療局	職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 5、看護師の大幅増員を実現すること。 4) 勤務時間外の研修等は超過勤務の対象とし、出勤時間・退勤時間を客観的に把握し、サービス残業をなくすこと。</p>	<p>正規の勤務時間外に行われる研修等への参加を命じられた場合には、超過勤務として取り扱っています。 超過勤務については、命令権者の決裁を受けて発出される事前命令によることが原則であることや、超過勤務の実績の確認は職員による超過勤務時間の正しい記録と適正な申告に基づき勤務後速やかに行うべきことを周知徹底するとともに、併せて出退勤時刻の客観的な把握を行っていきます。</p>	医療局	職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 6、無床診療所化された診療センターの取組について 1) 民間移管による有床診療所の運営が破たんした花泉診療所については、県と県医療局が責任を持って地域医療の確保と信頼回復に努めること。有床診療所復活に向けて取り組むこと。</p>	<p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源の下で良質な医療を提供するために病床を休止することとしたところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しています。</p>	医療局	経営管理課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 6、無床診療所化された診療センターの取組について 2) 県立沼宮内診療センターの民間移管に当たっては、花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。</p>	<p>岩手町が進めている民間移管に向けた取組や新たな検討を行う場合には、引き続き医療局としても、必要な支援等連携を図っていきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 6、無床診療所化された診療センターの取組について 3) 無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見直しを含め入院ベットの回復についても検討すること。</p>	<p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源の下で良質な医療を提供するために病床を休止することとしたところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しています。 このため、病床を確保することは困難であり、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」では、現行の体制を基本として、県立病院等相互の役割分担と連携により、地域医療提供体制の確保を図ることとしています。</p>	医療局	経営管理課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 7、地域医療の確保と高齢者医療の取組を強化すること 一 関市立藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取組に学び、地域住民のニーズに応え、医療・介護・福祉の連携を強化すること。市町村立病院への支援と連携を強化すること。沢内病院への医師派遣を引き続き進めること。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県地域医療構想では、高齢化の進展等に伴う医療需要の変化などに対応し、急性期医療から在宅医療に至るまで切れ目のない良質な医療の提供体制を構築するための施策等を定めたとおり、構想の実現に向けて、構想区域毎に設ける協議の場において病床機能の分化と連携や在宅医療等の体制整備などについて関係者の合意を形成しながら将来のあるべき医療提供体制の構築に取り組むこととしています。 西和賀さわうち病院への医師派遣については、県内の医師不足が深刻であったことから、令和元年度においては、常勤医を派遣することができず、県立病院から診療応援を行うなどの支援を行ったところです。 例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にあります。県としては、市町村への医師の配置について、引き続き、即戦力医師の招聘や地域の状況に応じた自治医科大学養成医師の派遣に務めるとともに、「奨学金養成医師配置調整会議」において、市町村の要望にも配慮しながら配置調整を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 2、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 8、国に対し、地域病院の医師確保、診療報酬の引上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること。</p>	<p>政府予算提言・要望において、医師確保等人材の育成支援、公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充や診療報酬上の評価の充実等について要望しており、引き続き国に対して働きかけていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 1) 「岩手県子どもの実態調査報告書」(最終盤)を早急にまとめ、調査結果を踏まえた子どもの貧困対策を具体化すること。特に、小学校単位に子どもの居場所を設置するとともに学習支援の強化を図ること。全国の先進的な取組を踏まえるとともに、専門的な知見と各分野の関係者の英知を結集した計画とすること。岩手における子どもの貧困率も明らかにし、貧困削減の目標を示すこと。全庁的な推進体制を整備し、県民運動として取り組むこと。</p>	<p>現在、岩手県子どもの生活実態調査結果の詳細分析を行っているところであり、調査により明らかとなった課題に対応するための施策を、次期子どもの貧困対策推進計画に盛り込んでいきます。 子どもの居場所づくりについては、取組が全市町村で実施されるとともに、より身近なところで利用できるよう、取組の拡大を図っているところですが、現在、16市町村においては取組が実施されていない状況にあることから、まずはこれらの市町村において取組が実施されるよう支援しながら、地域住民の理解を進め、新たな身近な地域での取組の実施につなげていきます。 次期子どもの貧困対策推進計画の策定に当たっては、岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会において、有識者の御意見を伺いながら検討を進めています。 子どもの貧困率については、「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」等について都道府県別のデータを提供するよう、引き続き国に要望してまいります。 また、子どもの貧困対策の推進に当たっては、庁内各部局が連携して取組を進めているところであり、今後は、次期子どもの貧困対策推進計画の普及を通じて、子どもの貧困対策の推進に関する県民の機運の醸成を図ってまいります。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 2) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること ① 労働者派遣法の抜本的改正を行い、働くなら正社員が当たり前の社会にすること。</p>	<p>県では、これまで、非正規雇用労働者の正規雇用転換や労働者派遣の適正な運用に向け、岩手労働局が設置した「岩手県正社員転換・待遇改善実現本部」に参画し、各種セミナーや講演会等による普及啓発、県内各地に配置している就業支援員や、労働委員会における労使双方からの相談対応を行ってきました。 平成30年度に県が実施した「働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに関する調査」によると、県内企業の無期転換ルールの認知度は約半数にとどまっていることから、引き続き要請活動やセミナー、相談対応等、様々な機会を捉えて制度の周知を図るなど、派遣労働者の適切な雇用・労働環境の確保に努めていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 2) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること ② 同一労働同一賃金、均等待遇を徹底し、労働基準法、男女雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法に明記し、「非正規から正規へ」の流れをつくる労働法制の改革を求めること。</p>	<p>県では、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用への転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により事業主に対し周知・啓発を図っているほか、岩手労働局と連携して、非正規労働者の正社員転換や待遇改善について関係団体に対し要請を行っているところです。 また、労働問題を抱えた方が労働相談を利用しやすく、円滑に解決につなげることができるよう、県内の相談窓口や無料電話相談先などについて、各種媒体を通じて周知を図るとともに、丁寧な対応に努め、相談しやすい環境づくりにも取り組んでいます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 2) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること ③ 最低賃金を今すぐ時給1000円に引き上げ、さらに時給1500円に引き上げること。全国一律最低賃金制に踏み出す制度をつくること。社会保険料や賃金助成など、中小企業の賃上げに本格的な支援を行うこと。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の日安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査・審議を経て決定しなければならないとされています。 最低賃金も含めた地域の賃金水準が上がっていくためには、地域における各企業が生産性を高め、収益力を向上させることが重要であることから、県は、いわて県民計画(2019-2028)において、中小企業者が行う経営力の強化や生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進を盛り込み、商工指導団体や産業支援機関と連携の下、中小企業者の収益力の向上を支援していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 2) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること ④ ひとり親家庭の安定した正規の就労への支援を強化し、就労と子育てが両立するようにすること。生活保護の対象となる場合は積極的に活用できるようにすること。</p>	<p>県では、「いわての子どもの貧困対策推進計画」に基づき、「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を総合的に進めているところであり、こうした考えを踏まえて、政策推進プランにおいて、ひとり親家庭に対して、相談や就労支援等による支援に取り組むこととしています。 県では、ひとり親家庭等就業・自立支援センターを設置し、就業支援を行っています。 また、現在、次期「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定を進めており、ひとり親世帯の就労支援の強化策について、議論をいただきながら、必要な施策を検討していきます。 生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。 なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課 地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 3) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を ① 就学援助制度の広報を徹底し、対象となる全ての生徒が申請・受給できるようにすること。対象費目と金額の拡大を図ること。被災児童就学援助の継続を求めること。修学旅行費用の概算払いを徹底し、経済的理由で修学旅行に行けない生徒をなくすこと。</p>	<p>就学援助については、真に援助を必要とする世帯に寄り添った援助が実施されるよう、各市町村において、個別世帯の実情等を勘案し、それぞれ工夫を凝らした対応が行われ、様々な手段を用いて制度趣旨や申請手続きの周知を図っていると承知しています。 県教育委員会としては、各市町村に対し、保護者負担の実情を的確に把握した上で、適切な水準で運用が図られるよう助言するとともに、県内各市町村における制度の実態など必要な情報提供を行っています。 また、東日本大震災津波による壊滅的な被害により、いまだに経済的理由により就学に困難を来している幼児・児童・生徒が数多く在籍しており、市町村が行う就学援助事業に対し、平成23年度から被災児童生徒就学支援等事業交付金により支援が行われています。 県教育委員会としては、就学支援を必要とする幼児・児童・生徒が解消されるまで、当該交付金事業による財政措置を継続するよう引き続き国に要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 3) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を ② 児童扶養手当増額、特に、全体の約6割を占める第1子のみ世帯への支援を拡充すること。年3回の分割支給を毎月支給に変え、現行18歳までの支給を20歳まで延長するよう求めること。支給開始後5～7年で手当を最大2分の1に削減する仕組みを撤廃すること。</p>	<p>令和元年10月に公表した「岩手県子どもの生活実態調査報告書」中間報告では、特に母子世帯において、厳しい生活実態が浮き彫りとなったところで、ひとり親家庭の経済的支援として、児童扶養手当制度は、年々支給額が増額しており、令和2年4月からも増額が予定されています。また、令和元年11月からは支払回数が年3回から年6回の隔月払いとなり、より家計の管理がしやすくなるよう、制度が改正されたところです。県としては、ひとり親家庭個別相談会等を通じ、支援を要する方々の相談を丁寧に行うとともに、市町村に対し、制度周知の強化を働きかけていきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 3) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を ③ 制服代、給食費、修学旅行の積み立てを含めた、義務教育の完全無償化を目指すこと。高校教育の完全無償化と国の責任による給付金制度の確立を求めること。大学授業料を毎年引き下げ、10年後に半額にすること。月額3万円の給付制奨学金を70万人規模に拡充すること。有利子の奨学金はやめ、全て無利子とすること。返済が困難になった人への救済措置を講じること。</p>	<p>【高校の授業料無償化】 私立学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により就学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等への教育費の負担軽減を図っています。 また、平成26年度に就学支援金加算金が増額されているほか、平成26年度に創設された授業料以外の教育費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度以降、毎年度増額されるなど、支援策の拡充が着実に図られてきています。 さらに、国の高等学校等就学支援金制度の一部改正に伴う、令和2年度からの私立学校等に通う年収590万円未満世帯の生徒の授業料の実質無償化の実現に合わせ、一部世帯を対象として県単の上乗せ補助を行い、家庭の教育費負担の一層の軽減を図ります。 県としては、今後も引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について要望していきます。 【大学授業料、奨学金に係る部分】 大学の授業料は、各大学において検討、決定しています。 また、大学生に対する奨学金事業は国が担っており、国では、令和2年度から実施する高等教育の修学支援新制度の中で、給付型奨学金の給付額及び給付者数を大幅に拡充することとするほか、無利子奨学金の貸与者拡大や所得連動返還制度の導入等の奨学金の返還負担軽減策が講じられてきているところです。 県としては、国の動向を注視しつつ、国の奨学金制度の一層充実に向け、必要に応じた要望を行っていきます。</p>	政策地域部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助費等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、国の責務として完全に保証するよう国に対して要望しているところです。 高校授業料の無償化については、全国一律の取扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されており、国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行っていきます。今後も、国の動向を踏まえながら要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないように取り組んでいきます。 また、高等学校専攻科へ通う低所得者世帯に対する授業料の減免措置に対して、令和2年4月からは国が授業料相当分の1/2を補助する制度が創設されています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 4)① 子どもの医療費助成は、2019年8月からの小学校までの現物給付化に続き、中学校までの現物給付化を早期に実施すること。</p>	<p>現物給付の対象拡大に当たっては、新たに国民健康保険の国庫負担金等に減額調整措置が発生することなどの課題がありますが、令和2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 4)② 岩手県小児救急医療相談事業の子ども緊急相談電話の受付時間(午後7時から11時まで)を延長すること。</p>	<p>県では夜間、小児患者の保護者等からの電話相談に専門の看護師が対応し、適切な対処方法についてアドバイスを行う「小児救急医療電話相談事業」を平成16年10月から岩手県医師会に委託して、実施しています。 近年、相談件数は増加傾向にあり、保護者の不安解消や夜間・休日の救急外来への受診等について適切な助言を行ううえで、更に充実を図る必要があると考えています。 受付時間の延長に当たっては、相談員の確保や相談体制の見直し等が必要となることから、他県の相談実施体制等を参考にしながら、県医師会等関係者と協議していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 5) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。 ① 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の取組を全市町村に広げ、自治体負担をなくすよう国に求めること。</p>	<p>生活困窮者自立支援法に基づく任意事業である「子どもの学習・生活支援事業」は、生活困窮世帯及び生活保護受給世帯を対象として学習会の開催等により、令和元年度は県内で5市11町村で実施しています。 県においては、今後も、町村担当課や関係機関等と調整しながら、事業内容の充実に向けて取り組んでいきます。また、各市においても取組が進むよう働きかけていきます。 あわせて、国庫基準額や補助割合の見直し等による十分な財源措置について、国に対し要望を行っているところです。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 5) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。 ② 子ども食堂の取組を全市町村に広げ、当面中学校区にまで広げること。子ども食堂のネットワークに対する支援を強化すること。</p>	<p>子ども食堂などの子どもの居場所づくりの取組が全市町村で実施されるとともに、より身近なところで利用できるよう、取組の拡大を図っているところですが、現在、16市町村においては取組が実施されていない状況にあることから、まずはこれらの市町村において取組が実施されるよう支援しながら、地域住民の理解を進め、新たな身近な地域での取組の実施につなげていきます。 また、「子どもの居場所ネットワークいわて」を通じた子どもの居場所の開設・運営に関する支援を来年度も引き続き実施するため、必要な経費を令和2年度当初予算に盛り込んでいます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 5) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。 ③ 学童保育の増設と指導員の配置・待遇の改善、児童センターの拡充を図るとともに、一人ぼっちの子どもをなくす多様な居場所を確保すること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な放課後児童クラブ等の整備を推進することとされています。 県では、令和2年度、13か所の放課後児童クラブ、1か所の児童館の施設整備に対する支援を行い、受け皿の拡充を図るほか、放課後児童支援員の処遇改善を図るため、放課後児童支援員等処遇改善等事業や放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施するための必要な予算を確保し、子どもの多様な居場所づくりを進めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 6) 児童養護施設、乳児院、自立支援ホーム、里親など社会的養護の下で生活する子どもたちに、きめ細かな支援ができるよう、施設の小規模化、支える職員の配置基準の見直し、専門職の配置を行い、職員の待遇改善を図ること。 施設を退所する若者に、公営住宅の優先利用など住まいを保障し、独自の給付制奨学金制度を確立し、進学・就労を継続的に支援すること。</p>	<p>新たに策定する岩手県社会的養育推進計画に基づき、施設の小規模化や地域分散化への取組について支援していきます。職員配置については、配置改善加算や心理療法担当職員加算等、国の基準に基づいて手厚い配置に取り組んでおり、職員の処遇についても、社会的養護処遇改善加算等、国の基準に基づいた改善に取り組んでいきます。 施設退所後の支援については、身元保証人確保対策事業や児童養護施設等自立支援資金貸付事業を実施するとともに、平成30年度から社会的養護自立支援事業を実施し、支援体制を強化しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 7) スクールソーシャルワーカーを全ての小中学校に配置するとともに、専門資格を持つスクールカウンセラーは正規職員として採用すること。パート待遇のスクールカウンセラーの会計年度任用職員への移行に当たっては、時給の引下げを行うことなく待遇の抜本的な改善を図ること。</p>	<p>令和元年度は、スクールソーシャルワーカーを国の補助事業により非常勤職員として県内6教育事務所に18名配置しており、令和2年度も同様の規模で配置できるよう予算計上しています。 現在、文部科学省において、スクールソーシャルワーカーの常勤化等を検討しているところであり、今後ともその動向を注視しながら、スクールソーシャルワーカーの常勤派遣や処遇改善等について検討を進めていきます。 また、岩手県社会福祉士会との連携や、県立大学における人材養成課程への協力を図るなど、人材確保に向けた取組を推進するとともに、スクールソーシャルワーカー等の活動を全県的な視点でコーディネートする体制の整備に取り組むなどほか、会計年度任用制度移行後についても国や他県の動向を踏まえながら、スクールカウンセラーの処遇の充実に努めるとともに、教育相談体制の一層の充実に進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取組を強化すること 8) 児童虐待防止対策を強化するために、児童福祉司等を大幅に増員し、児童相談所の体制の強化を図ること。市町村の児童虐待対策については専門家の配置など体制と取組を強化し、盛岡市や遠野市の取組を踏まえて総合支援拠点施設の整備に取り組むこと。</p>	<p>県では、年々増加する児童虐待相談に対応するため、児童福祉司等専門職員の増員に努めているところですが、引き続き、児童福祉司等を担える専門職員の計画的な確保に努め、児童相談所の体制強化を図るとともに、平成29年度から義務化された児童福祉司任用後研修の継続実施等により、児童虐待対応力の充実強化に努めてまいります。 また、地域における見守り体制の充実のためには、市町村の役割が重要となりますので、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置について助言を行うほか、研修を通じて市町村職員の対応力の向上を図るなど、引き続き市町村の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 1) 2019年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」は、極めて不十分で問題を抱えた内容となっています。無償化の対象が基本的に3歳以上に限定され、副食費は実費負担で低所得者には負担増となりかねません。保育所の徴収事務負担も増加しています。0～2歳の無償化は非課税世帯に限定されています。これまでの市町村独自の保育料軽減分の財源を活用し、宮古市のように3～5歳も0～2歳も実質無償化となるよう拡充すること。</p>	<p>0歳から2歳までの子どもについて、県内では、5市町村において、副食費を含め保育料を無償化している状況となっています。 市町村においては、それぞれの地域の実情等を踏まえながら、副食費の無償化を含む様々な子育て支援施策に取り組んでいるところです。 県では、各市町村で実施している子育て支援に係る独自施策の実施状況について全市町村に情報提供しているところであり、今後も、効果的な事業実施に向けた助言等を通じて、保育の実施主体である市町村を支援していきます。</p> <p>3歳から5歳までの子どもの副食費については、市町村においてそれぞれの地域の実情等を踏まえながら、様々な子育て支援施策に取り組んでいるところです。 県では、各市町村で実施している子育て支援に係る独自施策の実施状況について全市町村に情報提供しているところであり、今後も効果的な事業実施に向けた助言等を通じて、保育の実施主体である市町村を支援していきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 2) 認可保育所の増設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。 ① 待機児童(145人、隠れ待機児童513人、4月1日現在)は、10月段階では数倍に増加します。年内に発生するすべての待機児童を解消する計画を立て、公立保育所を含め認可保育所の増設を思い切って進めること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2,000人)を含め待機児童を解消する計画を立てること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、認可外保育施設も含めた保育ニーズの把握に努め、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な認可保育所等の整備を推進することとされています。 県では、平成31年度から新たに、年度途中の利用児童の受入枠の拡大を図るため、年度当初から、予め保育士を採用し、加配する保育所等に対して人件費の補助を行う「保育士確保・保育所等受入促進モデル事業」を実施しており、待機児童の解消に向けて取り組んでいきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 2) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。 ② 延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。</p>	<p>延長保育など多様な保育サービスの拡充については、地域子ども・子育て支援事業交付金等により市町村の取組みに対して、引き続き財政支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 2) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。 ③ 公立保育園の民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。</p>	<p>保育所の民営化については、市町村がその地域の実情に応じて、地域住民の理解を得ながら進められているものと考えています。 県としては、民営化以降も保育所の最低基準が遵守され、また適正な保育サービスが提供されるよう、保育所の運営状況等について、児童福祉法の規定に基づく年1回の指導監査等により指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 2) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。 ④ 県が設置する職場保育所は、認可保育所として設置すること。</p>	<p>県では、平成30年度から庁内保育施設設置の準備を進めておりますが、地域住民にも開放可能である地域型保育事業による認可保育所を設置することとしています。なお、開所は令和3年を目指しています。</p>	総務部	総務事務センター	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 3) 保育士の賃金引き上げ、職員数の増員で処遇を改善し、保育士不足を解決すること。保育士修学資金貸付制度の活用を進め、奨学金返済を免除するなど拡充すること。保育士の住宅確保支援などを積極的に活用すること。</p>	<p>保育士の処遇改善については、平成29年度から新たに、概ね7年以上の経験の有する方を副主任保育士等として配置した場合は月額4万円、また、概ね3年以上の方を職務分野別リーダーとして配置した場合は月額5千円の処遇改善をそれぞれ行っています。 また、保育士修学資金貸付事業については、保育士養成施設を卒業後、県内の保育所等で保育士として一定年数勤務した場合には、返還を免除し、県内への定着を図っています。 保育士の住宅確保支援については、国庫補助事業により、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助しているところであり、その活用を促していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 1) 学童保育の職員配置基準や資格の基準を、国が事実上撤廃する方針を打ち出したことに反対し、撤回を求めること。</p>	<p>児童の安全を確保するためには、基本的に、複数の支援員を配置して運営する必要があると考えていますが、登録児童が少ない小規模な放課後児童クラブや、利用児童が少ない時間帯などは、必ずしも複数の支援員を配置しなくても対応可能なケースもあることから、事業の実施主体である市町村が、基準を定め、それぞれの地域の実情や利用ニーズを踏まえ、適切に対応していくべきものと考えています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 2) 「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善を図ること。学童保育の増設に取り組むこと。</p>	<p>放課後児童クラブの設備・運営基準については、国が省令で定める基準を踏まえ、地域の実状に応じて、市町村が条例により定めているところです。 県では、放課後児童クラブの増設については、毎年度、市町村と協議しながら設置促進を図っているところであり、引き続き、施設整備に要する経費を補助するなど支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 3) 指導員の正規化・労働条件の改善を図り、複数配置を行うこと。指導員の処遇改善事業制度は自治体負担が重く、実施自治体が2割程度にとどまっています。活用しやすいように制度の改善を求めべきです。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の施行以降、国では、放課後児童クラブの職員の人件費相当額を含む運営費の補助基準額の改善が図られているほか、平成29年度から、放課後児童支援員の経験等に応じて月額1万円等の処遇改善が行われたところです。 支援員の確保・定着には処遇改善が重要と考えており、今後も取組が広がるよう、事業の実施主体である市町村に働きかけていきます。 また、放課後児童支援員の処遇改善をはじめ、放課後児童クラブの運営費に対する財政支援の拡充について、引き続き国に要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 4) 大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行うこと。</p>	<p>国では、省令で定める基準において、放課後児童クラブの支援の単位を概ね40人以下としており、大規模な放課後児童クラブの解消のための施設整備費や既存施設の改修費を補助対象としています。 県では、放課後児童クラブを利用する児童に対して適切な環境が提供されるよう、市町村の施設整備を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 3 子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 5) 学童保育の利用料の軽減策を講じること。ひとり親世帯、低所得者世帯に対する減免を拡充すること。</p>	<p>国では、放課後児童クラブの運営に要する費用の半分程度は利用者負担としているところです。 市町村では、ひとり親世帯や兄弟姉妹の同時入所の際に利用者負担額の軽減措置を講じており、県では、放課後児童クラブの利用料の一層の軽減を図るため、財政支援の拡充について、引き続き国に対して要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 1、消費税5%への減税で消費不況を打開し、国民の暮らしと経済の危機打開を目指すこと。</p>	<p>消費税率の引上げは、経済的に弱い立場にある方々や、我が国の経済を支える多数の中小企業に負担を強いることになるため、国民生活に多大な影響を及ぼすことが懸念されることです。 また、東日本大震災津波や平成28年台風第10号災害、令和元年台風第19号災害の被害を受けた地域においては、暮らしの再建や、なりわいの再生の妨げとなることが危惧されます。 県としては、経済的に弱い立場にある方々が困窮することがないよう、また、地域に根ざした産業に十分配慮して、地方経済の落ち込みや復旧・復興の遅れを招くことがないよう、令和元年6月に政府提言・要望を行ったところであり、今後も必要に応じて、全国知事会などと連携し、十分な対策を講じるよう国に対応を求めていきたいと考えています。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 2、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会を目指すことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ① 最低賃金を直ちに全国どこでも1,000円に引き上げ、速やかに1,500円を目指すこと。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の日安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査・審議を経て決定しなければならないとされています。 最低賃金も含めた地域の賃金水準が上がっていくためには、地域における各企業が生産性を高め、収益力を向上させることが重要であることから、県は、いわて県民計画(2019-2028)において、中小企業者が行う経営力の強化や生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進を盛り込み、商工指導団体や産業支援機関と連携の下、中小企業者の収益力の向上を支援していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 2、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会を目指すことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ② 中小企業には賃上げ支援予算を1千倍の7,000億円に増額し、社会保険料の事業主負担を減免するよう国に求めること。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の日安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえながら、地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定しなければならないとされています。 最低賃金も含めた地域の賃金水準が上がっていくためには、地域における各企業が生産性を高め、収益力を向上させることが重要であることから、県は、いわて県民計画(2019-2028)において、中小企業者が行う経営力の強化や生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進を盛り込み、商工指導団体や産業支援機関と連携の下、中小企業者の収益力の向上を支援していきます。 また、企業における賃上げを支援する業務改善助成金等の国の助成金制度の活用等についても周知に努めています。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 2、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会を目指すことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ③ 残業代ゼロ制度を廃止し、全ての労働者を対象に「残業は週15時間、月45時間、年360時間まで」と上限を労働基準法で規制し、長時間労働を是正すること。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、長時間労働の是正等の「働き方改革」の取組等について、経営者団体等に要請しているほか、「いわて働き方改革推進運動」の展開、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 2、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会を目指すことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ④ 労働者派遣法の抜本改正をはじめ、非正規労働者の正社員化を進めること。</p>	<p>県では、これまで、非正規雇用労働者の正規雇用転換や労働者派遣の適正な運用に向け、岩手労働局が設置した「岩手県正社員転換・待遇改善実現本部」に参画し、各種セミナーや講演会等による普及啓発、県内各地に配置している就業支援員や、労働委員会における労使双方からの相談対応を行ってきました。 平成30年度に県が実施した「働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに関する調査」によると、県内企業の無期転換ルールの認知度は約半数にとどまっていることから、引き続き要請活動やセミナー、相談対応等、様々な機会を捉えて制度の周知を図るなど、派遣労働者の適切な雇用・労働環境の確保に努めていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 2、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会を目指すことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 ⑤ 保育・介護・障害福祉労働者に国の責任で、直ちに月5万円賃上げし、一般労働者との格差是正に取り組むよう国に求めること。</p>	<p>【保育士】 保育士の処遇改善については、平成29年度から新たに、概ね7年以上の経験の有する方を副主任保育士等として配置した場合は月額4万円、また、概ね3年以上の方を職務分野別リーダーとして配置した場合は月額5千円の処遇改善をそれぞれ行っています。 また、国に対して、保育士の処遇改善をはじめとする保育士確保対策を拡充するよう政府予算提言・要望を行っており、引き続き、加算制度の活用等の促進等に取り組みながら、抜本的な処遇改善施策の実施を国に働きかけていきます。 【介護従事者関係】 県では、介護保険制度改正に際して運用上の課題等を十分に把握し必要な見直しを行うことや、適切な水準の介護報酬の設定について、国に対して要望を行っています。 また、介護従事者の処遇改善・労働環境の整備を図るため、介護事業所の管理者や職員を対象としたセミナーを開催し事業所での取組を支援しており、今後とも岩手労働局や介護労働安定センター等関係機関と連携し、労働条件の改善や処遇の改善に向けた取組を進めていきます。 なお、介護職員処遇改善加算については、令和元年10月から、「新しい経済政策パッケージ」に基づく、介護職員の更なる処遇改善(特定処遇改善加算)が実施されているところであり、今後も説明会を開催するなど、県内介護事業所に積極的な加算取得を促すとともに、状況に応じて国に対し必要な要望を行っていきます。 【障がい福祉関係】 2019年度障害福祉サービス等報酬改定においては、福祉・介護職員等の一層の処遇改善を図るため、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。 事業者が良質なサービスを提供できるよう、今後も国の動向等を注視しながら、必要に応じ報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援課 長寿社会課 障がい保健福祉課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 2、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 2) ブラック企業・ブラックバイトを厳しく規制し、無法なリストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業への対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設、企業に対する重点監督等を実施しています。 県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しており、違法な労働時間等に関する相談については岩手労働局に伝えるなど、改善につなげていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 2、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 3) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例「岩手県が締結する契約に関する条例」に「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。 ① 県が発注・委託する事業で、労働者が適正な賃金・労働条件が確保されるよう実態調査を行うなど取組を強めること。</p>	<p>県内事業所における賃金及び労働条件等の実態については、平成28年度中に独自の調査を実施したほか、国の毎月勤労統計調査や賃金構造基本調査等を活用し、実態の把握に努めています。 平成29年度からは、県が締結する契約に関する条例が完全施行となり、条例の第8条に規定する法令遵守の状況について報告制度の運用が開始となり、これまでに特定受注者から報告された内容を確認したところ、賃金の支払い、社会保険の加入について、法令にのっとって行われていることを確認しています。 引き続き特定県契約に係る法令遵守状況の報告制度を運用し、特定受注者の労働条件を把握するとともに、条例の基本理念である労働条件の確保や契約の透明性の確保を図るため、庁内の取組を推進していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 2、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 3) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例「岩手県が締結する契約に関する条例」に「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。 ② 川崎市などの先行事例を踏まえ、県発注の公共事業においては労働者の賃金が公共工事設計労務単価の8～9割の賃金が保障されるように取り組むこと。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例の附則に「条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」という規定を設けています。 平成30年度からは条例附則の規定に基づき、条例の施行状況について検討を進めているところであり、条例に賃金保障の規定を追加することの必要性も含め、他の都道府県の状況や労働組合など関係団体からの意見を踏まえながら、岩手県契約審議会において議論を深めていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 2、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 3) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例「岩手県が締結する契約に関する条例」に「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。 ③ 「岩手県が締結する契約に関する条例」に、県内の実態と全国の先行事例を踏まえて「賃金条項」を盛り込むこと。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例の立案に当たり、広く関係団体から御意見を伺いましたが、県が契約の相手方に最低賃金を上回る賃金の支払いを義務付けるいわゆる「賃金条項」については、様々な御意見があることを把握・承知したところであり、このことを踏まえ、平成27年3月制定の条例においては、賃金条項が盛り込まれなかったものです。 平成30年度からは、条例附則の規定に基づき、条例の進捗状況の検討を進めたいところであり、他の都道府県の状況や労働組合など関係団体からの意見を踏まえながら、岩手県契約審議会において議論を深めていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 2、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 3) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例「岩手県が締結する契約に関する条例」に「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。 ④ 約7割の労働者が非正規・低賃金となっている県の指定管理者制度について抜本的な見直しと改善を図ること。日本図書館協会も反対している県立図書館の指定管理者制度については根本から見直すこと。</p>	<p>県では、毎年度「県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組」の進捗状況を確認し、改定版の公表を行っています。 指定管理者制度についても、労働者の適正な労働条件を確保するための取組項目を推進しているほか、条例第8条に規定する特定県契約に係る法令遵守状況の報告制度の運用により、従事する労働者の労働条件を把握しているところであり、違反が認められる場合には指導を行うなど、労働条件の確保に努めていきます。</p> <p>令和元年10月に県立図書館の指定管理者へ行った雇用状況の調査では、非正規職員の賃金は、本県の地域別最低賃金を上回っており、適切な雇用が確保されているものと認識しています。 また、令和元年度から、サービスの継続性やノウハウの蓄積、指定管理者における職員の安定的雇用などの理由から、指定管理期間を3年間から5年間としており、引き続き、県民のサービスの向上を図るため、指定管理者の効果的な運用を進めていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 2、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 4) 失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公の仕事への道を切り開く取組を進めること。</p>	<p>県では、国からの委託による離職者等再就職訓練事業を実施することにより、離職者の再就職に向けた多様な職業訓練を実施しています。今後も引き続き、離職者及び求人企業のニーズを的確に把握しながら、離職者に対する安定雇用の実現に向けた支援を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置
		商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 3、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引上げに全力を挙げること。 1) 岩手労働局と連携し、就職支援員の取組と体制を強化して正規の求人の確保と県内就職率引き上げに全力を挙げること。大学・高校と県内企業との連携を強化し、県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。いわて県民計画(2019～2028)を踏まえ、高校生では84.5%、大学生では大学共同の目標である55%の達成を目指すこと。</p>	<p>正規の求人確保については、岩手労働局等と連携し、経済団体等に対し、求人の正社員化による安定的な雇用の確保等についての要請活動を行っているほか、各広域振興局に配置した就業支援員が、事業所を訪問し、求人開拓等を行うなど若年者の就職活動を総合的に支援しているところです。 また、高校・大学等新規学卒者の県内就職率向上に向けては、企業が生産性の向上や働き方改革の推進等により県内企業の魅力や価値を高めるとともに、その魅力や価値を高校生・大学生等や保護者にしっかりアピールし理解していただくことが重要であると考えております。 このため、県では、関係機関と連携し、国や県の補助金等の活用を促進するとともに、セミナーの開催等により県内企業の雇用・労働環境の整備や採用力の強化を支援しています。さらに、高校生や大学生等に対しては、大学等における企業紹介キャラバンの実施や高校生と若手社員等との交流会、高校生及び保護者向け企業ガイダンスの実施など、県内企業を知ってもらい、岩手で働くことの魅力を感じてもらう取組を強化するとともに、訴求力の高い情報誌の発行や保護者への直接的な訴えなどの新たな取組も行っているところです。 今後も、各々の取組を評価・検証し、より効果的な取組となるよう改善を重ねながら、関係者一丸となって目標達成に向けて取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 3、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引上げに全力を挙げること。 2) 新卒3年を超えた青年、就職氷河期の青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。</p>	<p>新卒3年を超えた青年の就職対策については、ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェを中心に、自己PR、応募書類、面接対策を支援する就職活動セミナーのほか、岩手労働局やふるさといわて定住財団と連携した就職ガイダンスや面接会の開催等により支援しており、さらに、令和2年度からは、ジョブカフェいわての支援対象を就職氷河期世代まで拡充することとしています。 また、中小企業等に対する助成については、国の雇用関係助成金や事業復興型雇用確保助成金について、より一層の活用が図られるよう、企業に働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 3、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引上げに全力を挙げること。 3) 就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に活かすこと。</p>	<p>いわてで働こう推進協議会が実施した「若年者雇用動向調査」の結果によると、企業を選ぶ際に「仕事の内容・職種」を重視するものが32.8%いる一方で、1年未満で企業を辞めた理由は「仕事が自分に合わない」と答えた割合が最も高く、仕事内容について、若年者の認識と企業での実態とのミスマッチが生じていると考えられています。 これまで、若年者の早期離職の防止と職場定着を支援するため、ジョブカフェいわてでは、若年者のビジネスマナーなど社会人としての基礎力の向上を目指したセミナーの開催や、キャリアカウンセラーが就職後の悩みや相談に対応しているところです。また、企業に対しては、採用力や人材育成力を強化するセミナーの開催や事業所に出向いての人材育成のカウンセリングなどによる支援を行っています。 さらに、令和元年度からは、「いわて働き方改革アワード」において「人材育成定着部門」を創設し、企業の取組の促進や優良事例の普及を図っているところです。 また、各地域の取組としては、県内8か所に設置している地域ジョブカフェにおいてセミナーの開催や相談対応を行っているほか、各広域振興局等の就業支援員が新規高卒者の就職先を訪問し、就職者と企業双方の相談に対応するなどにより、職場定着を支援しています。 今後も、こうした取組を引き続き丁寧を実施していくとともに、就職前の仕事に対する認識と就職後の実際の業務内容等とのミスマッチの解消に向けて、企業ガイダンスやインターンシップ等県内企業とその仕事への理解を深める取組の充実を図り、若年者の早期離職の防止と職場定着につなげていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 3、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引上げに全力を挙げること。 4) ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充を図ること。</p>	<p>ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェでは、就職支援における課題の変化に対応した取組を進めています。 平成29年度から、県内企業の認知度向上を図るための冊子の制作やイベントの開催のほか、職場への定着支援を目的とした企業の経営者層向けの研修などを実施しています。 また、平成30年度は新たな取組として、学校を活用した保護者向けガイダンスや、高校生と地域の若手社員の交流事業を行いました。 さらに令和元年度は、保護者向けガイダンス及び高校生と地域の若手社員の交流事業の実施校を拡大し、高校生・企業・大学生が一緒になって行うワークショップや、高校教員と企業のワークショップを実施しました。 今後も、就職支援における課題の変化など雇用情勢の変化に対応しながら、ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェと各地域における関係機関との連携を一層強化し、取組の充実に努めていきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 3、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引上げに全力を挙げること。 5) フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。</p>	<p>県では、国からの委託により離職者等再就職訓練事業を実施し、離職者の再就職に向け、支援しているところです。 フリーター等の方々に対しても、早期の再就職が実現するよう、国と連携しながら本事業により引き続き支援していきます。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 3、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引上げに全力を挙げること。 6) キャリア教育では、労働基本法など労働者の権利を身につけること徹底すること。「労働者の権利ハンドブック」の作成と配布を徹底すること。</p>	<p>県では、県内の高校生や大学生等に対し、労働関係法令の基本的知識や相談窓口の紹介等を等々内容としてガイドブックを独自に作成・配布しているほか、県労働委員会において、学生を対象とした出前講座を実施しています。 また、県のホームページ等でも労働関係法令等について広く周知・啓発を行っているところです。 今後も、こうした取組を通じて、労働教育に取り組んでいきます。</p> <p>高等学校において、雇用や労働に関する学習は、「公民」「保健」「家庭」等で、知識の習得に取り組んでいるところです。また、「特別活動」「総合的な学習(探究)の時間」等を活用した社会人講師による講演会、出前講座等を通じ、労働法やワークルールについて考え、理解が深まるよう学校教育全体でキャリア教育に取り組んでいきます。</p>	<p>商工労働観光部</p> <p>教育委員会事務局</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p> <p>学校調整課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、誘致大企業の一方的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。 1) 大企業・誘致企業の一方的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくるとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。</p>	<p>解雇等に関する基準については、労働関係法令等で規定・確立されていることから、県としては、岩手労働局と連携しながら、法令等の基準が遵守されるよう周知に努めていきます。 また、誘致企業に対しては、市町村と連携しながら日常的なフォローアップ訪問に努めており、様々な機会を捉えて雇用の維持・確保などについて要請しています。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、誘致大企業の一方的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。 2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、企業に対し再就職のあっせん、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。</p>	<p>解雇等を行う場合の労働者に対する賃金の支払や解雇手続等については、労働基準法等関係法令で規定されていることから、県としては、企業において適切な労務管理がなされるよう、岩手労働局と連携を図りながら、関係法律等や国の助成金制度について周知に努めていきます。 また、解雇等による労使間の紛争に対する労働委員会や岩手労働局の解決援助制度や、離職した方に対する県の離職者対策資金貸付制度など、利用可能な制度の紹介等も行っています。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 4、誘致大企業の一方的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。 3) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化して、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強く求めること。</p>	<p>県では、誘致企業を定期的に訪問し、業況を把握するとともに、雇用の維持・拡大や地域経済への貢献等について要請しているところです。 今後とも、誘致企業との日常的な連携を一層強化し、将来にわたり雇用や地域経済等に大きな役割を果たしていただくよう、市町村と連携して働き掛けていきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、県内全ての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。</p>	<p>失業者の生活(失業給付)と再就職支援(職業斡旋)については、県内に12箇所設置されているハローワーク(職業安定所、出張所)が窓口となって対応しているほか、県内3市(滝沢市・一関市・陸前高田市)には、ふるさとハローワーク(地域職業相談室)が設置され、職業相談や職業紹介を行っています。県として、今後の雇用情勢などを的確に把握しながら、必要に応じて、関係機関が連携した求職者へのワンストップサービスの提供を検討していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、県内全ての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 2) 失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。</p>	<p>県では、離職した方に対する離職者対策資金貸付制度など、利用可能な制度の紹介等を行っています。 今後も引き続き、国や関係機関等と連携を図りながら、失業者に対する支援を行っていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>平成21年に雇用先からの雇止め・解雇に伴い居住が不安定化する求職中の単身者に対し、本来の入居対象者の入居を阻害しない範囲で、行政財産の目的外使用許可による県営住宅の提供を開始したところですが、東日本大震災を契機に、離職退去者に対して目的外使用するため確保した住戸の一部について、その他事由による早急に県営住宅に受け入れすることが必要と認められる目的外使用(災害、DV被害者等)に対して、効率的かつ効果的な空き住戸の活用の観点から割り当てており、これら割り当てた住戸をみなし仮設として使用している東日本大震災の被災者や、一時的な避難先になっているDV被害者の方もいらっしゃいますので、失業者による県営住宅の使用については、被災者等の使用住戸と調整を図りながら運用をしていきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 5、県内全ての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。 3) 生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つくらないこと。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している方に対して、県内の福祉事務所設置自治体において、総合的な実施体制として自立相談支援事業の窓口を整備したところであり、引き続き、福祉事務所やハローワーク、社会福祉協議会などと連携した取組を進めていきます。 また、生活保護制度では、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行っているところであり、県では、引き続き、各福祉事務所への指導に努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 6、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 1) 特養ホームの待機者解消(早期入所必要890人、50人定員で18か所、540人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が基準の66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1,061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>消防職員数については、国が示す消防力の整備指針を基本としつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な実情を踏まえ、市町村や一部事務組合等において判断し、条例を設けて整備しているところです。 県としては、それぞれの消防活動を行う市町村や一部事務組合等の判断を尊重しながら、機会を捉えて消防力の充実強化に資するよう対応を働きかけていきます。</p>	総務部	総合防災室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 6、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 1) 特養ホームの待機者解消(早期入所必要890人、50人定員で18か所、540人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が基準の66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1,061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向等を勘案しながら策定した第7期介護保険事業計画に基づき、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには在宅介護サービスの充実などに取り組むこととしています。特別養護老人ホーム等の整備については、市町村の介護保険事業計画に基づき行われることから、県では介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 6、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 1) 特養ホームの待機者解消(早期入所必要890人、50人定員で18か所、540人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が基準の66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1,061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>住宅の耐震改修・住宅改修助成につきましては、県においては、市町村と連携して耐震診断又は耐震改修への支援を行っている他、省エネ性能を有し一定量以上県産材を使用した住宅のリフォームに対する支援を行っています。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 6、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 1) 特養ホームの待機者解消(早期入所必要890人、50人定員で18か所、540人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が基準の66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1,061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。</p>	<p>県立学校施設の耐震化については、福岡工業高校及び伊保内高校の改築工事を進めているほか、特別教室棟や実習棟などの小規模施設の耐震改修に取り組んでおり、今後も計画的に耐震化を進めていきます。 市町村立学校施設の耐震化については、今後統廃合等を予定しているなど個別事情のある学校を除き、概ね校舎の改修工事が完了する見通しですが、未改修となっている施設の耐震化については引き続き国に対して助成制度の継続や必要な予算額の確保について要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 7、中小企業憲章・小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 1) 中小企業憲章・小規模企業振興基本法と中小企業振興条例に基づき、県内中小企業・小規模企業地域経済と地域社会の主役としての役割を明記し、その現状と課題を明らかにすること。</p>	<p>平成27年4月に施行した中小企業振興条例では、中小企業が地域の経済社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、並びに県及び中小企業者等の責務並びに県民の役割を明らかにしているところ。す。 平成31年3月に策定した岩手県中小企業振興第2期基本計画では、第2章「本県の中小企業・小規模企業者の現状と課題」において、「本県の中小企業は、(中略)事業活動や雇用を通じて、県民の暮らしや地域の経済を支えている」旨明記し、現状を分析の上、課題(1東日本大震災津波からのなりわいの再生、2経営力の強化や生産性の向上、新たな事業活動、3円滑な事業承継、4人材の確保、働き方改革)を明らかにしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 7、中小企業憲章・小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 2) 中小企業の最も切実な人材の確保・育成に取り組むこと。中小企業、行政、大学・高校・専門学校等との連携を強化すること。</p>	<p>平成31年3月に策定した岩手県中小企業振興第2期基本計画では、「働き方改革の推進、企業の収益力の向上等を支援することにより、人材の確保・育成・定着を促進」することを重点取組事項に位置付け、第3章「目指す姿及び推進する施策」において、「(1)事業活動を担う人材の確保・育成及び広報活動の充実」を掲げています。 主な施策としては、「ものづくり産業人材の育成・確保・定着」など各産業ごとに人材の確保等を進めることや、「いわてで働こう推進協議会」等において関係機関と連携して、県内就業の促進等を進めることとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 7、中小企業憲章・小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 3) 中小企業の自主的な取組を基本にしつつ、営業力・販売力・新商品開発や技術革新への支援を強化すること。国のものづくり補助金、持続化補助金を国の恒久的制度として拡充を求めること。大学や工業技術センター、金融機関等との連携を強化すること。中小企業間、異業種等との連携を強化すること。</p>	<p>平成31年3月に策定した岩手県中小企業振興第2期基本計画では、「中小企業者が行う経営力の強化や生産性向上、新たな事業活動などの取組を促進」することを重点取組事項に位置付け、第3章「目指す姿及び推進する施策」において、「(2)新たな商品・役務の開発、研究成果の事業化、新たな販売先の開拓等による事業規模の拡大等の支援」を掲げています。 主な施策としては、「中小企業者が行う経営力の強化や生産性向上、新たな事業活動などの取組」や、「企業間・産学官連携を通じた関連技術の開発などによる新産業の創出」、「ものづくり革新」への対応等を進めることとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 7、中小企業憲章・小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 4) 中小企業の「事業の持続的発展」の重要性を踏まえ、事業継承・後継者対策に取り組むこと。</p>	<p>平成31年3月に策定した岩手県中小企業振興第2期基本計画では、「経営者の高齢化や後継者不足などの課題に対し、円滑な事業承継や起業・創業などにより、新たな経営人材を育成」することを重点取組事項に位置付け、第3章「目指す姿及び推進する施策」において、「(7)創業、円滑な事業承継の支援」を掲げています。 主な施策としては、「商工指導団体や金融機関などの支援機関連携による、事業承継の円滑化に向けた取組の促進」や、「若者をはじめとする起業家や後継者の育成による経営人材の確保」等を進めることとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 7、中小企業憲章・小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 5) 条例に基づく毎年度の事業実績の報告に当たっては、中小企業者を含めた第三者機関で検証し、翌年度の政策・方針に生かすようにすること。</p>	<p>平成31年3月に策定した岩手県中小企業振興第2期基本計画では、「第4章計画推進に向けて」において、中小企業振興施策に関しての御意見をいただくため、中小企業者を含めた外部委員会を設け、効果的かつニーズに合った施策の推進に努めることとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 7、中小企業憲章・小規模企業振興基本法と中小企業振興条例の制定を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。 6) コンビニ業界の健全な発展を図るため「コンビニ・フランチャイズ法」の制定を求めること。</p>	<p>近年の人口減少や人手不足といった様々な社会環境の変化を受け、コンビニエンスストアのあり方については、令和元年度、国において「新たなコンビニのあり方検討会」が開催され、フランチャイズモデルの検討など、識者による多岐にわたる議論がなされたものと承知しています。 コンビニ業界の健全な発展を図るための、いわゆる「コンビニ・フランチャイズ法」の制定については、こうした国における議論を注視していきたいと考えています。</p>	商工労働観光部	商工企画室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 8、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。商店街の店舗リフォームも助成の対象とすること。</p>	<p>住宅リフォームへの助成につきましては、県においては、市町村と連携して耐震診断又は耐震改修への支援を行っている他、省エネ性能を有し一定量以上県産材を使用した住宅のリフォームに対する支援を行っています。今後も、良質な住宅ストックの形成を図るとい観点から、県としての支援を検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 8、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。平成30年度は、件数では88.9%、金額では81.7%に引き上がっており、当面、金額ベースで85%（55億円増）、さらに90%（139億円増）を目指すこと。実態を調査・検証し改善を図ること。</p>	<p>中小企業の受注機会を確保するため、地元中小企業への優先発注を図るための地域要件の設定や、官公需適格組合の積極的な活用などを行っているほか、県各部局のみならず県内市町村に対して協力要請を行うとともに、岩手県中小企業団体中央会を通じた発注情報の提供、官公需に関する協議会を通じた県の取組などの周知により、中小企業向けの発注率が向上するよう努めています。</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>経営支援課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 8、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。</p>	<p>県営建設工事の発注にあたっては、発注金額に応じた等級区分を定めて入札参加資格者名簿を作成するとともに、入札執行を担当する出納局においても発注金額に応じた地域要件を運用するなど、地域の建設企業の受注機会の確保に配慮した発注を行っていますが、引き続き、他県の取組も参考に、地域の建設企業の振興に配慮した制度運用に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建設技術振興課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 9、大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など、下請けいじめをやめさせる取組を国と連携して強化すること。</p>	<p>県では、いわて産業振興センター内に設置された国の相談窓口である「下請かけこみ寺」と連携し、中小企業の取引上の悩み相談に対応しています。 また、国では、県内下請中小企業と親企業との取引条件等の実態調査を行っているところであり、今後もこれらの取組を通じ、国とも連携しながら、下請取引の適正化に努めていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 10、100%保証の緊急保証制度が、最大限活用されるように周知徹底を図るとともに、審査の迅速化、簡素化を図ること。中小企業庁長官名の通達を踏まえ「赤字や債務超過があっても形式的に判断するのではなく、実態や特性を十分に踏まえて判断するよう」徹底すること。全業種が対象となるよう国に求めること。部分保証制度は撤回すること。</p>	<p>100%保証の対象となっている保証制度は、経営安定に必要な資金需要に対応する制度として認識しており、県の制度資金においても東日本大震災津波の被災事業者向けの「中小企業東日本大震災復興資金」などを行っていますが、引き続き、事業資金を必要とする事業者が活用できるよう取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 11、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し、商店街を守る対策を強化すること。</p>	<p>床面積が6,000㎡を超える特定大規模集客施設の立地に関しては、都市構造に与える影響などを勘案し、広域的な見地から適地への誘導など、適正な制度運用に努めています。 また、「まちづくり」の推進については、中心市街地活性化法における多様な主体による協議活動に参画、助言するなど市町村、商工団体等との連携を進めるほか、中心市街地や商店街の活性化に向けた取組などへの助成などを通じて商店街を支援しています。 小売商業調整特別措置法は、小売商の事業活動の機会の適正な確保等を目的とし、中小小売業に関わる紛争解決のための措置を定めており、法に基づく調査の申し出があった場合には、適切に対応することとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 12、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。サラ金並みの金融機関のカードローンの実態を把握し規制を求めること。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。</p>	<p>被害者救済については、県民生活センターにおいて消費者からの相談に応じているほか、消費者110番などの特別相談会を実施し、相談機会の確保に努めるとともに、詐欺等の疑いがある相談の場合には警察に取り次ぐ等の対応を行っています。 なお、金融機関のカードローンについては、相談対応等を通じて情報を入手するとともに、関係行政や業界団体の動向を注視しています。 また、多重債務問題に対しては、庁内関係部局や岩手弁護士会、岩手県司法書士会などとの連絡会議を開催するほか、多重債務弁護士無料相談を県内各地で実施するなど関係機関との連携に努めています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 4 消費税5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 13、平泉と橋野鉾山の世界遺産登録と三陸復興国立公園、高田松原復興祈念公園・津波伝承館、三陸ジオパークの認定、世界遺産登録目指す縄文遺跡等の観光資源を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。復興支援ツアーや震災教育旅行など沿岸・県北の観光対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県では、世界遺産をはじめ内陸と沿岸の観光地をつなぐバスツアーの運行支援や、三陸復興国立公園や三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイルなどの観光資源と地域の特徴を生かした体験プログラムを組み込んだ広域観光ルートの情報発信など、県内をより広く巡り、より長く滞在する旅行商品の造成を促進しています。 また、教育旅行誘致説明会への参加や企業研修誘致説明会の開催、教育旅行関係者や企業研修担当者の招請、教育旅行の事前学習への語り部の派遣など、沿岸地域への誘客拡大に向けた取組を進めているところであり、今後も、高田松原津波復興祈念公園・東日本大震災津波伝承館を沿岸観光の一つの拠点として、三陸沿岸地域をはじめ、全県的な誘客拡大に向けた取組を進めていきます。</p>	商工労働観光部	観光課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 1、日米貿易協定の強行に反対し、影響試算など必要な情報を明らかにすること。農産物の輸入自由化路線の中止を求めること。食料主権を保障する貿易ルールの確立を求めること。</p>	<p>日米貿易協定による本県農林水産物への影響については、令和2年1月に、国の算出方法に即して試算を行い、農林水産物の生産額が約17億円～約34億円減少するとの結果を公表しています。 県では、国に対し、地域のあらゆる産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立や、国民生活や経済活動に及ぼす影響等の十分な情報提供、本県の基幹産業である農林水産物の体質強化等に向けた施策の着実な実施などについて、機会あるごとに要望してきたところです。 今後も、国民の不安や懸念を払拭し、農林漁業者等が安心して経営を継続できるよう、国の責任において万全の対策を講じるよう求めていきます。</p>	農林水産部 政策地域部	農林水産企画室 国際室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 2、TPP11、日欧EPAによる輸入の急増を検証し、TPP11からの離脱と日欧EPAを解消するよう求めること。</p>	<p>国が公表した資料によると、TPP11発効後の平成31年1月から令和元年12月までのTPP11発効国からの輸入量は、前年同期と比較して、牛肉が103%、豚肉が108%、チーズが104%となっており、やや増加しています。 また、日EU・EPA発効後の平成31年2月から令和元年12月までのEUからの輸入量は、前年同期と比較して、牛肉が585%、豚肉が111%、チーズが109%となっており、増加しています。 県では、国に対し、TPP11や日EU・EPAに関して、十分な情報提供や万全の対応をとることなどについて、機会あるごとに要望してきたところであり、今後も、本県の基幹産業である農林水産物が持続的に発展していくことができるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう国に求めていきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 3、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の復活を求めること。 1) 政府の責任でコメの需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の復活を求めること。</p>	<p>県では、国に対し、米政策の見直し後においても、国全体で主食用米の需給の安定が図られるよう、実効性のある推進体制の確立について要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めています。 また、米の直接支払交付金の廃止後においても、水田農業の担い手の経営安定に向けた支援を充実するよう強く要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を求めています。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 3、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の復活を求めること。 2) 米価に「不足払い」制度を導入し、再生産可能な米価を保障するよう国に求めること。</p>	<p>県では、国に対し、ナラン対策について、標準的収入額の算定基礎年数の拡大や、再生産可能な生産費を基準とした補填内容とするなどの見直しを図るよう要望しており、引き続き、国の検討状況も踏まえ、必要な対応を求めています。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 3、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の復活を求めること。 3) 米の生産調整をやめるのではなく、水田における麦・大豆・飼料作物などの増産と一体に取り組むこと。転作条件を有利にし、増産に伴って輸入を抑制するなど、安定した販路と需要先を確保すること。</p>	<p>県では、新たな米政策に対応するため、地域における水田農業の推進方針の検討や、需要に応じた主食用米及び転作作物の生産計画の作成・推進を支援する「岩手の水田農業確立推進事業」を平成29年度から措置しているところです。 また、国に対し、水田活用の直接支払交付金を恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めています。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 3、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の復活を求めること。 4) 収入保険制度については、対象者を青色申告者(2割)に限定するのをやめ、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善を図ること。</p>	<p>収入保険の対象者を「青色申告を行っている者」としていることについて、国では「国費を投入して収入減少を補填する制度」であり、収入の把握は誰でも納得のいくものとする必要があるため、「税の仕組みを活用して把握する」としているところ。 また、収入を対象としていることについては、所得を対象とした場合、コストのかけ方が合理的かどうかの判断が必要となりますが、その妥当性を判断することは難しいことから、所得ではなく収入を対象としています。 一方、農業保険法では、その附則で「法律の施行後4年を目途として、制度の在り方について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずる」としていることから、県としても、農業保険制度が農業経営を支えるセーフティネットとして更に万全なものとなるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p>	農林水産部	団体指導課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 3、国の責任で米の需給と流通の安定に責任を果たし、直接支払い交付金の復活を求めること。 5) 米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週4日以上を目指し日本型食生活の定着を目指すこと。県立病院はもとより民間の病院、ホテル・旅館、レストランなどで県産米の活用を進めること。</p>	<p>県では、平成26年10月から「食べよう！いわての美味しいお米」をキャッチフレーズに、県産米の消費拡大に向けた県民運動を展開しているところであり、令和元年度は米の消費拡大に結びつく「おにぎり」を活用した県産米消費拡大事業等に取り組んでいるところ。学校での米飯給食は、令和元年度で平均週4.0回まで増加しており、今後も、栄養教諭等に対し、利用を働きかけていきます。また、県産米を利用する県立病院等給食施設を対象とした「いわて地産地消給食実施事業所」や、ホテル・旅館、レストラン等を対象とした「いわての美味しいお米提供店」の指定拡大に取り組み、県産米の消費拡大を推進していきます。</p>	農林水産部	流通課 県産米戦略室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 4、酪農・畜産は、規模拡大一辺倒から日本の台地に根差した循環型の多様な畜産経営を支援する方向に転換すること。</p>	<p>県では、意欲を持って農業経営の維持、拡大を図ろうとする農業者については、規模の大小を問わず、個々の経営志向に応じた支援を行っており、今後においても、こうした取組を継続していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 5、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 1) 国連「家族農業の10年」(2019～2028年)の趣旨を踏まえ、家族農業の役割を評価し、岩手の実情に合った家族農業の推進を図ること。</p>	<p>国連が、家族農業の重要性を世界に広く周知するため提唱した「国際家族農業年」を10年間延長する「家族農業の10年」を定めたのは、食料生産や生物多様性の保全などにおいて、家族農業の果たす役割の重要性が改めて評価されたことによるものと承知しています。 「いわて県民計画(2019～2028)」第1期アクションプラン政策推進プランにおいては、政策項目の「活力ある農山漁村づくり」に、小規模・家族経営などの地域を支える多様な生産者の地域の農業・農村を維持をする取組などを盛り込んでおり、県では、今後とも、本県の農業・農村を支える家族農業の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 5、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 2) 多様な家族経営を維持・発展させ、農業を続けたいと願う全ての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とすること。地域農業を守る岩手型集落営農を推進すること。</p>	<p>本県の農業経営は、97%が家族経営体であり、家族経営体は、本県の農業生産や農業・農村の多面的機能の維持などに重要な役割を果たしていると認識しています。 「いわて県民計画(2019～2028)」第1期アクションプラン政策推進プランにおいては、政策項目の「意欲と能力のある経営体の育成」に、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織等の経営規模の拡大や生産活動の効率化を盛り込んでおり、県としては、今後とも、本県の農業・農村を支える家族農業の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 5、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 3) 地域農業を支えている大規模農家や生産組織を支援すること。</p>	<p>認定農業者や集落営農組織など「地域農業マスタープラン」に位置付けられた中心経営体に対し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化や経営発展に必要な機械・施設の導入を支援しています。 また、経営感覚に優れた経営体を育成するため、大規模経営体等対象を明確化するとともに、経営規模拡大に向けた園芸施設の整備や、令和元年度には、新たに認定農業者が相互に学びあう研修会の開催について支援を行うなど、引き続き、関係機関・団体が一体となって、担い手に対する支援を総合的に実施していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 5) 国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 4) 次世代人材投資事業は、農地集積を目指す「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年全てを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学の施設整備と教育・研修の拡充を図ること。</p>	<p>農業次世代人材投資事業は、就農前の研修や早期の経営確立を支援するため、次世代を担う意欲ある新規就農者を対象としています。 交付要件については、親の経営継承を受ける農家子弟であっても、新規参入者と同様の経営リスクを伴う場合には交付対象となるなど、一部の要件が緩和されたところですが、必要に応じ、国に改善を要望していきます。 新規就農者に対しては、県立農業大学校や先進農家での実践研修、農業改良普及センターによる就農後の生産技術・経営指導、経営開始時における施設整備等に対する助成など、経営発展段階に応じたきめ細かな支援を実施しており、今後も、市町村等と連携しながら、新規就農者の確保・育成に取り組んでいきます。 県立農業大学校については、国の予算措置の状況や県の財政状況などを踏まえながら、計画的に施設整備を進めるとともに、今後とも学生や就農希望者のニーズを踏まえ、カリキュラムや研修内容の充実に努めていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 5) 国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。 5) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。</p>	<p>株式会社の農地取得等については、農地法に基づき、農地所有適格法人又は農地所有適格法人以外の一般法人にあっては解除条件付きで借りる場合に限り、権利取得が可能とされています。 県としては、農業委員会等と連携し、地域の話合いを基にした「地域農業マスタープラン」による農地の有効利用と担い手への農地の利用集積・集約化を進めているところであり、農地中間管理事業を軸とする担い手への農地集積と集約化を推進していく上で支障が生じないように、必要に応じて国に要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 6) 農業予算を岩手の基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。</p>	<p>県では、畜産物の卸売価格が低下した際に補填金を交付する「家畜畜産物価格安定対策事業」について、生産者積立金の支援の対象に、令和2年度から新たに黒毛和種を追加することとしています。 また、国に対し、水田活用の直接支払交付金を恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望してきたところであり、引き続き、必要な対応を国に求めていきます。加えて、水田を利活用するため、令和元年度に産地交付金の県枠メニューを創設し、機械化一貫体系が確立されている高収益作物及び新たな市場である輸出用米の作付誘導を図っているところです。</p>	農林水産部	畜産課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 7、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。 1) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。</p>	<p>輸入食品については、国が輸入食品監視指導計画に基づき、検疫所に食品衛生監視員を配置し、原産国名を表示する必要がある加工食品等の監視指導及びモニタリング検査の体制を整備し、その安全性を担保しています。 県では、食品衛生監視指導計画に基づき、県内に流通する輸入食品の安全確保対策として、残留農薬や食品添加物などの検査を行うとともに、輸入事業者の監視指導や自主衛生管理の支援等を図り、輸入食品の安全確保に努めているところです。 また、食品表示については、県民が食品を選択するための重要な情報であることから、輸入食品や生鮮食品等に関する原産地等の点検・指導・収去検査等を実施し、適正な表示の普及・定着を推進します。 なお、平成7年に製造年月日から、期限表示に改正されていますが、この改正の趣旨は、食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食の安全を確保する上で品質保持が可能な期限の表示を行うことが、消費者にとって有用であるとの判断によるものであることを御理解願います。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	S その他
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 7、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。 2) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場のコメや農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。</p>	<p>県では、地産地消や食の安全を重視した地域づくりと、地場の農林水産物の活用に向け、市町村の地産地消計画の策定・実践を支援するとともに、地産地消給食事業者の拡大に取り組んでいます。 また、地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売の促進に向け、商品開発や販路拡大等に知見を有する専門家の派遣や、生産者と加工・小売業者などとの交流会や商談会を開催しているところです。 今後とも、農林水産物の地産地消の推進や高付加価値化に向けた取組を進めていきます。</p>	農林水産部	流通課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 7、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。 3) 豚コレラ、口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。</p>	<p>県では、CSF(豚熱)、口蹄疫、鳥インフルエンザの発生に備え、「食の安全安心危機管理対応指針」及び「岩手県鳥インフルエンザ等発生時対応要領」を策定しており、感染家畜が発生した場合には、同指針等に基づき、全庁的な組織を直ちに立ち上げるとともに、殺処分等の対策を迅速に講じることとしています。 CSF(豚熱)、口蹄疫に係る埋設地については、飼養者が自ら確保すべきものでありますが、県としては、適切かつ迅速な防疫対策が可能となるよう、立地条件等に関して助言・指導を行うこととしています。 各種感染症の監視体制については、例えば鳥インフルエンザの場合、養鶏場のモニタリング検査や野鳥のサーベイランス検査を計画的に実施するとともに、本病の疑いがある死亡鶏や死亡野鳥の病性鑑定を行っています。 農家・業者への補償については、殺処分に係る手当金や売上減少に対する助成金等が速やかに支払われるよう、国と調整しながら対応していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 7、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。 4) 米国産牛肉の輸入を30か月齢まで規制緩和したことに反対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。牛成長ホルモン供与の米国産牛肉の輸入の規制を求めること。残留農薬等の基準を「予防原則」に基づいて厳しくするよう国に求めること。遺伝子組み換え食品、ゲノム編集食品への規制を強化すること。</p>	<p>厚生労働省では、食品安全委員会が平成24年10月に「米国、カナダ、フランス及びオランダに係る国境措置に関し、月齢制限の規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」と評価して答申したことを踏まえ、平成25年2月1日から米国産牛肉の輸入を30か月齢まで引き上げました。 また、同委員会が平成28年8月に「48か月齢超の健康牛のBSE検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」と答申したことを踏まえ、平成29年4月1日から健康牛のBSE検査を廃止しました。 県では、同委員会の評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われたものと認識しており、国内での発生リスクに対する国際的な評価、農業団体の意見や県民の科学的評価に対する理解等を総合的に勘案し、全国の自治体と足並を揃えて健康牛のBSE検査を廃止したものです。 このほか、同委員会では牛に使用されるホルモン剤、残留農薬、遺伝子組み換え食品及びゲノム編集食品を含めて様々な食品の安全性を評価しており、同省ではそれらを踏まえて残留基準を設定するなど国内の規制を決定しています。米国産牛肉の輸入時には、同省が輸入食品監視指導計画に基づき、検疫所に食品衛生監視員を配置し、監視指導及びモニタリング検査の体制を整備し、その安全性を担保していると認識しています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 7、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生を目指すこと。 5) ニホンシカ等の鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。電気柵設置の効果が表れており「シカ防護網等設置事業」(県単)を拡充すること。「鳥獣被害防止総合支援事業」(国の補助事業)、「鳥獣被害防止総合交付金」(国庫)の拡充を求めること。ニホンシカ等の個体管理を徹底し野生獣の防除と捕獲を強化すること。</p>	<p>県では、市町村が鳥獣被害防止計画に基づき実施する有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置などの対策を支援するとともに、積雪に強い恒久電気さくの普及や鳥獣被害対策研修会の開催などに取り組んでいます。 電気さくについては、設置した圃場で被害額が激減するなど効果が認められていることから、国の鳥獣被害防止総合交付金を活用した設置支援を行っており、引き続き、国に対して、十分な予算の確保を要望しているところです。 また、県ではニホンジカの県内全域を対象とした捕獲情報の収集などのモニタリング調査を実施し、生息状況や生息密度などの把握に取り組むとともに、狩猟期間の延長や有害捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するなど捕獲を強化しています。 今後もモニタリング調査等の結果を踏まえ、適切な個体数管理に取り組むとともに、市町村や関係機関等と連携しながら、鳥獣被害防止対策の充実強化に取り組んでいきます。</p>	<p>環境生活部 農林水産部</p>	<p>自然保護課 農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 8、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。 1) 安倍政権の「林業成長産業化」を見直し、持続可能な林業を目指すこと。植林50年程度で伐採する短伐期皆伐一辺倒を見直し地域の森林資源の実態に対応し、長伐期や複層林など多様な施業方式を導入し、持続可能な林業に取り組むこと。</p>	<p>戦後造成された本県の人工林資源が利用期を迎え、県産材需要が増大している中で、将来にわたり、県内の豊富な森林資源の循環利用を進めるとともに、多面的機能が発揮できる健全で多様な森林を育成していくことが重要であると考えています。 このため、県では、いわて林業アカデミーによる担い手の育成や、森林施業の集約化と適切な森林整備を行う意欲と能力のある林業経営体の育成等に取り組んできたほか、森林資源の循環利用の推進に向けて、再造林や間伐等に取り組んできたところであり、今後とも持続可能な林業の確立に向けた取組を進めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>林業振興課 森林整備課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 8、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。 2) 森林生態系や自然環境の保全を最優先する林産物貿易ルールを目指すこと。外材依存政策を転換し、かろうじて残されていた製材や集成材などの関税撤廃を受け入れたTPP11からの離脱、日欧EPAの解消を求めること。</p>	<p>県では、国に対し、地域産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立や、TPP11や日EU・EPAに関して、十分な情報提供や万全の対応をとることなどについて、機会あるごとに要望してきたところです。 今後も、本県の基幹産業である農林水産業が持続的に発展していくことができるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう国に求めています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>林業振興課 農林水産企画室</p>	<p>D 実現が極めて困難なもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 8、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。 3) 森林整備、間伐の取組を抜本的に強化し、自伐型林業を支援すること。県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。</p>	<p>県では、豊富な森林資源の循環利用を図るため、効率的な森林整備に不可欠な路網の整備や、原木供給のための間伐材生産を支援しているほか、自伐林家などが行う森林整備の取組に対しても支援を行っています。引き続き、間伐等の森林整備が適切に行われるよう取組を進めていきます。 また、平成29年3月に策定した「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画(第5期計画)」において、平成29年度から平成31年度までの木材利用の目標を15,600m³と定めるとともに、新たに県が整備する低層の公共施設の木造化率100%を推進目標に掲げ、率先して木材利用に取り組んでいます。引き続き、県が率先して公共施設整備等における県産木材の利用を推進するとともに、市町村に対しても積極的な利用について働きかけを行っています。</p> <p>県営住宅や公共施設の発注に当たっては、その仕様に県産木材の使用を奨励すること等を盛り込んでいるところです。 また、省エネ性能を有し、県産木材を一定量以上使用した住宅の新築・リフォームに対して助成を行う、住みたい岩手の家づくり促進事業を実施し、県産木材の利用の促進を図っているところです。</p> <p>県立学校施設の改築、大規模改修に当たっては、「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」に基づき、構造部材や内装材等を県産材とするよう取り組んでいるところであり、各市町村に対しても、校舎の改築等に当たり、県産材を活用するよう引き続き要請していきます。</p>	<p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p> <p>教育委員会事務局</p>	<p>森林整備課 林業振興課</p> <p>建築住宅課</p> <p>教育企画室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 8、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。 4) 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、林業・木材産業を国・県の大切な産業として位置づけ、林業・木材産業の再生を図り、緑の環境を充実させ山村の活性化を図ること。</p>	<p>県では、「いわて県民計画(2019～2028)」第1期アクションプラン政策推進プランに基づき、収益力の高い食料・木材供給基地の実現に向け、豊富な森林資源を生かした木材産地の形成を目指しており、高性能林業機械と林内路網との組合せによる低コスト素材生産を促進するとともに、県産木材の安定供給体制を構築するなど、木材の安定供給に向けて取組を行っています。 今後も、こうした取組を継続し、本県の林業・木材産業の振興を図り、地域の活性化につなげていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>林業振興課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 8、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。 5) 現場の実態に即した地形や自然環境に配慮した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。</p>	<p>林道については、市町村森林整備計画で計画されている路網整備等推進区域において重点的に整備を進めています。 旧緑資源幹線林道については、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、残区間の線形及び幅員を見直し、森林整備や木材生産の効率化のための林道として県が整備しています。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 8、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。 6) 森林を大規模に伐採する太陽光発電は見直し、厳しく規制すること。環境アセスメントの実施を義務付けること。県産材の良質材から低質材まで、100%有効に活用するカスケード利用に取り組み、木質バイオマス発電のやり方を改めること。木質バイオマス発電などの施設は、外材依存ではなく、地域の資源量に即した配置とすること。</p>	<p>太陽光発電事業について、一定規模以上の施設を環境影響評価法に基づくアセスメントの対象とするため、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令が7月5日に公布され、令和2年4月1日施行されることとなったことから、県においても、岩手県環境影響評価条例施行規則の一部改正を行い、太陽光発電事業を岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象とすることとしました。(令和元年12月27日公布、令和2年4月1日施行)</p> <p>県内に5施設ある木質バイオマス発電施設では、発電事業者と素材生産団体との安定取引に関する協定に基づき供給された地域材を活用しています。県では、木質バイオマス発電事業者の原木集荷の状況を把握するとともに、素材生産団体等と原木供給に係る情報共有を行っており、引き続き、木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けて取り組んでいきます。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 8、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。 7) 林業アカデミーの充実と林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。「緑の雇用事業」を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成・確保に取り組むこと。</p>	<p>県では、現場技術者の確保・育成に向け、いわて林業アカデミーにおいて、林業の知識や技術の体系的な習得を支援し、林業経営の中核を担う人材の育成に取り組んでいます。 また、国が平成15年度から実施している緑の雇用事業は、本県の新規就業者の約4割が利用するなど、これまで大きな成果を上げてきたところです。 今後も、いわて林業アカデミーや緑の雇用事業により、新規就業者の確保やキャリアアップ対策に取り組む、林業就業者の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 8、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。 8) 国有林を国民の共有財産として持続的な管理経営に取り組むこと。</p>	<p>森林法に基づく森林計画制度の下で、県は、県内の民有林について、造林などの森林整備や、森林の保全に関する事項等を定めた地域森林計画を策定しており、国は、国有林の地域別の森林計画を策定しています。 これらの計画の策定に当たっては、森林法の規定に基づき、国と県が相互に意見を聴取するなど、計画内容の調整を図るほか、パブリックコメント等により、市町村や関係機関、地域住民等からの意見聴取を行い、地域の声を反映した計画としています。 また、国有林と民有林の森林・林業施策等に関する情報を共有するため、本県と東北森林管理局では、定期的に森林・林業政策連絡協議会や技術交流発表会を実施しているほか、現場において、効率的な再生林の技術等を習得する研修を共同で実施するなどの取組を行っています。 県では、今後も国と連携し、適切な森林整備を進めるなどにより、本県の豊かな森林資源を守り、併せて県土の保全が図られるよう積極的に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 8、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。 9) 森林のCO2吸収力を評価した排出量取引で山村地域と都市部の連携を強化すること。</p>	<p>県内においては、県(県有林)のほか木材加工事業者や木質バイオマスボイラー等の導入事業者が排出量取引制度に登録し、取引を行っています。 県では、排出量取引が森林環境ビジネス創出など林業振興や山村地域の活性化に貢献できる取組と考えていることから、都市部の事業者等との排出量取引が進むよう、引き続き、排出量取引制度に登録している県内事業者に対し、必要な情報の提供などを行っていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 8、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。 10) 都市部に多額に配分される森林環境税・森林環境譲与税の見直しを求めること。「いわての森林づくり県民税」については、県民・関係団体の声を踏まえて進めること。</p>	<p>森林環境譲与税は、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口が譲与基準となっており、木材利用を促進することが間伐材の需要の増加に寄与することや、納税者の理解が必要であることなどを勘案して設定されていると聞いています。新聞報道等において、御要望と同様の意見があることは承知しており、今後、各市町村の譲与税に対する要望などを把握しながら、必要な対応を検討していきます。 一方、いわての森林づくり県民税は、本県の豊かな森林環境を次の世代に良好な状態で引き継いでいくことを目的に、公益的機能の高い森林へ誘導する間伐や、地域住民等が取り組む森林づくり活動の支援など、森林環境保全に関する施策に要する費用に充てています。 県民税については、現在、事業評価委員会において、令和2年度までの第3期終了後の在り方について検討をいただき、年度末を目途に提言の取りまとめをお願いしているところです。 委員会においては、県民懇談会などを通じて、県民の皆様をはじめ、県議会、市町村の御意見などを広くお伺いしながら、用途の拡大も含め、県民税の在り方について、議論を深めていただいています。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 9、危機的な大不漁に直面している三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生に全力を挙げること。 1) サケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種の危機的な大不漁に対し、科学的な調査を含めた漁業・水産業振興に対する緊急対策を講じること。多様な漁業資源の活用と商品開発、販路の拡大等思い切った支援策を講じること。</p>	<p>近年のサケ漁の不振は、稚魚放流時期や沿岸からオホーツク海に至る間の稚魚の減耗が要因の一つと考えられています。資源量の回復に向けて、県水産技術センターでは、国等の研究機関と連携し、減耗要因に関する調査を実施しているほか、水温の高い時期に回帰してくる北上川水系のサケに着目した新たな種苗生産技術の開発などを行っています。また、サンマやスルメイカなどの資源については、適切な管理に向け、国の調査研究機関と連携し、資源状況調査を実施しています。 また、多様な資源の活用と商品開発、販路拡大に向け、近年、資源が増えているマイワシ等の利用を促進するため、加工勉強会や水産加工品コンクール、各種商談会などを開催し、商品開発や販路拡大を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 9、危機的な大不漁に直面している三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生に全力を挙げること。 2) 漁船の確保、養殖施設の再建整備を生かし漁場利用の見直しと活用を取組を強化すること。魚市場を核とした流通・加工施設の一体的な再建整備に取り組むこと。</p>	<p>養殖漁場の利用については、意欲ある漁業者の生産規模拡大や漁協における自営養殖の推進などにより、生産量の増大や生産性の向上等に取り組んでいます。 水産業の復興に向けて、漁業と流通・加工業の一体的な再生に取り組んできたところであり、引き続き、水産業共同利用施設の復旧・整備を支援するとともに、復旧した施設等の有効活用を推進するほか、漁獲から流通・加工までの一貫した高度衛生品質管理体制の構築等に取り組む、水産物の販路の回復・拡大を図っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 9、危機的な大不漁に直面している三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生に全力を挙げること。 3) ワカメ、コンブ、ホタテ、アワビ、ウニなどつくり育てる養殖漁業の再建と振興を図ること。</p>	<p>ワカメ、コンブ、ホタテ等の養殖生産については、養殖業者の減少やホタテガイの貝毒発生による出荷自主規制などで生産量が減少していますが、県では、海藻や貝類の養殖生産量の回復を図るため、漁協と連携して意欲ある漁業者の生産規模拡大や、漁協自営養殖の推進、省力化機器の導入に取り組んでいるところであり、水温変化に強い大型のワカメ人工種苗の開発や、ICT技術等を用いたサケ、マス類の海面養殖など、新たな技術の導入等により養殖業の振興を図ります。 また、アワビ、ウニなどの増産については、漁協によるアワビ種苗の放流支援や、餌となるコンブの造成などの磯焼け対策、ウニの漁港内での蓄養技術の開発に取り組んでいます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 9、危機的な大不漁に直面している三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生に全力を挙げること。 4) 漁業者の生活支援の強化を図ること。二重ローンの解消、緊急的な雇用の確保、生活資金への支援を強化すること。</p>	<p>県では、岩手県信用漁業協同組合連合会が貸し付ける制度資金に対して、市町村と連携し利子補給を行うなど、東日本大震災津波で被害を受けた漁業者等の既往債務の負担を軽減し、経営の早期安定化を図るための支援を継続して行っています。 また、被災した漁業者の生活支援に関しては、漁協による雇用を促すとともに、養殖施設等の生産基盤の復旧を支援し、一定程度の生産の回復が進んだところですが、今後も生産の更なる回復や経営の安定化に向けた支援を行っていきます。</p>	農林水産部	団体指導課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 9、危機的な大不漁に直面している三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生に全力を挙げること。 5) 復興途上で台風被害など二重の災害に直面している漁協への支援を強化し、漁業・水産業を核とした地域の振興を図ること。被災した施設の再建整備を含む支援を強化すること。</p>	<p>平成28年台風第10号や令和元年台風第19号など相次ぐ台風災害により、被災した漁協の共同利用施設等復旧整備では、国の補助事業を活用しながら、市町村と連携して嵩上げ補助を行うなど、漁協の負担軽減と早期の復旧・復興に努めているところです。</p>	農林水産部	水産振興課 団体指導課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 9、危機的な大不漁に直面している三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生に全力を挙げること。 6) サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。</p>	<p>サケ資源の回復に向けては、人工ふ化放流によって資源造成を図りながら持続的に展開しているところであり、県内の様々な漁業や関係する道県を含めた広域的な漁業の調整を図りながら、今後も資源の公平配分に努めていきます。また、定置漁業権の免許については、引き続き、適切に対応していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 9、危機的な大不漁に直面している三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生に全力を挙げること。 7) 小型漁船漁業の復興・再生と具体的な振興策を講じること。</p>	<p>小型漁船漁業は、主要魚種の資源減少から漁業経営が厳しい状況になっていることから、県では、近年資源量が増加しているマイワシの漁船漁業による操業を検討するため、令和元年度から試験操業を開始したところです。また、国の経営安定対策事業によって減収補填を受けられる漁業共済の加入を促していくほか、国の資源管理と連動して地先資源の調査及び解析体制を充実し、ケガニやミズダコなどの資源管理の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 9、危機的な大不漁に直面している三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生に全力を挙げること。 8) 新規漁業就業者支援制度を国に求めるとともに、県としても水産アカデミーとともに漁業の担い手対策を強化すること。</p>	<p>県は、漁業就業希望者の地域への定着を促進するため、就業準備研修の受入組織となる「いわて水産アカデミー」を平成31年4月に設立し、就業に必要な知識・技術の習得を支援しているところです。また、国に対しては、研修生が安心して研修に専念できるよう次世代人材投資(準備型)事業及び新規漁業就業者確保事業を継続するとともに、必要な予算を十分に確保するよう要望しているほか、経営開始直後の就業者に対する支援制度の創設を要望しています。今後も「いわて水産アカデミー」を核とした漁業担い手の確保・育成を進めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 9、危機的な大不漁に直面している三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生に全力を挙げること。 9) 2022年から施行予定の改訂漁業法は、地元優先のルールを廃止し企業参入を認めるとともに、資源管理については大中巻き網漁業など大手資本優遇で小規模漁業者を圧迫する、海区漁業調整委員会の公選制の廃止など、漁業者に背を向けた重大な内容です。漁業法の見直しを強く求めること。</p>	<p>改正漁業法は、現行漁業法で規定されていた区画漁業権と定置漁業権の免許の優先順位を廃止し、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許することとしており、具体的な運用については、政省令で通達される予定です。また、資源管理については、漁獲可能量による管理を基本とされていますが、まだ、具体的な内容は示されておらず、動向を注視しているところです。 海区漁業調整委員会については、改正漁業法において、定員の過半数を漁業者等委員とすることが定められているほか、漁業者等委員の選定にあたり、従事する漁業種類、操業区域に著しい偏りが生じないようにすることが規定されています。運用等については、漁業者の声が十分に反映されるように国に対して要望していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 9、危機的な大不漁に直面している三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生に全力を挙げること。 10) 海区漁業調整委員会については、これまでの実績を踏まえて漁民の代表が選任されるようにすること。</p>	<p>海区漁業調整委員会制度については、漁業法改正後も漁業者委員は半数以上と定められたほか、漁業種類、操業区域に著しい偏りが生じないようにすることが規定されています。委員の具体的な選任方法等については、今後示される政省令に従って、候補者の募集方法などの検討を進めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 5 日米貿易協定の強行採決に抗議し、日本と岩手の農林漁業の再生で食料自給率を高め、全ての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること 9、危機的な大不漁に直面している三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生に全力を挙げること。 11) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。</p>	<p>福島第1原子力発電所事故への対応として、県では、産地魚市場に水揚げされた水産物の放射性物質検査を毎週実施し、消費者へ安全な県産水産物の提供に努めているところです。また、市町村や関係団体と連携して、消費者の不安の払拭を図るなど風評被害対策に取り組むとともに、東京電力に対し、漁業者等の損害賠償請求について早期かつ確実な賠償金の支払いを求めているところです。今後も、安全な県産水産物の提供や風評被害対策を進め、消費者の信頼回復と県産水産物の販路の回復・拡大に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 1、テストづけの教育を見直し、一人一人に寄り添い、ゆきとどいた教育を進めること。 1) 国連子どもの権利委員会の勧告「ストレスの多い学校環境(過度に競争的なシステムを含む)から子どもを解放するための措置を強化すること」(3月5日公表)をしっかり受け止め、テストづけの教育の見直しを進めること。</p>	<p>本県における諸調査の活用については、正答率による比較をねらうものではないことなど、諸調査の適切な活用の在り方について、引き続き様々な機会を通じて市町村教育委員会や学校等と十分な共通理解を図り、児童生徒一人一人のつまずきに応じた授業改善等の取組を推進しています。 県教育委員会では、児童生徒一人一人の学力を育てていくため、引き続き学校が組織的に学力向上に取り組む体制の強化や、授業づくりの共通指針に基づいた、児童生徒が学習の成果を実感できる授業づくり、授業と連動した家庭学習の充実などに取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 1、テストづけの教育を見直し、一人一人に寄り添い、ゆきとどいた教育を進めること。 2) 県教委が実施する学習定着度調査(小5、中2対象の県版学力テスト、10月)、県中学校新入生学習状況調査(4月末)については、新学習指導要領に基づく授業時間数の増加と全国の実施状況、市町村のテストの実施状況を踏まえ、市町村教委との協議を進め見直し中止すること。</p>	<p>本県の学習定着度状況調査は、本県の学習上の課題を踏まえて、身に付けるべき学力を問題の形で示した調査です。教科調査と質問紙調査を併せて児童生徒の学習上のつまずきや、教員の学習指導上の課題を明らかにしながら、それを生かした授業改善を推進し、児童生徒の学習状況の改善や学習意欲の向上を含む確かな学力の育成を目指しているものです。 調査の全体のあり方については、市町村教育委員会との意見交換等を行いながら、慎重に検討を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 1、テストづけの教育を見直し、一人一人に寄り添い、ゆきとどいた教育を進めること。 3) 教員の授業準備の時間を確保することを優先し、一人一人の生徒にゆきとどいた教育を進めるために業務の大幅な削減を行うこと。</p>	<p>県教育委員会では、平成30年6月に岩手県教職員働き方改革プランを策定し、時間外勤務の削減等に係る具体的目標を掲げた上で、業務のスクラップ・改善や部活動の適正な運営を含む教職員の勤務負担軽減、健康確保等の具体的取組を総合的に進めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取組を徹底すること。 1) 2018年来、県央部の県立高校でのバレー部員の自殺や顧問教師による暴言・暴力事件が相次いで発生しています。体罰や暴言など暴力行為は児童生徒の人権を侵害するものであり、学校教育の場ではもとよりスポーツなど部活動の場でもあってはならないものです。日体協や高体連などの連名で発表された「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を全ての学校・教職員、生徒や父母にも徹底し、暴力行為根絶の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>県教育委員会では、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」を策定し、各市町村教育委員会や関係団体等と連携を図りながら、部活動における体罰や生徒の人格を傷付ける言動等の根絶に向けた取組を行っています。 各学校に対しては、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を含め適切な部活動の在り方について共通理解を図るよう、引き続き、教職員や保護者、部活動指導員、外部指導者等による部活動連絡会の開催を要請するとともに指導主事を派遣する等の支援をしていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取組を徹底すること。 2) 本来生徒の自発的自主的活動である部活動について、事実上強制となっている全員加入制(2018年度、中学校で97.5%)を直ちに見直すこと。部活動の顧問の在り方も見直しと検討を進めること。</p>	<p>学習指導要領には、部活動が生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることが示されており、今般改定した「岩手県における部活動の在り方に関する方針」にも改めて部活動の自主的・自発的な参加を明記する等主旨の理解浸透を図っています。 また、同方針においては、生徒の多様な活動を保障することや教職員の勤務負担軽減の観点から部活動の在り方を見直すよう求めており、各市町村教育委員会や関係団体等と連携を図りながら取組を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取組を徹底すること。 3) 体罰・暴言の背景にある部活動における勝利至上主義を是正すること。生徒が主体となって楽しみ、自治能力が身につく部活動に改善を図ること。</p>	<p>「岩手県における部活動の在り方に関する方針」においては、生徒が生涯を通じてスポーツ・文化芸術に親しむ基盤を培うことを求めており、県教育委員会では、自治的な活動を行っている中学校や高等学校の事例を紹介するなど、自主的・自発的な部活動の推進を図っています。 また、大会で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることがないよう、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導方法や体罰等の根絶に向けた指導者研修の充実に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取組を徹底すること。 4) 週二日の休養日など、部活動の改善を示したガイドラインの実行については、スポーツ医科学の成果と全国の先進事例を学び、徹底すること。</p>	<p>「岩手県における部活動の在り方に関する方針」において、部活動の休養日や活動時間の基準を各学校に示し、各市町村教育委員会や関係団体等と連携を図りながら取組を進めているところですが、今後とも、各学校の活動実態を定期的に把握するとともに、スポーツ医・科学の成果や全国の先事例も参考にしながら徹底を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子どもみんなの力で取り組むこと。 1) いじめ対策の基本として「いじめは人権侵害であり暴力」という認識で、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。</p>	<p>児童生徒一人ひとりが自他の生命と他者の人権を尊重し、大事にすることを基軸に据えた教育を推進するとともに、今後もいじめを見過ごすことなく、安全・安心な学校づくりに取り組みます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取組では以下の点に取り組むこと。 ① いじめへの対応を絶対に後回ししない、「子どもの命最優先」の原則・安全配慮義務を明確にすること。そのためにいじめを認知できるように対策と研修を行うこと。</p>	<p>令和元年度は、「早期発見と適切な対処による重大事態発生の防止」をいじめ問題の対策の重点項目の一つとして位置付け、児童生徒一人ひとりが自他の生命と他者の人権を尊重し、大事にすることを基軸に据えた教育の推進に各学校で取り組んでいるところです。 今後もしじめやいじめの疑いがあることが確認された場合には、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒の安全を確保し、その解決に向け、適切に対応する体制づくりや教育研修の充実を図ります。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取組では以下の点に取り組むこと。 ② いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。</p>	<p>いじめ発生時の対応として、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しており、学校はいじめの情報があった場合は、学校いじめ対策組織において、情報共有及び組織的な対応を図ることとしています。 いじめやいじめの疑いがあることが確認された場合には、学級担任等が一人で抱え込むことなく、速やかに組織で情報を共有するとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行います。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取組では以下の点に取り組むこと。 ③ 子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。</p>	<p>令和元年度は、「児童生徒の『居場所づくり』と『絆づくり』の推進」をいじめ問題の対策の重点項目の一つとして位置付け、各学校で取り組んでいるところです。 今後も全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人成長するよう、いじめを生まない学校風土づくりに取り組みます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取組では以下の点に取り組むこと。 ④ 被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。</p>	<p>いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とした毅然とした態度で指導します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 2) 学校での取組では以下の点に取り組むこと。 ⑤ 被害者・遺族の知る権利を尊重すること。</p>	<p>学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、その意向を尊重しながら調査等を丁寧に行うとともに、事実関係について適時・適切な方法で情報を提供します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。 ① 教員の多忙化の解消、養護教諭・カウンセラーの増員を図り、児童生徒一人一人に寄り添った取組が行われるように教育条件を整備すること。</p>	<p>県教育委員会では、平成30年6月に岩手県教職員働き方改革プランを策定し、時間外勤務の削減等に係る具体的目標を掲げた上で、業務のスクラップ・改善や部活動の適正な運営を含む教職員の勤務負担軽減、健康確保等の具体的取組を総合的に進めていきます。 養護教諭の配置について、小中学校では、大規模校で、児童生徒の健康確保等や教育相談等の必要性が高い学校に対し、県立学校では、教育相談等必要性が高い学校に対して、養護教諭の複数配置を実施しているところで す。 いじめ問題等の解消に向けては、いじめをしない児童生徒の育成と共に、いじめ等が発生した場合、いじめに関わった児童生徒の心のケアや教育相談など、スクールカウンセラーの役割は一層増しています。 このような状況に対応するため、スクールカウンセラーについても引き続き配置校の拡充に向けて取り組んでいきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課 学校調整課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。 ② 全ての学校で、全ての教職員が参加する規模と回数で、いじめ問題の研修を実施するなど、いじめの解決に取り組むこと。</p>	<p>令和元年度は、「教職員の資質向上を図る校内研修の充実」をいじめ問題の対策の重点項目の一つとして位置付けており、いじめ問題への対応に係る研修として総合教育センターにおける教員研修や各教育事務所主催の教員研修を実施し、研修機会を確保するとともに、校内研修等で活用しています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。 ③ 教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。</p>	<p>平成20年度から実施している新昇給制度においては、学校が教職員相互の協働や連携による取組によって成り立つ職場であることも踏まえ、教職員個々の取組のほか、他の教職員との協働や連携による取組についても重視すべきものとしています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。 ④ 学校給食や掃除時間での黙食や黙働、行き過ぎた頭髪指導等のブラック校則など子どもの人権や意見表明権を否定する管理主義的取組を総点検し見直すこと。</p>	<p>各学校では、人権尊重の視点に立った学校・学級づくりを通じ、児童生徒一人一人の自己肯定感・自尊感情を高め、自己実現や学習意欲の向上を図っています。 また、児童生徒の学ぶ権利を大切にすため、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、児童生徒の自主性の尊重や体験的な活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行っています。 これらの指導に際しては、児童生徒の発達段階に応じて、個人の目標を設定したり、集団のきまりを守らせながら取りまさせることも必要であり、それが子ども達の成長に資するよう、適切な内容になることが重要です。 今後においても、各学校における学習指導や生徒指導が、児童生徒の実態に応じた適切なものとなるよう、市町村教育委員会と連携を図りながら取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 4) いじめの重大事態については、第三者機関で調査、対応しその教訓を生かすようにすること。</p>	<p>いじめ重大事態の調査については、いじめ防止対策推進法や国の基本方針及びガイドライン等に従い、適切に実施しています。 重大事態の調査結果から再発防止等についての教訓を得ることについては、県いじめ問題対策委員会の所掌事項の一つに、いじめの防止等のための調査審議があることから、その取扱い等については、今後、検討をしていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 5) 不登校の子どもを温かく支援し、安心して相談できる窓口の拡充、子どもの居場所、フリースクールなど様々な学びの場の確保と公的支援を行い、学びと自立を支援すること。</p>	<p>不登校などの生徒指導上の諸課題については、的確かつ迅速に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進め、学校における教育相談体制の充実と支援に取り組んでいます。 また、「24時間子供SOSダイヤル」等の学校以外の相談窓口を設置するとともに、他の機関の相談窓口を含めて児童生徒及び保護者への周知を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 6) 高校中退をなくす取組を強め、進級・進学・就職に責任を持つこと。</p>	<p>入学した生徒に対しては、進路指導の充実や教科指導の工夫等による目的意識の涵養や、生徒個々に応じた教育相談等により、卒業まで指導することを基本としています。 今後も、生徒の多様な能力、意欲、関心、適性に対応したきめ細かい指導を通して、生徒が充実した高校生活を送り、希望する進路を達成できるように指導していきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 4、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 1) 児童生徒の生活実態を把握し対応できる体制を確立すること。教職員、保健室、SSWの配置と連携を強化すること。</p>	<p>令和元年度は、スクールソーシャルワーカーを国の補助事業により非常勤職員として県内6教育事務所に18名配置しており、令和2年度も同様の規模で配置できるよう予算計上しています。 また、岩手県社会福祉士会との連携や、県立大学における人材養成課程への協力を図るなど、人材確保に向けた取組を推進するとともに、スクールソーシャルワーカー等の活動を全県的な視点でコーディネートする体制の整備に取り組むなど、教育相談体制の一層の充実を進めていきます。 また、総合教育センターにおける教職員を対象とした研修等により、教職員の資質向上を図りながら、学校現場における子どもの貧困対策の充実に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 4、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 2) 就学援助制度の周知徹底を図り、対象を生活保護基準の1.5倍に広げるとともに市町村間の格差を解消すること。対象費目の拡充を図ること。修学旅行費の概算払い、給食費の現物給付を広げ、修学旅行に行けない生徒、給食費の滞納を解消すること。</p>	<p>就学援助については、真に援助を必要とする世帯に寄り添った援助が実施されるよう、各市町村において、個別世帯の実情等を勘案し、それぞれ工夫を凝らした対応が行われ、様々な手段を用いて制度趣旨や申請手続きの周知を図っていると承知しています。 県教育委員会としては、各市町村に対し、保護者負担の実情を的確に把握した上で、適切な水準で運用が図られるよう助言するとともに、県内各市町村における制度の実態など必要な情報提供を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 4、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 3) 給食費、教材費の無償化を支援すること。</p>	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、国の責務として完全に保障するよう国に対して要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 4、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 4) 高校授業料の完全無償化を復活させること。</p>	<p>高校授業料の無償化については、全国一律の取扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されており、国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行っています。今後も、国の動向を踏まえながら要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう取り組んでいきます。 また、高等学校専攻科へ通う低所得者世帯に対する授業料の減免措置に対して、令和2年4月からは国が授業料相当分の1/2を補助する制度が創設される予定です。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 4、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。 5) 給付制奨学金の拡充を求め、県としても創設すること。</p>	<p>国と県の役割分担の下、大学生に対する奨学金事業は国が担っていることから、県では、高等教育の機会均等のため、様々な機会を通じ国が行う奨学金制度の拡充を要望してきました。 国においては、平成30年度に給付型奨学金制度を創設しており、令和2年度からは、高等教育の修学支援新制度の中で給付型奨学金の給付額及び給付者数を大幅に拡充することとしているところです。 県としては、こうした国の動向を注視しつつ、意欲ある学生が経済的理由に左右されず安心して進学し学業に専念できるよう、必要な要望を行っています。</p>	政策地域部	学事振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 5、教職員の大幅な増員と業務の抜本的な削減で、教員の異常な超過勤務の状況を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されるようにすること。過労死ラインを超える超過勤務は直ちに解消するよう具体的な手立てを講じること。司書教諭を専任で配置すること。パワーハラスメント防止対策を強化すること。</p>	<p>県教育委員会では、平成30年6月に岩手県教職員働き方改革プランを策定し、時間外勤務の削減等に係る具体的目標を掲げた上で、業務のスクラップ・改善や部活動の適正な運営を含む教職員の勤務負担軽減、健康確保等の具体的取組を総合的に進めていきます。 また、司書教諭については、小27学級以上、中22学級以上の学校に専任司書教諭を配置しているものであり、今後も専任司書教諭の拡充に向けて、その成果等について分析を進めていきます。 パワーハラスメントの防止については、岩手県教職員コンプライアンスマニュアルへの掲載や、相談窓口を設置するなどの対策に取り組んでいるところですが、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(厚生労働省告示)」の内容も踏まえながら、引き続き各職場におけるコンプライアンス研修や注意喚起、管理監督者への研修など、様々な機会を通じて意識啓発を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 6、県立高田高校のグラウンドの早期整備を図ること。被災した小中学校等のグラウンド整備を含め早期の再建整備を進めること。</p>	<p>県立高田高校の第一グラウンド等の災害復旧工事については令和2年3月までに全て完了する予定です。 公立の小中学校校舎についても、令和元年6月までに、グラウンドについても、令和元年9月までに完了しています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 7、小中学校の全教室にクーラーの設置を進めるとともに県立高校での教室等へのクーラー設置を行うこと。</p>	<p>市町村立学校へのクーラー設備整備については、国において「冷房設備対応臨時特例交付金」が平成30年度に創設され、この制度を活用する市町村では、クーラー設備の整備を順次進めているところです。 県立学校へのクーラー設置について、特別支援学校や県立中学校においては国の臨時特例交付金を活用し、普通教室等へ整備を進めているところですが、高校の普通教室等についても、今後、計画的に整備を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 8、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。</p>	<p>市町村立学校施設の耐震化については、今後統廃合等を予定しているなど個別事情のある学校を除き、概ね校舎の改修工事が完了する見通しですが、未改修となっている施設の耐震化については引き続き国に対して助成制度の継続や必要な予算額の確保について要望していきます。(B) また、県立学校施設の耐震化については、福岡工業高校及び伊保内高校の改修工事を進めているほか、特別教室棟や実習棟などの小規模施設の耐震改修に取り組んでおり、今後も計画的に耐震化を進めていきます。(B) 県立学校施設の改築、大規模改修に当たっては、「岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画」に基づき、構造部材や内装材等を県産材とするよう取り組んでいるところであり、各市町村に対しても、校舎の改築等に当たり、県産材を活用するよう引き続き要請していきます。(B) 県立学校施設の工事に起因するシックスクールの発生を防止するため、原因物質の発散量が最も少ない材料の使用や揮発性有機化合物が基準内値内であることをVOC測定により確認するとともに、揮発性有機化合物の総量を測定するTVOC測定を必要に応じて実施しており、市町村立学校施設についても児童生徒が学校施設に起因した体調不良を引き起こすことがないよう、室内空気汚染対策の徹底について、引き続き各市町村に要請していきます。(B) シックスクール症候群の症状を訴える児童生徒に対しては、医療機関と連携して対応するとともに、学校薬剤師の指導の下、原因物質の除去を行うなど、健康的で快適な学習環境の維持に努めています。(A)</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教育企画室 保健体育課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 9、小学校5・6年生の英語科教育については、日本学術会議の提言を踏まえ、専任教員の確保と研修を大前提に、英語嫌いの生徒をつくらないようにすること。道徳の教科化については、憲法の立場に立った取組を基本に、押し付けにならないようにすること。</p>	<p>小学校5・6年生の英語科については、小学校教員が自信をもって授業を行えるように、外国語の指導力向上のための研修を県が実施し、これまで4年間で約660人余りの中核教員を育成しており、この研修を受けた教員が各学校における外国語教育推進の中核となり、校内研修等の充実を図っております。令和元年度からは、小中連携の一層の充実を目指して、小中合同の研修会として実施しています。 専任教員の確保については、国の英語専科指導加配を活用して専門性の高い教員の確保に努めており、教員採用試験においても英語検定等の資格を有する受験者への優遇制度を実施しています。 また、道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としています。「特別の教科 道徳」(道徳科)において、教師が特定の価値観を児童生徒に押し付けることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものであり、多様な価値観に向き合い自ら考え続ける姿勢を養うことが重要です。 県教育委員会としては、今後も各学校において、学習指導要領の趣旨を踏まえて道徳教育が推進されるよう、各種研修会等の充実及び研究成果の普及啓発を通して、児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 10、小中学校の統廃合計画については、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の3点を基本原則にして取り組むこと。学校は住民自治の拠点としての役割を持つことから、住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。小中一貫校は学校の統廃合計画の口実とされるとともに全国で問題が出ており進めないこと。</p>	<p>小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育む上で必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要と考えており、設置者である市町村において、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。 また、子供たちの成長にあわせて教育活動を9年間で体系的に展開していく小中一貫教育に関する取組は、全国的にも注目され、各自治体が主体的に進めている現状があります。県教育委員会としては、柔軟な教育課程編成の一つとして捉えており、平成28年4月に義務教育学校が法制化されたことも踏まえ、全国の状況を注視しながら、市町村教育委員会や学校を支援しています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課 学校教育課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 11、特別支援教育・障害児教育の拡充を目指すこと。 1) 特別支援学校の生徒急増に対応し、緊急課題として教室不足の解消に取り組むこと。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。釜石祥雲支援学校の整備を急ぐこと。国に対し特別支援学校の設置基準を決め、計画的に整備に取り組むよう求めること。男女共用トイレは直ちに解消すること。</p>	<p>県教育委員会では、特別支援学校の教室不足の解消に向け、地元市町村などからの要望も踏まえ、個別課題について改善を図っています。具体的には、平成28年に二戸地域で盛岡みたけ支援学校高等部分教室を開室したほか、平成29年度には北上市内に花巻清風支援学校北上みなみ分教室を設置しています。 盛岡となん支援学校の移転後の空き校舎については、知的障がいを対象とした新たな特別支援学校として活用することとし、平成31年4月に盛岡ひがし支援学校を開校したところです。 県立釜石祥雲支援学校の移転新築については、保護者代表や地元釜石市等で構成する検討協議会において、移転候補地の絞り込みや学校のあり方などを中心に協議を行ってきました。 その結果、県有地である旧釜石商業高等学校跡地を活用することで、関係者の一定の理解が得られたところであり、基本設計、実施設計等進めているところです。 今後、県としては、旧釜石商業高等学校跡地が応急仮設住宅用地として使用されているため、その解消の見通し等を見極めながら、工事の着手の時期を検討していきます。 また、特別支援学校の男女共用トイレのうち改修可能な箇所については平成26年度までに工事を完了していますが、一部の学校において男女を区分するためのスペースが確保できないため、男女共用トイレが残っています。令和元年度から支援学校整備計画の策定に着手したところであり、令和2年度内に策定することとしています。本計画に基づき、引き続き、狭あい化の解消を図る施設整備を進め、その解消に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課 教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 11、特別支援教育・障害児教育の拡充を目指すこと。 2) 子どもたちの障がいの複雑化に対応し、軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。</p>	<p>今後も、研修などを通じて市町村を含めた特別支援教育支援員や教職員の専門性の向上に取り組むとともに、各学校における校内支援体制の充実や、外部人材・関係機関等との連携を一層深めながら、児童生徒一人一人に寄り添った教育支援に努めていきます。 また、通級指導教室については、国の定数改善により、対象となる児童生徒数に応じて教職員の基礎定数化が平成29年度から10年をかけて図られており、引き続き、通級加配と併せて教職員の確保及び指導の充実に努めます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 11、特別支援教育・障害児教育の拡充を目指すこと。 3) 通級指導教室の潜在ニーズを把握しそれに基づいた整備計画を立て教室を増やすこと。高校での特別支援教育の体制を確立すること。</p>	<p>小中学校のLD(学習障がい)等通級指導教室については、市町村教育委員会において、保護者の意向を受け丁寧に就学支援を行っていることや教育活動や教育成果の理解が進んできていることなどから、通級による指導を受ける児童生徒数が年々増加している状況にあります。 今後も、地域の状況を把握しながら、適切に対応していきます。 また、高校においては、令和元年度、紫波総合高校と前沢高校の2校で通級による指導の運用を行っています。 今後、他の高校に対する2校の実践紹介や相談、助言等の対応等様々な取組を行いながら、高校での特別支援教育の充実に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課 教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 11、特別支援教育・障害児教育の拡充を目指すこと。 4) 「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型を目指し拡充すること。</p>	<p>県教育委員会では、「共に学び、共に育つ」というインクルーシブ教育システム構築に向けて、障がいのある児童生徒も自分の居住地で学ぶことができるように、二戸市(H20小学部、H25中学部、H28高等部)、遠野市(H19小学部、H24中学部)、一関市千厩町(H19小学部、H21中学部)、北上市(H29小学部、中学部)に特別支援学校の分教室を設置するとともに、盛岡地区以外の特別支援学校では、知的障がいのある児童生徒と肢体不自由の児童生徒に対応するなど、複数の障がい種を受け入れ、地域で学ぶことができるようにしています。 また、小・中学校等に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への教育の充実を図るため、特別支援学校による地域支援も推進しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 12、中学校までの完全学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)は見直すこと。給食費の無償化を支援すること。</p>	<p>学校給食については、義務教育諸学校の設置者である各市町村において、学校給食の意義や児童生徒の実態及び地域の実情等を踏まえ、その実施方式等を総合的に判断していると捉えています。また、いずれの実施方式においても、食育の観点から日々の学校給食に積極的に地場産物を取り入れているところです。ランチボックスについても、各市町村において、実施状況等を踏まえながら、趣旨に沿った提供に努めていると認識していますが、今後も、必要に応じて助言をしていきます。 給食費の無償化については、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の確保のため必要な財源は、給食費も含め、国の責務として完全に保障するよう国に対して要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 13、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。</p>	<p>併設型中高一貫教育の導入については、検討委員会を設置してその在り方を検討し、設置の方向性を示した上で、各地域への説明会を行いながら十分に時間をかけて進めてきたものです。 県立学校における併設型中高一貫教育は、平成21年度から、次世代のリダーとして将来の岩手県に貢献できる人材の育成等を基本理念として、一関第一高等学校附属中学校(及び一関第一高等学校)において行われています。平成30年度末に、附属中学校の第1期生が4年制大学を卒業したところであり、医学部など6年制の大学に進学した生徒もいます。 同校では、生徒に対するよりきめ細かな指導体制を実現するため、令和2年度から35人学級を導入する方針とするなど、一層の教育環境の充実に努めております。 今後においても、地域の声を把握しながら、生徒の進路状況、同校が目指す教育の進捗状況、周辺の義務教育への影響等、導入の成果や課題を検証しながら、その在り方について継続的に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課 学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 14、県立高校の後期再編計画の具体化については、高校と地域の取組を支援し、実績を評価して進めること。生徒の学習権を保障し、地域と結びついた高校を守る立場から、地域の取組を県教委としても支援すること。</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱としています。後期計画(案)では、これらに加え、県立高校の現状と課題を踏まえ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向け、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」の2つを基本的な考え方としています。 こうした考えに基づき、各地域の学校をできる限り維持するとともに、1学級校については、一定の入学者のいる間は維持することとし、小規模校についても、ICT等の活用も進めながら、教育内容の充実を図っていきます。 今後においても、市町村等との丁寧な意見交換に努め、学校の魅力づくりや教育の質の確保等について、地域と連携して取り組んでいきます。 また、後期計画の策定に当たっては、今後も、地域の方々の御意見を十分に伺いながら、丁寧に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 15、県立高校の入試制度の改善に当たっては、生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。</p>	<p>高校入試は、学校教育法施行規則の定めにより実施しており、生徒の高等学校教育を受けるに足る能力と適性を検査しているものです。実施に当たっては、選抜方法を公開し、受験生本人への学力検査等の成績の通知や簡易開示を行うなど、透明性と公平性の確保に努めています。 (A) 通学区域については、外部有識者による「県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議」から平成30年8月に提出された報告書において、『通学区域は、地域の活性化の取組と高校のさらなる魅力づくりを見守るの必要があり、当面現行制度を維持することが望ましい。』と提言されており、その趣旨を踏まえ、当面の間維持することとしております。(C)</p>	教育委員会事務局	学校教育課 学校調整課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 16、高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率を当面80%以上に引き上げること。3年以内の離職率(47.6%)の改善を目指し、実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、憲法、労働法に基づく基本的な権利を身に着けるように徹底すること。</p>	<p>高卒者の県内就職率については、政策推進プラン(2019-2022)において、令和元(2019)年度に東北トップレベルの84.5%まで引き上げる目標値を掲げたところであり、各広域振興局等に配置している39人の就業支援員による、教員と一体となった地元企業等への就職支援を行うなど、目標の達成に向けて取り組んでいるところです。 令和2年度も、就業支援員による地元企業等への就職支援に引き続き取り組んでいくほか、県内企業に対しては、雇用・労働環境の整備や採用力の採用力の強化を支援していきます。また、高校生やその保護者に対しては、企業ガイダンス等の実施を通じて県内企業を知ってもらい、岩手で働く魅力を感じてもらうための取組を強化するなど、目標の達成に向けて取り組んでいきます。 なお、本県の高卒者(平成28年3月卒)の3年以内離職率は38.2%となっており、年々改善しているところです。引き続き、離職率の改善を目指し、高校生の仕事に対する認識と就職後の実際の業務内容等とのミスマッチの解消に向けて、企業ガイダンスやインターンシップ等の県内企業とその仕事への理解を深める取組の充実を図っていくとともに、個別カウンセリング等による企業の人材育成・職場定着を支援していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>県教育委員会では、「いわてキャリア教育指針」に基づき、児童生徒の発達段階に応じて「総合生活力」・「人生設計力」を育成し、児童生徒が自己のあり方・生き方を考え、主体的に進路選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育全体で計画的かつ組織的に育むなど、キャリア教育の推進に取り組んでいます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 17、教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止を求めること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。</p>	<p>教員採用、管理職任用については、適切な筆記試験や面接等を行い、客観的かつ厳正な評価を行っています。今後もさらに学校や地域のニーズに合わせ、学校現場で活躍できる人材の確保に努めます。 また、教員の任用については単年度措置による加配によるものもあることを踏まえながら、臨時教員の任用についてはこれまで同様適切に進めていきます。 教員免許更新制については、文部科学省で設置した「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」で議論され、その改善について報告されています。県としては、国における改正がなされた場合、制度を円滑に運用するよう努めるとともに、必要に応じて国に対して制度の改善を要望していきます。 外国人講師による英語教育については、JETプログラムによる外国語指導助手を直接雇用し活用しているところです。また、派遣契約による外国語指導助手については、労務管理や研修業務といった教職員の負担を軽減できるメリットもあるため、直接雇用については慎重に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 18、ブロック塀や歩道の確保など、通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。</p>	<p>市町村教育委員会では、平成24年度の通学路緊急合同点検を機に、交通安全の観点での通学路の総点検を行っています。また、県教育委員会では、関係機関と連携し、各市町村において策定した通学路安全プログラムが適切に運用されるよう必要に応じて支援を行い、登下校中の安全確保に努めています。 さらに、平成30年度には学校のブロック塀、令和元年度は登下校時の児童生徒の集合場所などの点検を市町村教育委員会等と連携し実施したところです。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 19、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること</p>	<p>教育活動における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されており、県教育委員会では、各学校において学習指導要領の趣旨に沿って措置するよう市町村教育委員会に指導しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 20、公教育としての私学教育の発展を支え、講師格差を是正し、私立高校の学費無償化を進めること。 1) 全員を対象とした私立高校の学費無償化を目指すこと。私学就学支援金は、年収590万円まで拡充されたものの所得制限はなくし、施設整備費を含めた学費の無償化を国に求めること。</p>	<p>私立学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により就学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等への教育費の負担軽減を図っています。 また、平成26年度に就学支援金加算金が増額されているほか、平成26年度に創設された授業料以外の教育費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度以降、毎年度増額されるなど、支援策の拡充が着実に図られてきています。 さらに、国の高等学校等就学支援金制度の一部改正に伴う、令和2年度からの私立学校等に通う年収590万円未満世帯の生徒の授業料の実質無償化の実現に合わせ、一部世帯を対象として県単の上乗せ補助を行い、家庭の教育費負担の一層の軽減を図ります。 県としては、今後も引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について要望していきます。</p>	政策地域部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 20、公教育としての私学教育の発展を支え、講師格差を是正し、私立高校の学費無償化を進めること。 2) 私立高校等の耐震化、クーラー設置への補助を拡充すること。</p>	<p>私立学校施設の耐震化の一層の促進を図るため、令和元年中に私立学校耐震改築事業費補助金制度の交付要綱の改正を行い、これまで1設置者につき1棟としていた補助金利用の回数制限を撤廃し、要件緩和を図りました。 引き続き、国に対しては、国庫補助に合わせた県の嵩上げ補助への財政支援措置を講じることにについて要望を行っていきます。 また、冷房施設の整備に対する補助としては、国の認定こども園施設整備交付金や教育支援体制整備事業費交付金、私立学校施設整備費補助金が活用可能です。 県では、平成30年度に、県単独の補助制度として、運営費補助制度の緊急安全対策事業を創設し、保健室等への空調設備の整備に係る経費を補助しているところであり、昨今の生命にかかわる猛暑に対処するため、私立学校への冷房設備の設置に向けて、国の補助について必要な要望を続けるとともに、制度の活用を一層促進し、安全・安心な教育環境の整備充実に努めていきます。</p>	政策地域部	学事振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 20、公教育としての私学教育の発展を支え、講師格差を是正し、私立高校の学費無償化を進めること。 3) 専任教員を増やすよう私学助成を拡充し、私学での働き方改革を進めること。そのために、経常経費1/2助成を早期に実現するよう国に求めること。</p>	<p>私立学校の振興を図ることは本県学校教育の振興を図る上からも重要な課題であり、県としては、これまでも私立学校の経常的経費に対する助成に重点をおいてきたところです。 私立学校の経常的経費の助成に資する運営費補助について、生徒等1人当たり補助単価を、毎年度、国庫補助単価及び地方交付税単価の改定に合わせて増額してきているところであり、今後とも国に対して必要な働きかけを行うとともに、所要の予算の確保に努めていきます。</p>	政策地域部	学事振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 21、18歳選挙権に向けて、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて主権者教育を進めること。高校生の政治活動の自由を保障すること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であり、小・中・義務教育学校の社会科や高校の公民科の授業、選挙管理委員会と連携して実施する「明るい選挙啓発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ継続的に指導の充実を図ります。 また、高校生が有権者としての権利を適切に行使できるよう配慮していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 6 憲法と子どもの権利条約を生かして、いじめも体罰もない学校へ、テストづけの教育見直しどの子にもゆきとどいた教育を 22、岩手国体成功、2019年ラグビーワールドカップ成功のレガシーを生かし、2020オリンピック・パラリンピック取組を強化すること。</p>	<p>希望郷いわて国体・希望郷いわて大会では、開会式等での子どもたちによる郷土芸能等の披露や、都道府県応援団・復興支援感謝団の実施を通じて、復興に向けて前進する姿や、全国から頂いた支援に対する感謝を伝えました。ラグビーワールドカップ2019™岩手・釜石開催では、地元小中学生による復興支援に対する感謝のパフォーマンスや、世界最高水準の試合観戦、公認キャンプ地での小中学生のラグビー交流を通じて、岩手の子どもたちが貴重な経験をしたところです。 「復興五輪」を理念に掲げる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、国内外からの支援に対する感謝や、復興の姿を発信する絶好の機会であることから、国、組織委員会、東京都、県内各市町村、経済団体等と連携し、聖火イベントやホストタウン交流事業等の中で、オリンピックとふれあうスポーツイベントの開催やエスコートキッズ、子どもの観戦招待などに取り組み、次世代を担う子供たちの参画を推進していきます。</p>	文化スポーツ部	オリンピック・パラリンピック推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 7 不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 1、大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。 1) 岩手医大に続く国道46号「盛岡西バイパス」から矢巾町の岩手医大に続く国道4号盛岡南道路の整備を推進すること。</p>	<p>一般国道4号の盛岡南IC入口交差点以南については、慢性的に混雑しているとともに、令和元年9月には三次救急医療も担う岩手医科大学附属病院が移転し、更に交通量の増加が見込まれ、渋滞の発生が懸念されています。一般国道4号の混雑緩和と県内地域医療の中核を担う医療機関へのアクセス確保を図るため、引き続き一般国道4号「盛岡南道路」の事業化に向けた調査促進について国に対し要望していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 7 不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 1、大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。 2) 国道343号新笹野田トンネルの早期事業化を図ること。</p>	<p>一般国道343号は、内陸部と気仙地区を結び、沿岸地域の早期復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。 新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えております。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 7 不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 1、大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。 3) 国道340号押角トンネルの前後の道路整備を進めること。</p>	<p>国道340号「宮古～岩泉間」の未整備区間については、幅員が狭く、急カーブが連続していることから、整備が必要な区間と認識しており、まずは早期の事業効果が見込まれる押角峠工区から接続する宮古側約2kmの区間について、令和2年度は現地測量・設計に着手予定です。(A) また、峠部以外の未改良区間については、事業化を見据えながら、必要な調査を進めていきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 7 不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 2、若者定住住宅の整備を進めること。空き家バンク・空き家リフォームの取組を進めること 1) 若者定住住宅・子育て支援住宅の整備を促進すること。</p>	<p>県では、民間賃貸等の空き室に、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に円滑に入居いただくための住宅の登録制度を活用し、その周知に努めているところです。 また、市町村が実施する若者定住や子育て支援のための住宅整備に対し、指導・助言等を行っています。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 7 不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 2、若者定住住宅の整備を進めること。空き家バンク・空き家リフォームの取組を進めること 2) 空き家バンクの取組とともに、空き家リフォーム助成を実現し積極的な活用を図ること。</p>	<p>若者定住住宅の整備については、県内の市町村で雇用促進住宅を買い取り、若者定住住宅として活用している事例があり、家賃補助についても若者向けの補助事業を行っている事例があることから、県として、各市町村に対し住宅施策を含めた県内外の移住施策の情報を提供し、市町村の取組を支援します。 また、県では移住者の受入環境整備を図るために、平成29年度から市町村による空き家バンクを活用した移住促進事業に対する補助を実施しているところであり、令和2年度においても継続して実施することとしています。 さらに、県の移住ポータルサイトにおいて、各市町村の空き家バンクの情報を集約するなどして、住まいの情報発信を行うなど、市町村との連携を強化し、若者の定住に向けて取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 7 不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 2、若者定住住宅の整備を進めること。空き家バンク・空き家リフォームの取組を進めること 3) 雇用促進住宅は民間事業者売却されましたが、若者定住住宅などに活用できるよう検討すること。</p>	<p>雇用促進住宅は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から、民間企業に有償譲渡され、現在は一般の賃貸住宅と同様に民間が管理する住宅となっております。 旧雇用促進住宅については、同機構から譲渡を受けた一部の市町村において、若者の定住を目的とした定住促進住宅として活用されている事例もあると承知しております。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 7 不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 3、県民の要望が強い県営住宅の新増設を進めること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること。駐車場のあり方(1世帯1台)を見直し整備すること。</p>	<p>県では現在、震災に係る災害公営住宅として新たに1,760戸(内陸部含む県の管理戸数、令和元年12月末現在)の整備を進めています。新たな県営住宅の整備については、災害公営住宅の整備が完了した後の既存ストックの状況、県民人口、収入等の社会情勢及び入居ニーズを踏まえ、今後改訂を予定している岩手県住宅マスタープラン及び岩手県公営住宅等長寿命化計画において整備方針を検討します。 県産木材を活用した県営住宅の整備に当たっては、従来から内装材等への県産木材の利用に努めてきたところであり、内陸災害公営住宅では一部の団地で構造材に県産木材を利用し、木造住宅として整備を実施しています。 県営住宅への浴槽等の設置については、建替えや改修に合わせて順次進めているところであり、平成30年度からは設置ペースを速めるため浴室給湯改善工事を実施しているほか、既存の県営住宅の風呂釜については、新規入居者の負担軽減を図るため再利用を可能とする運用を実施しています。 県営住宅の駐車場については、一部団地において空き状況を考慮しながら2台目駐車場の許可を実施しているほか、災害公営住宅の一部団地においては1戸1台以上の駐車区画を整備しています。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 7 不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 4、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。 1) 復興事業関連で大幅な変更請負契約が繰り返されています。詳細設計を踏まえた入札とするよう改善を図ること。</p>	<p>震災関連業務の発注に当たっては、かつてない規模の工事管理や技術判断に対応して、最大限合理的な復旧工事の遂行に取り組んでいるところで す。 早期の工事着手のため、詳細設計を行う前の段階で発注した上で、準備が整ったものから段階的に地質調査・詳細設計を行っているところであり、当初想定していなかった事態への対応のため工法の変更が必要となる場合もあることから、変更請負契約を行っているものです。 今後も、設計の精査に努めるとともに、変更が生じる際にはその説明に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>県土整備企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 7 不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 4、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。 2) 公共事業の発注と入札にあたっては、福島県の取組を参考に、地元業者への発注比率を高めるように改善を図ること。下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、最低制限価格を導入し引き上げること。</p>	<p>県営建設工事の発注に当たっては、県内企業で施工可能と認められる工事は県内企業への発注を基本としています。復旧・復興工事の円滑な施工の推進のため入札参加資格要件の緩和措置を講じたことにより、県外企業の受注割合が高くなった時期もありましたが、平成29年度以降、県内企業の受注は、件数、金額ともに震災前の割合に戻っています。引き続き、他県の制度も参考にしながら県内業者への優先発注に努めていきます。(B) また、地元企業の入札参加に配慮した地域要件等を設定して条件付一般競争入札を実施するとともに、地域貢献度を評価する総合評価落札方式を導入しています。(A) 併せて、平成19年7月以降、特に低い価格での入札を排除しつつ、より低廉で良質な調達が可能となる低入札価格調査制度を導入しています。(A)</p>	<p>出納局</p>	<p>総務課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>
	<p>県では、工事受注者が下請契約を締結した場合、下請調書や施工体制台帳及び施工体系図の提出を義務付けており、これらの提出を受け、適正な下請契約であることを監督職員が確認しています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>建設技術振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 7 不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 4、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。 3) 制定された「県が締結する契約に関する条例」に基づき、公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を優先すること。条例に「賃金条項」を盛り込み公共工事設計労務単価の8～9割の賃金確保を目指すこと。</p>	<p>地元企業への発注については、県内企業の育成、地域経済の活性化、雇用確保の観点から、県内企業で施工可能と認められる工事は、県内優先発注を原則としており、引き続き、県内企業の受注機会の確保に努めていきます。</p>	出納局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県の公共工事設計労務単価については、国と合同で毎年実施している公共工事労務費調査の結果を基に設定された最新の単価を採用するほか、間接工事費に復興係数を乗じるなど、実勢に即した適正な積算となるよう対策を講じています。 また、工事の実施に当たっては、建設業法等関係法令の順守や保険加入について、共通仕様書に明記して受注者に義務付けるとともに、工事着手前には受注者から施工計画書の提出を受け、適正な施工計画であることを監督職員が確認しています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>県が締結する契約に関する条例の立案に当たり、広く関係団体から御意見を伺いましたが、県が契約の相手方に最低賃金を上回る賃金の支払いを義務付けるいわゆる「賃金条項」については、様々な御意見があることを把握・承知したところであり、このことを踏まえ、平成27年3月制定の条例においては、賃金条項が盛り込まれなかったものです。 平成30年度からは、条例附則の規定に基づき、条例の進捗状況の検討を進めたところであり、他の都道府県の状況や労働組合など関係団体からの意見を踏まえながら、岩手県契約審議会において議論を深めていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 7 不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 4、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。 4) 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。</p>	<p>談合情報があった場合は、入札参加者から事情聴取等を行い、談合の事実があったと認められるときや談合等不正行為の疑いが高い場合には、入札を無効とするほか、必要に応じて公正取引委員会や警察に通報することとしています。</p>	出納局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>公共工事の発注にあたって、専門工事の分離発注が可能な場合は、原則として分離発注を行うこととしており、各専門工事業者の受注機会の確保に努めています。 下請契約書(調書)の公表については、県の情報公開条例に則って取り扱っています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 7 不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 5、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消の対策を講じること。テレビ共同受信施設の維持管理、老朽化に伴う施設改修費に対する支援を行うこと。</p>	<p>地上デジタル放送移行に伴う難視聴対策については、国において放送事業者等と連携して実施し、県内の対象世帯は平成27年3月までにその対策を完了しています。 なお、東日本大震災津波による、高台移転に伴う地デジ難視聴対策については、国の被災地域情報化推進事業を活用した対策が講じられています。 共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、県では、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。 また、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について繰り返し要望しています。 今後も、市町村と連携し、県内の共聴施設の実情把握に努めるとともに、引き続き国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	政策地域部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 7 不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること 6、ILC(国際リニアコライダー)誘致の取組は、学術会議の提言を踏まえ、国民・県民の合意を前提に進めること。国の財政状況、学術会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて進めること。地元自治体負担が大きくなるよう対策を求めると。</p>	<p>県では、ILC解説セミナーの開催などにより、地域住民の理解増進に取り組んでいるほか、ILC100人委員会の活動支援や県内外のイベントでILCのPRをするなど、関係団体と連携して、国民的な理解増進・普及啓発を行っています。 また、文部科学省が設置した有識者会議が平成30年7月に取りまとめた報告書においては、住宅、教育等の生活環境要件や交通、情報等の社会基盤要件のうち公共施設や公共サービスに関わるものについては、ILCの立地自治体、周辺自治体による支援が不可欠であるとされていることから、県としては、既存インフラや地域資源の活用なども検討しながら、引き続き、国等の動向を注視し、ILCの実現に向けて必要な取組を行っています。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 1、「即時原発ゼロ」の方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。</p>	<p>六ヶ所村の使用済み核燃料再処理施設については、国が安全性を審査し、設計認可等するとともに、現在、新規規制基準に基づく安全審査を行っており、その安全性については、国及び事業者の責任において確保されるべきものと考えています。</p>	環境生活部	環境保全課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 2、原発の再稼働、輸出の中止を求めること。</p>	<p>原発事故以降、国民の間で原子力の安全性に対する信頼が大きく揺らぎ、エネルギーに対する問題意識や、再生可能エネルギー導入への意欲が高まっており、こうした意識の変化を踏まえた政策が求められていると考えます。 県としては、再生可能エネルギーの導入は、地産地消のエネルギー自給率の向上はもとより、地球温暖化防止や防災のまちづくり、地域振興など多面的な効果をもたらすものであることから、再生可能エネルギーによる電力自給率を倍増する目標の達成に向けた取組を進めているところです。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 3、地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ目指し、次期環境基本計画と地球温暖化防止対策実行計画を策定すること。当面、2020年までに30%削減目指すこと。再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。 1) 地球温暖化防止に真剣に取り組むこと。県が独自に決定した25%削減目標の達成目指しあらゆる対策を講じること。2020年目指す30%削減目標を達成するために全力を挙げること。</p>	<p>県では、岩手県地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けた施策として、温室効果ガス排出抑制等の対策、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の3本の柱を掲げ、柱ごとの施策の推進方向に基づき、取組を進めています。このうち、温室効果ガス排出抑制等の対策については、家庭部門における省エネ取組の推進や、産業部門における環境経営等の促進、運輸部門における次世代自動車の普及などに取り組んでいます。 また、再生可能エネルギーの導入促進については、防災拠点施設への再生可能エネルギーの導入や、被災家屋等への太陽光発電の導入支援、水素の利活用や自立・分散型エネルギー供給体制の構築支援などに取り組んでいます。 さらに、森林吸収源対策については、造林や間伐などの森林整備や、木質バイオマスの利用拡大などを推進しています。 今後も、県内の産業、運輸、地域活動団体、行政等の全県的な団体で構成する「温暖化防止いわて県民会議」を中心に、県民、事業者、行政が一体となった県民運動を展開し、各種対策を実施していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 3、地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ目指し、次期環境基本計画と地球温暖化防止対策実行計画を策定すること。当面、2020年までに30%削減目指すこと。再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。 2) 2050年までに温室効果ガス排出量をゼロにする取組を県民総参加の運動として進めること。 地球温暖化防止についての啓発・学習の取組を学校、地域、職場などあらゆるところで、草の根から取り組むこと。</p>	<p>地球温暖化対策を推進するためには、県民、事業者、行政が一体となった取組が重要であることから、温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを見据え、全県的な団体・機関で構成する「温暖化防止いわて県民会議」を中心に、具体的な行動に取り組む県民運動を展開していきます。 また、県では、地球温暖化防止活動推進センターを拠点に、温暖化対策に係る情報発信や普及啓発などの取組を進めています。具体的には、県民の省エネ行動の成果をホームページ上で分かりやすく表示する「いわてわんこ節電所」の運営や、小学生とその家庭での省エネ取組を促す「地球温暖化を防ごう隊」事業の実施、各地域で開催される研修会等への地球温暖化防止活動推進員の派遣などを行っています。 今後も、こうした取組を継続して実施し、家庭や職場、地域における地球温暖化防止の取組を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>3、地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ目指し、次期環境基本計画と地球温暖化防止対策実行計画を策定すること。当面、2020年までに30%削減目指すこと。再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。</p> <p>3) 自然エネルギーの活用を大幅に拡大すること。太陽光発電や風力、小水力、木質バイオマスなどそれぞれの具体的な目標と計画を立て強気に推進すること。森林の大規模な伐採による太陽光発電など、新たな環境破壊の危険性のある開発は環境アセスを義務付けるなど厳しく規制し、地域住民の合意を前提に進めること。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入促進については、太陽光などを中心に導入が進み、再生可能エネルギーによる電力自給率が高まっているものの、送配電網への接続に制約が生じている状況となっています。そのため、いわて県民計画(2019～2028)では、政策項目として、地球温暖化防止に向けた低炭素社会の形成を掲げ、風力、地熱、バイオマス等の利用を促進するとともに、災害時にも対応できる自立・分散型エネルギー供給体制の構築や、水素の利活用、送配電網の強化等について国に働きかけるなどの取組を推進します。今後においても、これらの計画に基づき、市町村や各団体との連携・協働の下、全県的に取組を進めていきます。</p> <p>環境アセスについては、太陽光発電事業のうち一定規模以上の施設を環境影響評価法に基づくアセスメントの対象とするため、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令が令和元年7月5日に公布され、令和2年4月1日に施行されることとなったことから、県においても、岩手県環境影響評価条例施行規則の一部改正を行い、太陽光発電事業を岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象とすることとしました。(令和元年12月27日公布、令和2年4月1日施行)</p>	環境生活部	環境生活企画室 環境保全課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、いわて県民計画に基づき、小水力発電の整備を計画的に推進しており、県内8箇所が発電施設が稼働しています。</p> <p>今後も、県と市町村で構成する小水力発電推進協議会を通じた普及・啓発等の取組を推進しながら、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を進めていきます。</p>	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの
	<p>木質バイオマスエネルギーの利用拡大を図るには、公共施設や産業分野等での利用を促進するとともに、木質バイオマス発電施設等の需要者に対し、燃料となる地域の未利用材等を安定的に供給できる体制を整備していく必要があります。</p> <p>このため、県では、木質バイオマスボイラー等の導入促進や、木質バイオマスエネルギーを活用した地域熱供給の導入に向けた市町村等への働きかけを行うとともに、林地残材等の有効活用など未利用材の安定供給に向けた取組を進めています。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。 ① 盛岡広域3市5町のごみを盛岡市1か所に集中させる「ごみ広域化計画」は、ごみの減量・リサイクルに逆行するとともに、何よりも焼却施設周辺の住民に大きな影響を与えるものです。地域住民との「覚書」を守り、分散型に見直すこと。住民の合意を大前提に、地域住民が反対する計画は撤回すること。焼却施設周辺の小学校における喘息罹患率が高い実態と原因について調査すること。</p>	<p>焼却施設の設置場所は、一般廃棄物の事業主体である市町村が住民と話し合いの下に決定されるものです。 なお、市町村はごみ処理広域化に加えて、ごみの減量化、リサイクルに係る先進的な取組を行うことにより、その成果が地域内に拡大されていくものと考えています。 また、焼却施設の稼働と喘息罹患率の関係については、調査の実施を含め、施設設置者が対応していくものと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。 ② 大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となり、ゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しを図るとともに市町村に押しつけないこと。</p>	<p>人口減少などの社会情勢や地域の実情を踏まえ、市町村における持続可能なごみ処理体制の維持・構築を図るため、県としては、今後ともごみ焼却施設の計画的な維持管理・改修や集約化について市町村に対し技術的助言をしていきたいと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。 ③ 小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。</p>	<p>廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を徹底するため、国の循環型社会形成推進交付金の交付対象は、エネルギー回収型等の廃棄物処理施設とされ、小型焼却炉に多い単純焼却施設は交付対象外とされています。 県としても、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効に活用できる施設が望ましいと考えます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。 ④ 新たな焼却施設の整備にあつては、地域住民との覚書等を守り、住民合意を大前提にして進めること。一関市の場合もこの立場を堅持して進めること。</p>	<p>県央ブロック、県南ブロックにおける新たな焼却施設の整備について、県としては、事業主体である市町村に対し、必要に応じて技術的助言を行っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 5、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。 1) ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取組を強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>「岩手県循環型社会形成推進計画」において、ごみの排出量等について目標値を定めており、ごみの発生抑制を第一とする3Rの取組を一層推進するために、県民運動として「いわて三ツ星ecoマナーアクション」を展開しているほか、市町村等が進めるごみ減量化への助言等を行っています。 また、廃棄物の資源化等については「産業・地域ゼロエミッション推進事業」等により、取組を進める企業等を支援しており、今後も当該事業を継続していきます。</p> <p>県では、岩手県家畜排せつ物利用促進計画に基づき、家畜排せつ物の適正な管理と利用を促進しており、引き続き、自給飼料生産における堆肥利用、広域的な堆肥流通に向けた情報の整理等、家畜排せつ物の堆肥化・資源化の取組を進めていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
		農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 5、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。 2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。</p>	<p>「拡大生産者責任」については、循環型社会形成推進基本法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等のほか、各種リサイクル法に基づき取組が進められているものと認識していますが、県としても、関係法令の運用状況等を踏まえて、必要に応じ国に対する要望や周知に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 6、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。 1) 有害廃棄物の早期撤去、廃棄物の全量撤去に取り組むこと。</p>	<p>廃棄物の全量撤去は平成25年度に完了しています。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 6、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。 2) 専門家の協力と地域住民の参加で解決に取り組むこと。そのために、定期的な現地説明会を開催するなど地域住民に対する説明責任を果たすこと。</p>	<p>専門家の協力と地域住民の参加と理解の下で事案の解決に取り組むため、公開の場で定期的に「青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会」を開催しています。</p>	環境生活部	廃棄物特別対策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 6、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。 3) 産業廃棄物の不法投棄の根絶を目指し、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。</p>	<p>産業廃棄物の不法投棄等不適正処理に対する監視指導については、広域振興局等に産廃Gメンを配置し、地域に密着した監視指導を効率的に実施するとともに、隣県や市町村等と連携し、合同パトロールを行うなど、不法投棄の未然防止や早期発見に向け引き続き努力しています。また、不法投棄行為者等に対して原状回復など改善を求め、早期解決を図っていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 7、PM2.5の観測体制を抜本的に強化すること。焼却場周辺の観測も行うこと。盛岡市内で喘息罹患率が高い小学校の地域のPM2.5の調査・観測を実施すること。</p>	<p>県では、環境省が策定した事務処理基準に基づきPM2.5測定器を配置し、測定を行っています。今後も常時監視体制を維持し、測定を実施していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 1) 健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実を図ること。</p>	<p>健康被害者の早期発見のための検診制度の確立等について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p> <p>石綿に係る検査に対応可能な県立病院は7か所ありますが、その中で対応が困難な場合等には、他の病院との連携などにより対応することとしています。</p> <p>なお、アスベスト関連疾患の診断に関しては、エックス線写真の読影など、その判断には困難な事例が多く、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についての知識も必要となるものであり、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する岩手産業保健総合支援センターにおいて、県医師会と協力のうえ、産業医を対象とした石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知のための専門的・実践的研修(石綿関連疾患診断技術研修)が行われており、アスベスト関連疾患に対応できる人材の育成を図っています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
		保健福祉部	医療政策室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 2) 中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚などの被害実態調査も行うこと。</p>	<p>「アスベスト問題に係る総合対策(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)」の計画的な推進による実態調査の実施について、全国知事会を通じて国に要望しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 3) アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うに当たっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。</p>	<p>建築物のアスベスト使用実態調査については、公共施設・民間施設それぞれにおいて実施しており、公共施設についてはその結果を公表しているところ。解体工事等のアスベスト飛散防止対策については、大気汚染防止法に基づき、原則として立入検査の上、必要な指導を行っていきます。また、作業に当たってはその内容を表示して、周辺住民に周知することとなっています。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 4) 中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。</p>	<p>融資制度については、県の商工観光振興資金の低利子融資が利用可能であり、アスベストの除去・改修については1億円まで融資が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。 5) 県としてアスベスト検査体制を確立すること。</p>	<p>建築材のアスベストの含有検査については、県内の民間検査機関において対応が可能であることを確認しています。また、大気中の濃度測定については、県環境保健研究センターなどで対応が可能です。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。 1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。</p>	<p>県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境、廃棄物焼却施設などの発生源周辺のモニタリングを実施し公表しています。 なお、同法による廃棄物焼却施設等規制対象施設には、排ガス等の自主測定と知事への報告が義務付けられており、これについても取りまとめの上、公表しています。ダイオキシン類の人体への取り込み、蓄積状況については、国(厚生労働省、環境省等)により、専門的・継続的調査が実施されているものと承知しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。 2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。</p>	<p>県では、平成10年度から平成19年度までの10年間、県内の主な河川、海域について内分泌かく乱物質、いわゆる環境ホルモンの実態調査を実施し、全国に比べ検出頻度、濃度範囲ともに低いこと、魚類に対し内分泌かく乱作用が疑われる物質について無影響濃度を下回っていることを確認するとともに、調査結果についてはインターネット等を通じて公表してきたところです。 食品用の器具又は容器包装については、公衆衛生の見地から、国が食品衛生法に基づき必要な規格基準を定めており、ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装についても、材質試験及び溶出試験の基準に合わないものは、販売や営業上の使用等が禁止されており、県では、規格基準に適合しない食器が流通しないよう監視指導しています。 なお、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、これにより食品用の器具又は容器包装の安全性や規制の国際整合性を確保するため、規格が定まっていない原材料を使用した器具又は容器包装の販売等の禁止等を行う、いわゆるポジティブリスト制度が導入されることとなり、令和2年6月1日から施行されることとなっています。</p>	環境生活部	環境保全課 県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 10、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。</p>	<p>本県の希少な野生動植物の保護対策を推進するため、県では、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき指定した希少野生動植物の流通監視活動や環境整備などの保護対策に取り組んでいます。 また、平成25年度にいわてレッドデータブックの改訂を行い、平成26年度からレッドデータブック掲載種の追跡調査を行うなど生息状況の把握に努めてきたところですが、一定の年数が経過したことを踏まえ、令和元年度からいわてレッドデータブックの改訂に取り組んでいます。 なお、本県の優れた自然環境を適切に把握し保全していくため、平成10年度に策定した岩手県自然環境保全指針の改定を行っています。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 11、大型開発・公共事業の乱開発、風力発電や太陽光発電等を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。</p>	<p>規模が大きく、環境に著しい影響を与える事業については、環境影響評価法及び岩手県環境影響評価条例による環境アセスメント制度の対象になります。 同制度において、県は関係市町村の意見及び各分野の有識者で構成される岩手県環境影響評価技術審査会の意見等を踏まえて、事業者に対し県としての意見を述べているところであり、今後も県民、事業者及び行政が相互に有益な意見を出し合いながら、猛禽類を含めて的確な調査、予測及び評価が行われるよう、同制度の適切な運用に努めていきます。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>8 地球温暖化防止対策に全力を上げ、再生可能エネルギー先進県を目指す。原子力発電からの撤退、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>12、「たばこのない五輪・パラリンピック」を目指し、県庁舎は議会棟を含め敷地内全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底目指し、受動喫煙防止条例の制定を目指すこと。</p>	<p>県庁舎は敷地内禁煙としています。</p>	<p>総務部</p>	<p>管財課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>当部で所管している全ての県営スポーツ施設、文化施設においては、法律の規定に基づき、敷地内全面禁煙等の受動喫煙対策を講じています。</p>	<p>文化スポーツ部</p>	<p>文化スポーツ企画室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>「健康いわて21プラン(第2次)」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。</p> <p>受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねたうえで、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進める必要があると考えています。</p> <p>このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や受動喫煙防止対策に取り組んでいるところです。</p> <p>また、平成30年に望まない受動喫煙の防止を図るための改正健康増進法が公布され、令和元年7月に、行政機関等は原則敷地内禁煙とすることとされたことから、「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」を全面的に見直し、原則県立施設の敷地内は完全禁煙としたところです。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>県立病院施設については、敷地内全面禁煙となっています。</p>	<p>医療局</p>	<p>経営管理課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>議会棟においては、平成26年11月に喫煙室を設置し、喫煙室以外は全面禁煙としたところです。</p> <p>なお、総務部管財課では、受動喫煙防止対策の効果を検証するため、当該喫煙室内及び周辺について、年3回、定期的に測定を実施しており、分煙のための必要な措置が適切に講じられているものと理解しています。</p>	<p>議会事務局</p>	<p>総務課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
	<p>県立学校においては、平成19年10月1日から敷地内全面禁煙としています。また、宿泊施設を有する施設(特定屋外喫煙場所を設置し、利用者は宿泊者に限る)の一部を除く県立施設においては、令和元年7月1日から敷地内全面禁煙としています。</p> <p>受動喫煙の防止を求める健康増進法の趣旨と児童生徒の健康及び喫煙防止教育の一層の推進を図るため、全ての教職員に受動喫煙防止対策を徹底していきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 9 禁止薬物検出問題の徹底的調査を行い、その結果を踏まえ競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること 1、2019年も競走馬から禁止薬物が検出される異常な事態となっています。警察による捜査と合わせて、徹底した原因究明を行うこと。万全の監視・管理体制を構築すること。</p>	<p>相次いで禁止薬物陽性馬が発生したことに関し、岩手県競馬組合では、平成30年度岩手県警察本部に刑事告発を行ったところであり、警察の捜査に全面的に協力をしながら、継続して原因の究明に努めています。 また、水沢競馬場、盛岡競馬場双方において監視・管理体制を強化しており、その取組と実効を点検しながら、より万全な再発防止策を講じていきます。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 9 禁止薬物検出問題の徹底的調査を行い、その結果を踏まえ競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること 2、競馬事業の継続に当たっては、禁止薬物問題の原因究明を踏まえて、2019年度の事業実績を評価し、2020年度事業計画の妥当性・実効性を関係者はもとより、県、盛岡市、奥州市の議会で検討すること。</p>	<p>岩手県競馬組合の令和2年度事業計画は、禁止薬物陽性馬の発生に係る対応や令和元年度の実施状況を踏まえながら、競馬組合運営協議会などにおいて競馬関係者や構成団体と十分な協議を行うとともに、構成団体議会から選出された議員で構成する競馬組合議会に対し、その基本的な考え方を説明して御意見を伺いながら検討を進め、策定しています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】 9 禁止薬物検出問題の徹底的調査を行い、その結果を踏まえ競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること 3、地方財政に寄与するという存在意義を失っている県競馬組合は、330億円融資の元金返済の見通しもなく、コスト削減も限界にきており、将来の存続の見通しを検討し、廃止を含めて今後のあり方を検討すること。</p>	<p>競馬事業を廃止した場合、構成団体が融資した330億円が返済されなくなることに加えて、施設の解体費用等の、廃止に伴う費用が発生すると見込まれるほか、地域の雇用や地域経済への直接・間接の影響が懸念されます。 このため、「新しい岩手県競馬組合改革計画」のルールに沿って、新たな赤字を発生させない仕組みの下、競馬事業を継続していくことが、構成団体、ひいては県民・市民の負担を最小限とすることにつながるものと考えています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】 9 禁止薬物検出問題の徹底的調査を行い、その結果を踏まえ競馬組合は廃止を含め見直しを検討すること 4、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬管理者であった前知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。</p>	<p>岩手県競馬組合の経営悪化の原因と管理者の責任については、構成団体が共同で設置した岩手県競馬組合事業運営監視委員会が、過去の事業運営の検証を行い、平成19年8月に報告書を取りまとめました。 その報告書では、経営悪化の原因について、競馬組合の経営がその時々々の情勢の変化に適切に対応できなかったものとの指摘がありましたが、事業運営の手続きや内容に明らかに法令に違反するものや著しく合理性を欠くものは認められなかったとされており、当時の関係者の個人的な法的責任を問うまでに至らないものと認識しています。 また、金融機関は競馬組合の要請に応じて融資を実行したものであり、金融機関の貸し手責任は問えないものと認識しています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 1、行政サービスの後退をまねく「集約化」と「行革」に反対し、地方自治体が「住民福祉の機関」として福祉とくらしを守る行政サービスの拡充を図ること。</p>	<p>人口減少・少子高齢化の進行やグローバル化の進展、情報通信技術の飛躍的な進歩など、本県を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、県民ニーズが多様化していることも踏まえ、効果的かつ持続的に県民サービスを提供していくことが重要と認識しています。 こうした考えの下、「いわて県民計画(2019～2028)」に基づき、基礎自治体である市町村や関係団体など、多様な主体との連携・協働の一層の推進を図りながら、より人々の暮らしや仕事を起点とする政策を展開し、県民の幸福を守り育てていきたいと考えています。</p>	政策地域部	政策推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化を目指すこと。 1)「平成の大合併」の検証を行い、住民の声が届く住民自治が貫ける市町村の在り方を目指すこと。</p>	<p>本県では平成の合併などにより、現在33市町村となりましたが、合併を契機として行財政基盤の強化が図られ、生活に必要な施設整備等が推進されたほか、住民同士の新たな連携や地域資源の活用などの効果が現れていると考えています。 県としては、それぞれの市町村に最も相応しい姿は、住民の意向を踏まえて、それぞれの地域が決めるべきものと考えており、住民自治について、これまでどおり、地域の自主的な取組を支援することを基本とし、行財政運営についての助言や情報提供を行うなど、必要な支援を行っていきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化を目指すこと。 2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取組を進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。</p>	<p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、分権一括法に基づく事務移譲のほか、県条例に基づく独自の事務移譲を行っており、今後も、市町村と十分に合意形成を図りながら、事務移譲を行っていきます。 地方公共団体が、安定的な財政運営を行っていくためには、地方税・地方交付税を含めた一般財源の確保が何よりも重要であり、県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保を国に要望してきたところです。 今後も、地方団体固有の財源として地方交付税の所要額の確保に加え、その機能の維持について国に対して強く要望していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化を目指すこと。 3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。</p>	<p>地方分権改革の進展に伴い、基礎自治体の役割が今後ますます重視されることから、県としては、市町村への権限移譲や自主的な広域連携の取組に対する支援を行うとともに、市町村行財政コンサルティング等を通じて、行財政運営への適切な助言を行い、市町村の更なる行財政基盤の強化を支援していきます。</p>	政策地域部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 3、「広域連携」「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。 1) 地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。</p>	<p>地方公共団体が安定的な財政運営を行っていくためには、地方交付税をはじめとする一般財源の確保が何よりも重要です。県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保を国に要望してきたところであり、今後も強く要望していきます。</p>	総務部	財政課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 3、「広域連携」「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。 2) 行政サービスの縮小を目指す「広域連携」「集約化」に反対し、地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。</p>	<p>道州制については、国と地方の役割分担を再構築することにより、地方分権型の地方自治への転換や広域的課題を解決するための視点から議論されることには意義がありますが、住民自治や道州のガバナンスなどの観点から検討されるべき課題も多く、今後広く議論していくことが必要と考えています。 本県においては、今般の東日本大震災津波への対応の中で、これまでにない主体的かつ大規模な県内外の自治体との連携や、行政・民間等の枠を超えた連携・協働の取組の進展が見られるなど、地域の底力が発揮され、今、岩手の自治力が高まりを見せているところです。 東日本大震災津波からの復興に最優先で取り組む本県としては、現段階では引き続き、住民自治や地方分権を進める中で、地域の主体性を発揮した復興の取組を着実に積み重ねていくことが重要であると考えています。</p>	政策地域部	政策推進室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 4、マイナンバー制度は、個人情報の漏洩、セキュリティ対策の負担増など、国民にとって百害あって一利なしの制度です。マイナンバー制度の中止を求めること。</p>	<p>マイナンバー制度は、番号利用法に基づき、平成28年1月1日から法に規定された事務においてマイナンバーの利用、平成29年11月から情報連携の本格運用がそれぞれ開始され、福祉関係等の事務手続において添付書類が省略されています。 本制度は、税・社会保障制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い、より公平・公正な社会の実現を図るためのインフラとして国が制度化を推進したものであり、行政手続での所得証明書等の添付書類の省略など、住民の利便性向上に資するものであることから、県としても個人情報の保護やシステムのセキュリティ強化に取り組みながら、適切に制度の運用を行っていきます。</p>	政策地域部	科学・情報政策室	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 1) 犯罪の防止・摘発、オレオレ詐欺、交通事故等県民の安全を守る警察の取組を強化すること。要望の強い交通安全施設の整備を強化すること。</p>	<p>犯罪の防止・摘発については、登下校時の子どもの安全を確保するための活動を始め、県内の犯罪情勢に即した広報啓発などの被害防止活動、発生した場合の早期検挙活動等の犯罪抑止対策を強化しています。 オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺については、警察本部内に「特殊詐欺対策本部」を設置し、被害防止対策と検挙活動を推進しています。被害防止対策として、具体的には、「岩手県警察特殊詐欺被害防止広報センター」からの注意喚起、県担当部局等との連携によるケアマネージャー等の活動を通じたチラシ配布による啓発活動のほか、ぴかぽメール等を活用したタイムリーな情報発信や、巡回連絡を通じた個別面談による被害防止啓発など、各種広報啓発活動を推進しています。 交通事故防止対策については、令和元年に引き続き「令和2年岩手県警察運営重点」の中に、「運転者の安全意識を高める目立つ街頭活動及び交通指導取締りの推進」を掲げ、夕暮れ時を中心としたコンビニエンスストア駐車場等における顕示的活動、安全モデル横断歩道を指定しての集中的な指導取締りや警戒活動、警察署ごとの事故実態に応じた先行的な季節対策のほか、本年新たに、毎週水曜日を「シグナル・ストップ広報(SS広報)の日」に設定し、信号待ち停止中の運転者に安全指導を行うなど各種対策を強力に推進します。 交通安全施設の整備については、県民の関心も高く、地域住民等から多くの意見・要望が寄せられており、整備に当たっては、道路環境や交通量のほか、交通事故の発生等を勘案し、設置の効果や代替施設の設置等を総合的に検討しています。 今後、新設のほかにも老朽化の進む既存施設の更新整備等による安全確保も必要不可欠であり、県民の命を守るという視点から、真に効果的な事業を推進し、交通の安全と円滑の確保を図っていきます。</p>	警察本部	生活安全企画課 交通企画課 交通規制課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 2) 東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動を引き続き強化すること。遺族等の要望を踏まえた湾内での捜索活動等を重視すること。</p>	<p>捜索活動については、現在も月命日を中心として実施しており、令和元年は延べ33回、455人で行っています。令和2年は1月末現在で延べ1回、4人で実施しています。 今後も御家族の御要望、復興工事の進捗等を踏まえて、随時、沿岸警察署単位の捜索を実施していく方針です。 湾内での捜索について令和元年中は、9月11日に釜石市大槌湾を警察・消防・海保の3機関及びボランティアにより捜索したほか、宮古市宮古湾で警察・海保の2機関及びボランティアによる海中捜索を実施しています。 いずれの捜索場所も、地元の方々の要望や情報提供に基づき捜索場所を選定したものであり、引き続き、御遺族等の要望を踏まえつつ、自治体、管理者、海上保安庁等の関係機関と協議・連携した上で実施していきたいと考えています。</p>	警察本部	警備課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 3) 捜査報酬費の検証を行い、実績に合わせて削減すること。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。</p>	<p>捜査用報酬費については、これまでも適正に執行されていますことから、あらためて検証を行うことは考えていません。 不適切な事務処理については、平成20年11月からの調査において、約3万4千件の全ての契約内容を突合した上で、その全容を明らかにしたものであることから、改めて調査等を行う必要はないものと考えています。</p>	警察本部	会計課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 4) 警察の不祥事の根絶を目指すこと。岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑の捜査もみ消しと警察幹部の天下りなど関係機関との癒着を正すこと。</p>	<p>警察職員による非違事案の発生は、警察に対する県民の信頼を失墜し、警察活動全般に多大な支障を及ぼすものであり、県警察としては、全職員に職務倫理の徹底を図るなど、非違事案防止に全力を上げて取り組んでいます。 岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑について、捜査をもみ消した事実はありません。(B) 天下りについては定義が明確ではありませんが、退職者の再就職については、民間企業等がどのような人材を必要とし、どのような採用を行うかは、あくまで、当該企業等の独自の裁量と努力によるものであり、再就職は、雇用主と退職職員本人との雇用契約に基づいているものです。(S)</p>	警察本部	監察課 警務課	B 実現に努力しているもの S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 6、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。 1) 指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、制定した「県が締結した契約に関する条例」の立場に立って、適正な労働条件・賃金の確保ができるよう抜本的な見直しを行うこと。労働者の時給は最低1,000円以上とするなど県の事業で非正規労働者の増加やワーキングプアを生まないように具体的な対応を行うこと。</p>	<p>指定管理者制度を導入している公の施設の管理については、定期的に管理運営業務の報告を求めるとともに、必要に応じて実地調査を実施し、雇用・労働条件に適切な配慮がなされるよう、指定管理者に対して指導を行ってきたところです。 今後においても、「県が締結する契約に関する条例」の趣旨を踏まえながら、指定管理者における適切な雇用・労働条件の確保を図るため、引き続き各所管部局に対して、指定管理業務の開始時や実績報告等において適宜確認を行うよう、指導していきます。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 6、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。 2) 指定に当たっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的対策を講じること。指定管理者制度そのもののあり方を根本的に検証し、見直すこと。</p>	<p>指定管理者制度の導入に当たっては、施設毎に施設のあり方について検討し、個別に制度導入の適否を判断し、制度の導入や更新を行ってきたところです。 また、指定管理者の選定に当たっては、選定の透明性、公平性を確保するため、「公の施設に係る指定管理者の導入のガイドライン」に基づき、有識者を交えた選定委員会を設置し、施設の機能、性質、設置目的を踏まえた選定基準を設け、総合的に審査しているところであり、引き続き質の高いサービスの提供や効果的な施設の運営に努めていきます。</p>	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 6、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。 3) 県立図書館については、日本図書館協会が「公立図書館は指定管理にすべきではない」との見解を繰り返し明らかにしており、指定管理の是非を含めて根本的に見直しをすべきです。</p>	<p>令和元年度からサービスの継続性やノウハウの蓄積、指定管理者における職員の安定的雇用などの理由から、指定管理期間を3年間から5年間としています。引き続き、指定管理期間中も適切な雇用・労働条件が確保されるよう必要に応じて指導をしていきます。 また、毎月行っているモニタリングや毎年の管理運営評価等の実施により運営状況を細やかに把握し、今後も県民サービスの向上を図るため指定管理者の効果的な運用を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 7、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。公文書管理条例を制定すること 1) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。</p>	<p>パブリック・コメント制度については、説明会や公聴会の実施等について要綱に規定し、広く県民に計画等の案の周知に努めることとしています。 また、その実施に際しては、多くの意見が寄せられるよう意見募集期間を十分確保するとともに、寄せられた意見について十分に検討を行うこととしており、引き続き、制度の適切な運用を図り、県民の意見の反映に努めていきます。</p>	秘書広報室	広聴広報課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 7、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。公文書管理条例を制定すること 2) 必要な情報を公開し、住民参加を広げるよう積極的に取り組むこと。</p>	<p>情報公開の推進については、県が保有する情報は県民の共有財産であるという認識の下、県政の諸活動の状況を県民に説明するとともに、県民による県政の監視及び参加の充実に資するため、積極的な情報の公開に努めています。 特に、予算執行過程の透明性の確保のため一定額以上の競争入札の随意契約の情報を行政情報(サブ)センター及びホームページで公表するほか、開示請求の多い情報の公表に努めるなど、県民が情報を入手しやすいよう公表内容等の充実に取り組んでいます。 今後とも、県民とともにつくる開かれた県政が推進されるよう、県民の知る権利を尊重し、より一層情報公開の推進を図っていきます。</p>	総務部	総務室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 7、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。公文書管理条例を制定すること 3) 「県の情報は県民の財産」であることを明記した県の公文書管理条例を制定するとともに県公文書館の整備を行うこと。</p>	<p>県の公文書館の整備については、三県総後期実施計画において、新規重点事業として位置付けられたものの、多額の財政負担が見込まれることから凍結された経緯があり、整備計画の凍結の解除には財政状況を踏まえた検討が必要となります。県では、現在、盛岡地区合同庁舎にある文書保存庫において、永年保存文書の公開や、調査研究の用に供するための文書目録の電子化を進めており、一定の公文書館機能を担っています。(C) 公文書は、県民の知る権利に不可欠な県民の財産であること、行政の透明性及び公正性を確保するために適正な管理が行われる必要があります。県では、規則等に基づいて適正に行政文書を管理しているところであり、地方公共団体にその保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を実施するよう努力義務を課している公文書管理法の趣旨に沿った運用を行っています。(A)</p>	総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 7、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。公文書管理条例を制定すること 4) 各種審議会の委員は兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用を図ること。</p>	<p>審議会等への県民の参画をより一層推進するため、「審議会等の設置・運営に関する指針」(平成12年2月策定)を定め、幅広い視点から適任者を登用するよう努めています。 委員の兼任については、法令等による充て職以外は広く適任者を求め、原則として同一部局内において同一人による複数の委員兼任を避けること、また、同一人が委員を兼任できる審議会等の数の上限を、原則として4機関とすることとしています。 また、女性委員や若手委員について目標値を設定し、積極的な登用に努めており、一定の改善が図られているところです。 今後、委員の改選や追加選任の際に女性委員や若手委員の登用を拡大できるよう、引き続き充て職の見直しや公募制導入などの取組を進めるとともに、委員候補となり得る方の情報把握等に努めていきます。</p>	総務部	行政経営推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 8、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにすること。</p>	<p>岩手県労働委員会の委員については、労働組合法に定める任命手続きに即して、労働組合から推薦のあった方の中から、適任と認められる方を総合的に判断し選任、任命しています。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 9、県の広域振興局のあり方については、この間の取組を検証し市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして検討すること。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取組が円滑に進められるようにすること。</p>	<p>広域振興局の在り方については、広域振興局体制整備の考え方や県議会からの附帯意見(平成21年9月)等を踏まえて、効果を検証しながら所要の改善に努めることとしています。 また、市町村との情報共有、意見交換等の場を積極的に設けるなど、連携を強化しており、それぞれの役割を十分に果たしつつ、共に課題解決に取り組むことができるよう努めているほか、広域振興局の職員が、総合力・機動力を発揮し、広域的な取組を進めることができるよう、職員向け研修会の開催や広域振興局独自の事業立案に取り組んでいるところです。 各分野において広域行政の取組が円滑に進められるよう、局長のリーダーシップの下、広域振興局全体で情報共有を図りながら、一体的に取り組んでいきます。</p>	政策地域部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 10 行政サービスの後退を招く「集約化」と「行革」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること 10、県職員の超過勤務の実態を調査し、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握は厚生労働省通知に基づいてタイムカードやパソコン等で客観的に把握すること。正規職員の増員を図ること。県職員の賃金引下げとなる総合的見直し、退職金の削減は行わないこと。 会計年度任用職員制度の導入にあたっては、フルタイムの臨時職員の削減やパートタイムの非常勤職員の時給を削減することがないように改善を図ること。</p>	<p>職員の勤務時間については、知事部局においては平成31年4月から勤務時間管理システムに出退勤時間を記録し、管理職員が各職員の勤務時間を把握するための補助的手段として活用しています。 また、必要に応じて行わせた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正に手当を支給しています。(A) 震災以降、増大する業務に対応するため、新採用職員の採用数を拡大しているほか、任期付職員や再任用職員の採用、応援職員派遣元自治体の訪問や全国知事会等を通じた応援職員の継続的な派遣要請を行っており、引き続き、多様な方策による人員確保に取り組んでいきます。(B) 職員の給与改定については、これまでも県人事委員会の勧告を最大限尊重しつつ、地方公務員法が定める給与決定の諸原則にのっとり決定しているところです。平成27年に県人事委員会から勧告があった給与制度の総合的見直しについては、条例案を平成28年2月議会に提案し、議会の議決を経て、平成28年4月から実施しています。また、退職手当の見直しについては、国や他県の状況等を総合的に勘案し、支給率を国に合わせ改定し引下げています。(D) 会計年度任用職員の職の設定に当たっては、総務省マニュアルに基づき、現に存在する職を漫然と存続するのではなく、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置に努めること、会計年度任用職員のフルタイム・パートタイムの区分については、任用期間中の標準的な業務の量に応じ、フルタイムとすべき量があるかという点で判断することという観点から検討を行ったところであり、改正法の趣旨である臨時、非常勤職員の適正な任用や勤務条件の確保に沿って処遇の確保が図られるよう、制度導入に向けた準備を進めています。(B)</p>	総務部	人事課	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの D 実現が極めて困難なもの</p>
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が生かされる県政を 1、国連女性差別撤廃条約の具体化を図り、普及する取組を強めること。</p>	<p>国連女子差別撤廃条約の内容については、男女共同参画推進センターにおいて情報提供や学習機会の提供を行っています。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が生かされる県政を 2、女子差別撤廃条約選択議定書や、ILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約の具体化・実現を目指すこと。</p>	<p>女子差別撤廃条約選択議定書や、ILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約については、世界の動向や国内諸制度との関係を考慮しつつ、課題整理を行いながら具体的な検討を国において行うこととしていることから、国の動向を注視していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 3、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など、働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。</p>	<p>県では、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用への転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により事業主に対し周知・啓発を図っているほか、岩手労働局と連携して、非正規労働者の正社員転換や待遇改善について関係団体に対し要請を行っているところです。 また、労働問題を抱えた方が労働相談を利用しやすく、円滑に解決につなげることができるよう、県内の相談窓口や無料電話相談先などについて、各種媒体を通じて周知を図るとともに、丁寧な対応に努め、相談しやすい環境づくりにも取り組んでいます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 3、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。</p>	<p>妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益取扱いをすることは、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で禁止されており、県ではホームページ等により事業主へ周知・啓発を行っているほか、岩手労働局雇用環境・均等室の相談窓口についても周知をしているところです。 また、問題を抱えた方が県に対し相談された場合には、速やかに岩手労働局につなぐなど、迅速丁寧な対応に努めているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 3、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 3) 所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。</p>	<p>所得税法の改正等については、国における議論等を注視していきたいと考えています。 本県の農業就業人口に占める女性の割合は約5割となっており、農業経営の重要な役割を担っています。 このため、県では、家族の役割分担を明確化する家族経営協定の締結を促進するとともに、女性がアイデアや能力を発揮できるよう、各種研修会の開催やネットワーク化の支援を行っているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	商工労働観光部	商工企画室	C 当面は実現できないもの
		農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 3、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 4) 子どもの医療費助成の対象を、早急に中学校卒業まで拡充し現物給付化すること。待機児童を解消する認可保育所の増設・整備し、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会を目指すこと。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、助成対象を小学生の入院まで拡大してきたほか、令和2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきており、県が助成対象を中学生まで拡大したとしてもサービス向上に直接つながるものではなく、また、対象者の範囲を更に拡大した場合、多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があります。(C) 子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な認可保育所等の整備を推進することとされています。 県では、保育所等の施設整備に対する財政支援により、引き続き、待機児童の解消に向けて、市町村と一体となって、取り組んでいきます。(B)</p>	保健福祉部	健康国保課 子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 3、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 5) 夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化を図り、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。</p>	<p>県では、平成30年度にDVIに関する県民の意識調査を行ったところであり、調査結果を踏まえ、暴力の防止に向けた教育・啓発の促進等を図っています。今後も、相談員研修会の開催や被害者の安全確保、自立支援のための各種制度の周知、警察や児童相談所等関係機関との連携によるDV被害者の支援の充実等の取組を進めます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 3、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 6) 選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度の導入については、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、国において検討を進めることとされていますので、国の動向を注視していきます。また、非嫡出子の相続差別廃止についても、国の動向を注視していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 3、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 7) ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。生活保護基準以下の世帯には生活保護受給を進めること。</p>	<p>令和元年10月に公表した「岩手県子どもの生活実態調査報告書」中間報告では、特に母子世帯において、厳しい生活実態が浮き彫りとなったところです。ひとり親家庭の経済的支援として、児童扶養手当制度は、年々支給額が増額しており、令和2年4月からも増額が予定されています。また、令和2年11月からは支払回数数が隔月払いとなったほか、母子世帯において最もニーズが高い家計について支援するため、令和元年度から、ファイナンシャルプランナーによる、講習会や個別支援を行う「ひとり親家庭家計管理・生活支援講習会等事業」を昨年度から実施しているところです。 県としては、ひとり親家庭個別相談会等を通じ、支援を要する方々の相談を丁寧に行うとともに、市町村に対し、制度周知の強化を働きかけていきます。生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めていきます。 なお、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き指導していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課 地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 3、男女平等の取組を強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性と青年を登用すること。</p>	<p>女性幹部職員の登用については、平成28年3月に策定した「女性活躍推進のための特定事業主行動計画」において、2020年度に幹部職員のうち女性が占める割合を9%とする目標値を設定しているところです。 この目標達成に向け、女性職員のキャリア形成を支援し、より能力を発揮できるよう、平成27年度から「女性職員リーダー研修」や「女性職員キャリアデザイン研修」、平成28年度から「女性管理監督者マネジメント力向上研修」を実施しているところであり、引き続き、女性が活躍しやすい職場環境の整備など、女性幹部職員の登用率の向上に向けた取組を進めていきます。</p> <p>各審議会への女性の登用については、いわて男女共同参画プランにおいても、審議会等委員の女性割合について指標を定めて取り組んでいるところであり、今後も指標達成に向けた取組を進めていきます。</p>	総務部	人事課	B 実現に努力しているもの
		環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 4、個人の尊厳を守り、ジェンダー平等社会を推進すること。 1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でジェンダー平等を確立すること。</p>	<p>県では、「いわて男女共同参画プラン」に基づき、雇用の場において、男女均等な機会・待遇が確保されるなど雇用環境が整備され、男女が対等なパートナーシップを発揮し、いきいきと働くことができるよう、関係機関と連携した取組を行っており、今後も継続して取り組んでいきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 4、個人の尊厳を守り、ジェンダー平等社会を推進すること。 2) 選択的夫婦別姓を実現する民法改正を速やかに行うよう求めること。民法・戸籍法などに残る差別的条項をなくすこと。</p>	<p>県では、政策推進プランに基づき、男女を問わず、あらゆる人が持てる能力を最大限に発揮することを可能とするダイバーシティ経営の導入を促しています。</p>	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 4、個人の尊厳を守り、ジェンダー平等社会を推進すること。 2) 選択的夫婦別姓を実現する民法改正を速やかに行うよう求めること。民法・戸籍法などに残る差別的条項をなくすこと。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度の導入については、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、国において検討を進めることとされていますので、国の動向を注視していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 4、個人の尊厳を守り、ジェンダー平等社会を推進すること。 3) 政策・意思決定の場への女性の登用を促進すること。</p>	<p>県では、政策・方針決定過程の場への女性の登用について、「いわて男女共同参画プラン」に基づき、審議会等委員の女性割合や県職員管理監督者に占める女性の割合等を指標として定めて取り組んでいるところであり、今後も指標達成に向けた取組を進めていきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 4、個人の尊厳を守り、ジェンダー平等社会を推進すること。 4) 性暴力をなくすための施策と法改正を求めること。</p>	<p>県では、国や市町村、NPO等と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施などにより、暴力の防止に向けた啓発、関係法令の内容について県民への周知を図っています。 なお、万が一性暴力等の被害に遭われた場合には、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の早期回復を図ることを目的として、関係機関が連携し、医療の提供、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援などを総合的に提供する「はまなすサポート」による支援を実施しています。 法改正については、国の動向を注視していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室 県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 4、個人の尊厳を守り、ジェンダー平等社会を推進すること。 5) DV対策を強化すること。セクハラ・パワハラ・マタニティハラスメントなどハラスメントをなくす取組を強化し、それぞれの分野で相談・支援体制をつくること。</p>	<p>県では、「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」に基づき、関係機関と連携しながら、DVは重大な人権侵害であることの普及・啓発を図るとともに、被害者の保護と自立支援のための取組を進めていきます。 また、「いわて男女共同参画プラン」に基づき、職場でのセクシュアル・ハラスメント対策について、国や関係機関・団体と連携して、事業主が講ずべき措置及び紛争解決援助制度の周知・啓発を図っており、今後も、これらの取組を通じて、県民や企業等への普及を図っていきます。</p> <p>県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しており、違法なハラスメントに関する相談については岩手労働局に伝えるなど、事態の改善につなげています。 また、各種セミナーや講演会において普及啓発するとともに、就業支援員や労働委員会における労使双方からの相談対応等を行っているところであり、引き続き、これらの取組により派遣労働者の適切な雇用・労働環境の確保に努めていきます。</p>	<p>環境生活部</p> <p>商工労働観光部</p>	<p>若者女性協働推進室</p> <p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 4、個人の尊厳を守り、ジェンダー平等社会を推進すること。 6) LGBT/SOGIIに関する差別のない社会を目指す取組を進めること。</p>	<p>県では、「いわて男女共同参画プラン」に基づき、岩手県男女共同センターにLGBT相談窓口を設置するとともに、LGBT出前講座や、啓発用パネルの貸し出しを行っています。 また、令和元年度には「生徒・学生と保護者の皆さん向けLGBTリーフレット」、「一般向けLGBT理解促進リーフレット」を作成しており、今後もLGBT等の理解促進に向けた取組を進めていきます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>若者女性協働推進室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が生かされる県政を 4、個人の尊厳を守り、ジェンダー平等社会を推進すること。 7) 国籍や民族の多様性を認め合い、共生する社会の実現を目指す取組を進めること。</p>	<p>日本人・外国人を問わず、全ての県民が安心・安全に、お互いを尊重し合いながら暮らすために、国籍や民族などの異なる人々が、文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことが大切です。 県では、「いわて県民計画(2019～2028)」やその下位計画である「岩手県多文化共生推進プラン」に基づき、国籍や民族等の違いにかかわらず、全ての県民が互いの文化的背景や考え方を理解し、地域社会を支える主体として共に生きる、多文化共生社会の実現に取り組んでいきます。</p>	政策地域部	国際室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が生かされる県政を 5、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会を目指す総合的な青年対策を実施すること。 1) 若者を使い捨てにするブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。最低賃金を1,000円に引き上げ1,500円を目指すこと。青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援を強化し、とりわけ県内就職率を80%以上に引き上げる取組を強化すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業への対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設、企業に対する重点監督等を実施しています。 県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しており、違法な労働時間等に関する相談については岩手労働局に伝えるなど、事態の改善につなげています。今後も「いわて働き方改革推進運動」の展開、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけていきます。 また、青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援については、引き続き、いわてで働こう推進協議会を核として、若者や女性の県内就職の促進や定着を図っていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が生かされる県政を 5、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会を目指す総合的な青年対策を実施すること。 2) 高校の授業料無償化を復活させること。私立高校への私学就学支援金は所得制限をなくすこと。県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料の値上げは行わず、これまでの授業料免除制度を継続実施すること。給付制奨学金を創設すること。</p>	<p>【高校の授業料無償化】 私立学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により就学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等への教育費の負担軽減を図っています。 また、平成26年度に就学支援金加算金が増額されているほか、平成26年度に創設された授業料以外の教育費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度以降、毎年度増額されるなど、支援策の拡充が着実に図られてきています。 さらに、国の高等学校等就学支援金制度の一部改正に伴う、令和2年度からの私立学校等に通う年収590万円未満世帯の生徒の授業料の実質無償化の実現に合わせ、一部世帯を対象として県単の上乗せ補助を行い、家庭の教育費負担の一層の軽減を図ります。 県としては、今後も引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について要望していきます。</p> <p>【県立大学】 県立大学の授業料は、国立大学の授業料標準額に準拠して県立大学が検討、決定しています。 また、授業料の免除について、令和2年度から実施される国の新制度では、住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯の学生が減免の対象とされていますが、県立大学で行われている現行の授業料減免より減免範囲が狭くなることから、県立大学では、学生が不利益を受けないよう、現行の授業料減免を継続することとしています。 また、給付制奨学金について、県立大学では、授業料減免や大学独自の無利子型奨学金である学業奨励金の支給を実施していますが、国においても、令和2年度から給付型奨学金の給付額及び給付者数を大幅に拡充することとしているところであり、国における奨学金制度の動向を注視していくこととしています。 県としては、県立大学に対し経営努力を促しつつ、引き続き、県立大学の取組状況を見ながら必要な助言を行っていきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>学事振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
	<p>高校授業料の無償化については、全国一律の取扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されており、国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行っています。今後も、国の動向を踏まえながら要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう取り組んでいきます。 また、高等学校専攻科へ通う低所得者世帯に対する授業料の減免措置に対して、令和2年4月からは国が授業料相当分の1/2を補助する制度が創設されています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教育企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 5、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会を目指す総合的な青年対策を実施すること。 3) 青年の定住を目指し、若者定住住宅の整備を進め、空き家活用とリフォーム助成、家賃補助などの対策を進めること。</p>	<p>若者定住住宅の整備については、県内の市町村で雇用促進住宅を買い取り、若者定住住宅として活用している事例があり、家賃補助についても若者向けの補助事業を行っている事例があることから、県として、各市町村に対し住宅施策を含めた県内外の移住施策の情報を提供し、市町村の取組を支援します。 また、県では移住者の受入環境整備を図るために、平成29年度から市町村による空き家バンクを活用した移住促進事業に対する補助を実施しているところであり、令和2年度においても継続して実施することとしています。 さらに、県の移住ポータルサイトにおいて、各市町村の空き家バンクの情報を集約するなどして、住まいの情報発信を行うなど、市町村との連携を強化し、若者の定住に向けて取り組んでいきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が活かされる県政を 5、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会を目指す総合的な青年対策を実施すること。 4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、就労支援などの取組を強化すること。就労を目的にすることなくNPOや民間団体の取組を支援し、多様な段階的支援を強化すること。</p>	<p>県では、若年無業者やひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、関係機関等が連携し、それぞれの専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施するため、「子ども・若者育成支援推進法」第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会として、平成28年度から「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」を設置し、情報交換等を通じて子ども・若者支援の連携体制を構築するとともに、支援者を対象とした研修会の開催や総合相談窓口を設けるなどの取組をしています。 今後も、本会議の取組をはじめ、本県における子ども・若者支援の充実を図っていきます。 また、「いわて若者ステップアップ支援事業」による就労支援や、他者と円滑にコミュニケーションがとれるようにするための集団活動や交流活動、訪問支援活動等を実施します。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、平成30年度初めて、全県を対象とした「地域住民の社会参加活動に関する実態調査」を実施し、平成31年2月に調査結果を公表しました。 調査結果を踏まえ、県ひきこもり支援センターが行う相談対応や当事者の居場所づくり、家族教室、支援者向け研修会等の取組の強化につなげていきます。 また、調査結果は市町村や社会福祉協議会などに情報提供しており、市町村等におけるひきこもり支援に活かしていただいているほか、ひきこもりを支援している民間団体への支援を含め、関係団体等と連携し、新たな対応策についても検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 11 男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現を、実効性ある男女平等の取組を進め、女性と青年の声が生かされる県政を 5、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会を目指す総合的な青年対策を実施すること。 5) 18歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子どもの権利条約に基づく主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であり、小・中・義務教育学校の社会科や高校の公民科の授業、選挙管理委員会と連携して実施する「明るい選挙啓発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ継続的に指導の充実を図ります。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 12 安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること 1、安倍政権が進める憲法9条の改憲に反対すること。</p>	<p>平成30年2月県議会定例会の一般質問において、下記のとおり知事がお答えしています。 (日本国憲法第9条は、先の大戦とそこに至る日本のあり方について、深い反省の下、過ちは繰り返さないという国民的な決意として定められたものであり、その趣旨は、国際連合憲章の理念にも合致するものであると考えます。このような過去の反省と国際憲章もうたう平和の誓いを、国民的に共有することなく、9条を変更することは憲法の改悪であり、そのような考え方や感じ方を多くの国民が共有していると考えます。)</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】 12 安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること 2、憲法違反の戦争法(安保法制)の廃止を求めること。戦争法に基づく米艦防護や米艦への給油活動の中止を求めること。中東への自衛隊の海外派兵に反対すること。</p>	<p>安全保障関連法の廃止については、国において国民的に議論を十分行った上で、国民総意の下、法に則って手続きされるべきものと認識しています。</p>	総務部	総務室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 12 安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること 3、人権と個人情報保護に反する自衛隊への青年の名簿等の提供は中止すること。「子どもを再び戦場に送らない」の戦後民主教育の原点に立って、高校生の自衛隊への入隊・就職については慎重に対応すること。</p>	<p>自衛官の募集に関する事務については、自衛隊法により、県、市町村等の地方公共団体の法定受託事務と定められており、同法施行令に、防衛大臣は市町村長に対し、自衛官募集に関し必要な資料の提出を求めることができると規定されています。 市町村においては、個人情報保護条例に基づき、個人情報の提供を制限していますが、法令に定めがあるときは、提供できる旨を規定しており、法令及び条例に基づき、情報提供を行っているところです。 なお、高校生の入隊等については、本人の意思を尊重して行われるべきものと認識しております。</p>	総務部	総合防災室	S その他
<p>【第三部】 12 安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること 4、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、中止を求めること。米軍機の低空飛行訓練の中止を求めること。</p>	<p>オスプレイをはじめとする米軍機の低空飛行訓練については、全国知事会を通じ、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう要請しています。 今後も引き続き県民に対する十分な説明と飛行内容の明示等について、必要に応じ要請を行っていきます。</p>	総務部	総合防災室	S その他
<p>【第三部】 12 安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること 5、全国知事会が提言し、岩手県議会も2018年12月議会で意見書を採択した「日米地位協定の見直し」を国に強く求めること。</p>	<p>全国知事会として、毎年度の国への要望の中で、日米地位協定の抜本的な見直しを行うよう要望しています。 また、平成30年7月には、米軍基地負担に関する提言をとりまとめ、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることなど、全国知事会として国に対し要請活動を行っています。</p>	総務部	総務室	S その他

日本共産党岩手県委員会

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 12 安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること 6、沖縄知事選挙や参院選挙での県民の審判を無視し、沖縄県名護市辺野古への米軍基地建設の強行に反対し、中止を求めること。</p>	<p>米軍普天間飛行場の沖縄県名護市辺野古移設に関しては、本県としてコメントする立場にありません。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】 12 安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること 7、朝鮮半島の非核化と平和の体制構築に向けて、日本としても積極的な貢献を行うべきです。秋田県と山口県に地上迎撃ミサイル基地(イージスアショア)の配備に反対し、撤回を求めること。</p>	<p>地上迎撃ミサイル基地(イージスアショア)を保有、装備することについては、国の専権事項ではありますが、その実施に当たっては、主権者である国民の理解が不可欠であると考えます。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】 12 安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること 8、「核兵器廃絶平和宣言」(98年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。</p>	<p>平和は人類普遍の願いであり、我が国は平和憲法の下にいわゆる非核三原則を国是として国の平和と安全の確保に努めています。県としても、非核三原則を国是とする我が国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、様々な機会を捉えて核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。また、世界平和に関する取組は、世界各国と協調しながら取り組むべき課題であり、「唯一の被爆国」として我が国が核兵器廃絶のための積極的な取組を行うことを願っています。</p>	総務部	総務室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 12 安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること 9、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び、啓蒙する取組を行うこと。</p>	<p>県では、先の大戦の岩手県戦後処理史の一部を、昭和46年11月に「援護の記録」としてまとめ、恒久平和に役立てられるよう、県の援護の参考としたり、戦没者関連の資料として情報提供するなど活用しています。平和は人類普遍の願いであり、我が国は平和憲法の下に国の平和と安全の確保に努めています。県としても、我が国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、県のホームページ等を活用し、様々な機会を捉え、核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】 12 安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること 10、日米の軍事一体化・米軍支援を目指す岩手山演習場での日米共同訓練に反対すること。</p>	<p>日米共同訓練における訓練内容の調整については、国の専決事項ではありますが、その実施に当たっては主権者である国民の理解が不可欠です。県内において訓練が行われる場合は、訓練実施に伴って県民の生活や安全に支障をきたすことがないように、必要に応じ国に申し入れを行っていきます。</p>	総務部	総合防災室	S その他
<p>【第三部】 12 安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること 11、国民を戦争に動員する有事立法・国民保護法制の廃止を要求すること。ありえない日本への攻撃を想定した岩手県国民保護計画は、県民を戦争態勢に動員するものであり、県民を動員する訓練などは行わないこと。市町村に対しても計画策定を押し付けないこと。</p>	<p>有事法制、国民保護法制は、武力攻撃事態やテロなどの緊急対処事態が発生した場合に、国民の生命、身体及び財産を守るために、国や地方公共団体等の責務や対処方法等を定めたものです。 岩手県国民保護計画は、武力攻撃事態等が発生した場合に、県が住民を保護するための措置等を迅速かつ確実に実施するために作成しているものであり、実動訓練の実施に当たっては、住民に広く参加を呼びかけています。なお、参加への協力は任意であり、住民の自発的な判断に委ねられています。 また、市町村における国民保護計画策定については、平成19年3月までに県内全市町村で策定を完了しています。</p>	総務部	総合防災室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 12 安倍9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること 12、憲法を敵視し、日本の侵略戦争を美化する「歴史教科書」など、侵略戦争を美化する動きを、芽のうちに摘み取る草の根の取組を広げること。</p>	<p>学習指導要領において、中学校社会科では、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことをねらいとしています。</p> <p>歴史的分野の「昭和初期から第二次世界大戦の終結まで」の学習においては、「我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など、我が国の国民が多くの戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」ことをねらいとしており、県教育委員会では、学習指導要領の趣旨に基づいて教科用図書の調査を行うとともに、各学校において適切に歴史学習が進められるよう指導しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育課	A 提言の趣旨に沿って措置